
池田市地域防災計画

(関係資料)

令和8年3月

池田市防災会議

修正年月日： 令和8年3月27日

関係資料 目次

1 被害想定

1-1	地震災害	1
-----	------	---

2 災害履歴

2-1	風水害	3
2-2	地震災害	9

3 危険箇所

3-1	山地災害	12
3-2	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	13
3-3	土砂災害警戒区域等、浸水区域内の 公共施設・要配慮者施設等	17

4 河川、ため池等と樋門の概況

4-1	河川	23
4-2	ため池	25
4-3	樋門	27
4-4	水防信号	29
4-5	水防用資材（河川・ため池）	29

5 伝達・連絡等の系統

○	防災関係機関連絡先一覧	30
5-1	池田市地域防災無線	33
5-2	大阪府防災行政無線回線構成図	36
5-3	気象予警報等の伝達系統	37
5-4	自衛隊への連絡系統	38
5-5	大阪ガスネットワーク株式会社との情報通信連絡系統	39
5-6	関西電力送配電株式会社との情報通信連絡系統	39
5-7	阪急電鉄株式会社との情報通信連絡系統	40
5-8	大阪国際空港との情報通信連絡系統	41
5-9	ガス事故時の情報通信連絡系統	42
5-10	災害物資要請連絡系統（災害救助法適用時）	43

6 災害対策本部の組織

6-1	組織	44
6-2	配備体制別出動人員	45

7 消火・救急・救助の現況

7-1	消防本部(署)の組織	46
7-2	消防職員	46
7-3	消防力の現況	47

7-4	消防団組織	50
7-5	消防団員と機械	50
7-6	自主防災組織	51
7-7	防火対象物	52
7-8	防火水槽・プール	53
7-9	危険物施設を保有する事業所	56
7-10	防火地域・準防火地域	58

8 公園、道路の現況

8-1	池田市の都市公園一覧表	59
8-2	都市計画道路整備状況	61

9 指定避難所、指定緊急避難場所等の現況

9-1	広域避難地	64
9-2	一時避難地	65
9-3	指定避難所	67
9-4	福祉避難所	67
9-5	指定緊急避難場所	68
9-6	避難情報の伝達要領	70

10 文化財の現況 ----- 72

11 市内寺院の現況 ----- 76

12 水、食料等の状況

12-1	池田市	77
12-2	大阪府	78
12-3	米穀取扱店	79

13 防災気象情報等

13-1	防災気象情報	80
13-2	地震情報	82

14 気象等観測業務

14-1	雨量観測所	87
14-2	水位観測所等	87
14-3	地震計設置場所	88
14-4	ため池の通報水位及び警戒水位	88

15 被害状況等報告基準 ----- 89

16 応援協定等一覧 ----- 91

1 7 各種手続様式

1 7 - 1	自衛隊派遣要請、撤収要請	94
1 7 - 2	緊急輸送車両確認申請	96
1 7 - 3	被害状況等の報告	98
1 7 - 4	災害報告（地すべり・がけ崩れ・土石流等）	102

1 8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 - 106

1 9 池田市防災条例 ----- 110

2 0 池田市防災会議委員構成員 ----- 112

(余 白)

1 被害想定

1-1 地震災害

池田市域に大きな被害をもたらすと考えられる上町断層系、有馬高槻構造線系の2ケースを想定した場合の被害予測値

【表1-1 断層型地震災害】

(前提条件:冬季 18時、北西の風 2.9m/s)

種 類		有馬高槻断層帯	上町断層帯
推定震度		6弱～6強	5強～6強
建物被害	全 壊	2,403棟	3,340棟
	半 壊	3,398棟	4,040棟
人的被害	死 者	16人	26人
	負 傷 者	1,313人	1,510人
	避難生活者	6,671人	8,101人
地震火災被害	炎上出火件数	2(3)件	4(4)件
ライフライン被害	上水断水影響人口	43,000人	60,000人
	ガス供給停止戸数	31,000戸	44,000戸
	固定電話被災回線数	2,448回線	2,448回線
	停電件数	34,474軒	12,297軒

(注)炎上出火件数は1日間の合計値、()内は3日間の合計値

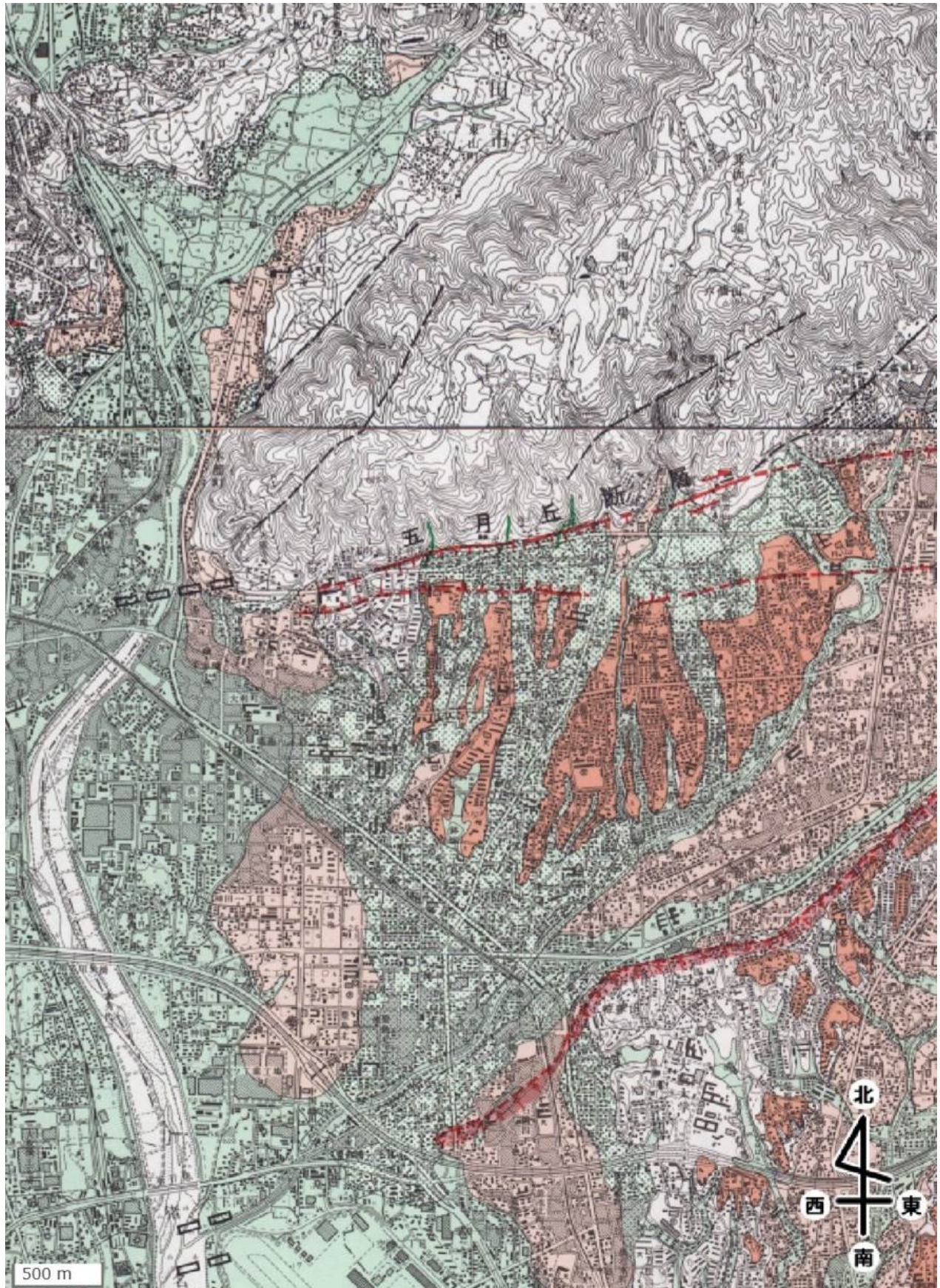
【表1-2 海溝型地震被害】

(前提条件:冬季 18時、1%超過確率風速)

種 類		南海トラフ
推定震度		6弱
建物被害	全 壊	91棟
	半 壊	1,306棟
	地震火災被害	0棟
人的被害	死 者	3人
	負 傷 者	209人
	避難所避難者	2,813人
ライフライン被害	上水断水率	25%
	ガス供給停止率	0%
	固定電話不通契約率	30.8%
	停 電 率	49%

(注)避難所避難者は1週間後、ライフライン被害は被災直後の数値

【図1 活断層分布図(国土地理院都市圏活断層図)】



2 災害履歴

2-1 風水害

【表2-1 災害年表】

年月日	内 容	日最大 雨量	時間最 大雨量	総 雨量	被害状況
昭和55年 9月7日	大 雨	—	—	—	床下浸水4箇所、道路陥没
昭和57年 8月1・2日	台風10号	90	24	111	がけくずれ2箇所、猪名川運動公園冠水等
昭和58年 6月21日	集中豪雨	114	11	136	土砂くずれ1箇所
昭和58年 9月28日	台風10号	292	42	324	家屋の浸水、土砂くずれ等、多数被害あり
昭和63年 6月3日	大 雨	118	13	142	猪名川運動公園冠水
昭和63年 8月14・16日	雷雨による 一時水	104	29	173	田の冠水
平成1年 9月2・3日	大 雨	78	38	136	道路側溝溢水9件、地下道冠水、土砂くずれ 2件
平成1年 9月19日	大 雨	—	15	90	五月山緑地、緑風台土砂くずれ、五月山公 園幹線園路法面土砂くずれ
平成6年 9月6・7日	集中豪雨	180	130	294	市中・南部一帯で浸水。(別記)
平成9年 7月13日	集中豪雨	138	43	138	床上浸水(5)、崖くずれ(2)、避難(16名)
平成9年 8月7日	集中豪雨	132	84	133	床上浸水54棟、崖くずれ等。(別記)
平成11年 6月29・30日	集中豪雨	130	56	197	床上浸水(6)、崖くずれ(1)、ため池堤体破 損(1)、五月山公園幹線園路法面土砂くず れ、猪名川運動公園冠水
平成16年 10月20・21日	台風23号	127	28	176	木部町(中之島地区)避難勧告、猪名川運動 公園冠水
平成26年 8月9-11日	台風11号	144	39	256	避難勧告、停電(190)、避難(26)
平成26年 8月24・25日	集中豪雨	178	70	178	避難勧告、土砂崩れ(5)、公共施設(8)、 床上浸水(12)、床下浸水(31)、避難(77)
平成26年 9月10・11日	集中豪雨	170	115	170	床上浸水(58)、床下浸水(83)、公共施設 (17)、停電(90)
平成30年 7月5-8日	平成30年 7月豪雨	221	31	407	避難指示(法面崩壊)
平成30年 9月4日	台風21号	—	—	—	最大瞬間風速 39.8m/s(消防本部) 市内一円停電

(1) 昭和42年7月9日集中豪雨

①概況

7月9日、おりから近畿地方に停滞していた梅雨前線が台風7号くずれの低気圧に刺激されて、日雨量270mmという記録的な集中豪雨を降らせ、本市も予想外の被害を受けた。

市の対策として、9日午後1時に1号配備、8時には3号配備を指令、職員287名と消防団員160名が参集し、応急対策にあたった。

②災害経過

種別 月日	時 分	内 容	備 考
7. 9	11:45	大雨注意報（更新）	大阪管区气象台発表
	13:00	1号配備指令	
	14:00	古江町如来寺上山崩れ3ヶ所	
	17:40	大雨警報、洪水注意報（更新）	大阪管区气象台発表
	20:00	3号配備指令	
	〃	水防対策本部設置	
	20:10	箕面川崩壊避難場所	
	〃	北豊島小学校、順正寺、石橋会館	
	20:45	五月丘5丁目配水池山崩れ3ヶ所	
	21:00	古江町60附近崖崩れ	
	21:25	木部町中之島避難場所	
	〃	共栄荘	
	21:30	五月丘5丁目配水池附近	
	〃	避難場所五月丘小学校	
	21:45	石澄川市営住宅避難場所	
	〃	天理教会青年会館	
	22:30	新町通3丁目堀内鉄工所裏山崩壊	
	〃	木部天満宮裏山崩れ	
23:00	五月山熊本県人寮裏山崩れ		
23:40	伏尾町いごき入口山崩れ		
7. 10	1:15	大雨警報解除	大阪管区气象台発表
	〃	洪水注意報（更新）	〃
	7:00	洪水注意報解除	〃
	8:00	災害救助法発動	
	9:00	箕面川決壊	
7. 12	5:55	大雨注意報	大阪管区气象台発表
	17:00	箕面川決壊のため避難	
	〃	北豊島小学校北豊島公民館	
	〃	共栄マート西市場自治会館	
	〃	木部地区避難場所	
	〃	細河小学校	
21:00	大雨注意報解除	大阪管区气象台発表	

③時間当り雨量

(単位 mm)

日時	大阪气象台	大阪空港	上池田
9日6時	0	2.0	3.0
7	0	1.5	1.0
8	0	0	0
9	1.2	7.0	8.0
10	4.7	3.0	5.0
11	4.7	10.0	9.0
12	0.7	0.5	0
13	1.3	15.5	28.0
14	0	10.5	16.0
15	0	0.5	0
16	0.5	0.5	2.0
17	3.4	22.0	23.0
18	2.6	16.5	41.0
19	5.0	27.0	18.0
20	20.0	38.5	34.0
21	10.6	56.5	52.0
22	25.2	39.0	29.0
23	2.5	0.5	1.0
24	0.9	0	0
合計	83.3	251.0	270.0

④被害状況

ア) 住居に関する被害

	住家の被害			非住家の被害
	戸数	世帯数	人数	
全壊	1戸	1世帯	2人	1
流出	14戸	15世帯	62人	0
半壊	10戸	10世帯	30人	0
床上浸水	311戸	362世帯	1,310人	—
床下浸水	3,000戸	4,000世帯	9,105人	—
り災総数	3,336戸	4,388世帯	10,509人	—

イ) 人的被害

死亡	1	(名)
重傷	0	(名)
軽傷	4	(名)

(2) 平成6年9月6日集中豪雨

①概況

9月6日、日本海上空にあった寒冷前線が午後になって南下、同日夕刻から7日未明にかけて大阪府及び兵庫県の上空をゆっくり通過したため、前線上では、大気の流れが極めて不安定となり、前線上に発達した積乱雲が連続した豪雨を降らせた。このため市内の中・南部では、21時30分頃から雷を伴ったすさまじい豪雨が4時間30分余りにわたり降り続き、各所で浸水をもたらした。

市では、6日22時の準備体制から23時には水防体制をひき、応急対策を実施した。

②災害経過

月日	時分	内 容	備 考
	時 分		
9. 6	18:55	大雨・雷注意報	
	20:30	雷注意報	
	22:00	準備体制	道路側溝等あふれの報が入る。
	22:40	大雨、雷注意報	
	23:00	水防本部設置	家屋浸水の報相次ぐ
	23:20	大雨、洪水警報、雷注意報	
9. 7	0:30	近畿地方の大雨に関する情報 (1)	
	1:30	近畿地方の大雨に関する情報 (2)	
	2:35	大阪府記録的短時間大雨情報	
	4:00	近畿地方の大雨に関する情報 (3)	
	5:00	洪水警報、大雨、雷注意報	
	6:50	雷、洪水注意報	
	9:00	災害対策本部設置	
	11:00	大雨、雷、洪水注意報	
	13:10	雷注意報	
21:40	雷注意報解除		
9. 8	15:00	災害救助法適用 (適用日7日10時)	

③時間当り雨量及び水位

日・時間	区分	雨 量 (mm)				水 位 (cm)				備 考
		市		上池田	空港	箕面川	余野川	猪名川		
		城南	東山					小戸	軍行橋	
6日	19:00	0	0	0	—	31	9	-0.55	-0.34	
	20:00	0	10	1	—	31	12	-0.55	-0.33	
	21:00	1	0	0	—	32	12	-0.55	-0.31	
	22:00	27	1	22	—	111	12	-0.48	-0.29	
	23:00	80	1	91	4	182	13	-0.41	2.11	
7日	0:00	106	0	130	10	223	13	-0.32	2.26	
	1:00	36	0	45	63	182	13	-0.42	2.30	
	2:00	2	0	5	91	165	13	-0.47	1.83	
	3:00	0	0	0	53	105	12	-0.48	1.30	
	4:00	0	0	0	0	86	12	-0.49	0.97	
計		252	12	294	221					

④被害状況

ア) 住居に関する被害

	住 家		非住家	
	棟	世帯	棟	戸
床上浸水	624	792	257	361
床下浸水	1,850	2,381	—	—
計	2,474	3,173	257	361

イ) 人的被害

軽 傷	2 件	3 名
-----	-----	-----

(3) 平成9年8月7日集中豪雨

①概況

8月6日から7日未明にかけて前線の北上に伴い、近畿地方中部では雷を伴う大雨となった。この大雨は5日午後に日本海沿岸にあった前線が近畿南部まで南下し、その後再び北上したため、近畿地方中部に残っていた弱い寒気とぶかったのが原因とされている。

市では、7日3時30分に水防本部（2号配備）を設置。職員200余名と消防団員が参集し、応急対策にあたった。

②災害経過

月日	時分	内 容	備 考
8.7	3:05	大雨洪水警報、雷注意報	家屋浸水及び河川、道路側溝等のあふれの報が入る。
	3:30	水防本部設置（2号配備）	
	4:20	記録的短時間大雨情報（第1号）	
	6:55	警報解除、雷、洪水注意報	
	13:00	雷注意報	

③時間当り雨量及び水位

月日	時分	雨量(mm)上池田	水位(cm)：猪名川小戸
8.7	2:00	15	0.12
	3:00	22	0.58
	4:00	84	1.83
	5:00	6	1.81
	6:00	3	1.53
	7:00	2	1.46

④被害状況

ア) 住居に関する被害

	住家	非住家
床上浸水	61世帯	76(棟)
床下浸水	176世帯	
計	237世帯	76(棟)

イ) 人的被害

なし

2-2 地震災害

府内に被害を及ぼした主な過去の地震は次のとおりである。

【表2-2 地震概要】

発生年月日	名称又は震央の地名	地震規模及び震源	災害の種類	被害地域	被害状況
1361年 8月3日	南海道沖	規模(M)8.4 震源(N)33.0° (E)135.0°	地震津波	摂津、難波浦	・摂津四天王寺金堂転倒 ・難波浦では津波により数百人溺死
1510年 9月21日	河内摂津	規模(M)6.7 震源(N)34.6° (E)135.7°	地震津波	大阪府全域	・四天王寺石の鳥居倒壊 ・河内藤井寺倒壊 ・その他21社倒壊 ・高潮による人家の損失多数 ・余震が70数日続く
1579年 2月25日	摂津河内	規模(M)6.0 震源(N)34.7° (E)135.5°	地震		・四天王寺石の鳥居倒壊
1596年 9月5日	慶長伏見地震	規模(M)7.0 震源(N)34.8° (E)135.7° 震度4	地震	大阪、京都	・堺で死者600人、大阪で人家多数被害 ・伏見城中で死者約600人
1662年 6月16日	琵琶湖西岸	規模(M)7.6 震源(N)35.3° (E)136.0° 震度5	地震	大阪、京都 江州	・高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者 ・江州で民家約1,600軒倒壊死者約400人 ・京都で家屋数千軒破壊圧死者200人
1707年 10月28日	宝永地震	規模(M)8.4 震源(N)33.2° (E)135.9° 震度6	地震津波		・大阪では民家約600軒、死者約750人、又津波により船舶被害1,300、落橋50、溺死者約7,000人 ・東は遠江、駿河から西は、備後日向地方まで揺れる
1830年 8月19日	京都地震	規模(M)6.4 震源(N)35.0° (E)135.7°	地震	京都、丹波 亀山、大津	・京都で死者280人、負傷者約1,300人 ・丹波亀山、大津などで被害
1854年 7月9日	伊賀上野地震	規模(M)6.9 震源(N)34.8° (E)136.2°	地震	大阪、四日市 伊勢、奈良市 伊賀上野	・大阪では津村御坊の法活所倒壊 ・伊勢四日市で死者800人・伊賀上野壊滅 ・奈良市で死者284人、家屋被害800軒 ・本震の二日前から相当の振動があった
1854年 12月14日	安政南海地震	規模(M)8.4 震源(N)33.2° (E)135.6° 震度5~6	地震津波	大阪、南海 西海、山陽 山陰	・大阪では津波による死者多数、船舶被害1,800落橋10 ・高知では火災により焼失2,000軒 ・徳島では火災による焼失1,000軒 ・砂地盤で液状化現象
1854年 12月23日	安政東海地震	規模(M)8.4 震源(N)34.1° (E)137.8° 震度5	地震	大阪、伊勢 三河、若狭 越前、土佐 伊豆	・大阪では家屋倒壊200軒 ・全国では倒壊流失家屋約8,300軒、焼失300軒、死者1,000人
1891年 10月28日	濃尾地震	規模(M)8.0 震源(N)35.6° (E)136.6° 震度5	地震	全国的な被害	・大阪府下では死者24人、負傷者94人、家屋全壊1,911戸半壊708戸 ・全国で死者7,273人、負傷者17,175人、家屋全壊142,177戸 日本の内陸地震で最大の地震

発生年月日	名称又は震源の地名	地震規模及び震源	災害の種類	被害地域	被害状況
1899年 3月7日	紀和地震	規模(M)7.0 震源(N)34.1° (E)136.1° 震度4	地震		・大阪では負傷者20人、大阪市内砲兵工廠、小学校等損傷
1927年 3月7日	北丹後地	規模(M)7.3 震源(N)35.5° (E)135.2° 震度4	地震	京都、大阪	・大阪府下で、死者21人、負傷者126人、家屋全壊127戸 ・京都では、死者2,881人、家屋全壊4,899戸、家屋全壊2,091戸 ・液状化現象
1936年 2月21日	河内大和地震	規模(M)6.4 震源(N)34.6° (E)135.7° 震度4～5	地震	大阪	・大阪府下では死者8人、負傷者52人、破損家屋約1,600戸、道路堤防等の破損74箇所 ・大和川流域で液状化現象
1944年 12月7日	東南海地震	規模(M)7.9 震源(N)33.8° (E)136.6° 震度4	地震 津波	大阪、静岡 愛知、三重	・大阪市内では死者6人、負傷者120人、半壊小破2,500戸、浸水2,100戸、火災7戸 ・大正区で液状化現象
1946年 12月21日	南海地震	規模(M)8.0 震源(N)33.0° (E)135.6° 震度4	地震 津波 (大阪では津波被害は無)	四国、九州 近畿、中国 地方の一部	・大阪府下では死者32人、負傷者46人、半壊217戸 ・全国では、死者1,330人、家屋全壊9,000戸、家屋半壊20,000戸
1952年 7月18日	吉野地震	規模(M)6.8 震源(N)34.5° (E)135.8° 震度4	地震	大阪、京都 奈良	・大阪府下では死者2人、負傷者75人、家屋全壊9戸 ・半壊7戸
1995年 1月17日	兵庫県南部地震	規模(M)7.3 震源(N)34.36° (E)135.2° 震度7	地震	大阪、兵庫	・大阪府下では死者31人、負傷者3,589人、家屋全壊895棟、家屋半壊7,232棟
平成30年 (2018年) 6月18日	大阪北部地震	規模(M)6.1 震源(N)34.8° (E)135.6° 震度6弱	地震	大阪、京都 滋賀、兵庫 奈良、三重 徳島	・大阪府を中心に死者6人、重傷者22人、軽傷者347人、全壊21戸、半壊483戸、一部損壊61,266戸 ・池田市：震度5弱 軽傷7人、半壊1戸、一部損壊286戸

(1) 平成7年1月17日 兵庫県南部地震

①概要

1月17日午前5時46分に明石海峡付近を震源としたマグニチュード7.3の地震が発生した。

六甲断層帯の淡路島寄りが震源位置であり、活断層による内陸型の地震である。気象庁の発表によれば概要は以下のとおりである。

発生日時	平成7年1月17日 午前5時46分
震 源	淡路島（北緯34度36分、東経135度02分）、深度1.6km
規 模	マグニチュード7.3
各地の震度	震度7（激震）：神戸市須磨区、長田区、兵庫区、中央区、灘区、東灘区、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町 の一部
	震度6（烈震）：神戸、洲本
	震度5（強震）：豊岡、彦根、京都
	震度4（中震）：奈良、津、敦賀、福井、上野、四日市、岐阜、呉、境、高知、福山、鳥取、多度津、徳島、岡山、高松、大阪、舞鶴、姫路、和歌山、津山、加西、相生、南部川、坂出、多賀、美方、高野山

出典：「防災白書」、「阪神・淡路大震災について（確定報）」

②全域の被害概要

地震災害として挙げられる全ての被害事象が発生した。火災・液状化による被害、建物・ライフラインの被害、道路・鉄道の被害などが顕著であった。これらの被害は活断層の直下型地震により、大規模な地盤振動によるものであり、阪神地区で想定されていた地震規模以上のものであった。また阪神地区は、古い歴史を持つ都市であり、新旧入り組んだ建物と細い路地により、被害が増長されたものと考えられる。

死者等	6,434人
負傷者	43,792人
住家全壊	104,906棟
住家半壊	144,274棟
出火件数	269件（建物火災）

③池田市の被害

本市での被害については、平成8年3月末現在で以下のようにまとめられている。

被害概要	死 者	1人（他に神戸市内で池田市民1人死亡）
	負 傷 者	168人（内重傷者27人軽傷者141人）
	建物全壊	住家21世帯/非住宅12棟
	建物半壊	住家429世帯/非住宅156棟
	一部損壊	住家9,665世帯/非住宅308棟
	ブロック塀等の崩壊	470箇所

3 危険箇所

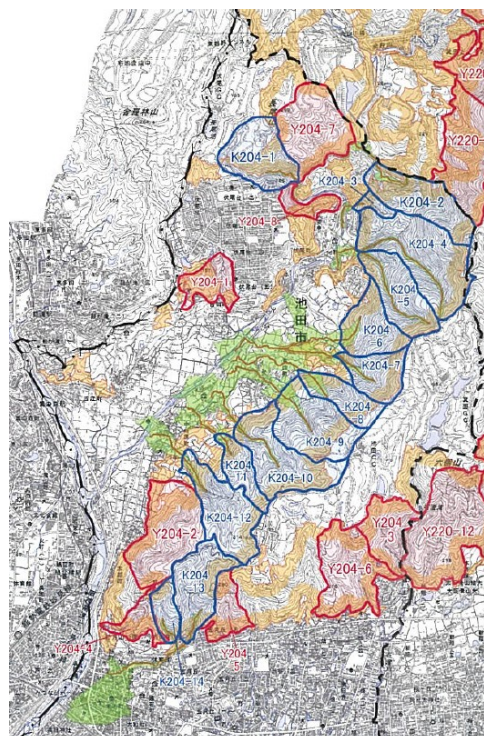
3-1 山地災害

林野庁の「山地災害危険地区調査について」の通達による調査の結果、山腹の崩壊、崩壊土砂の流失による災害が発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶ恐れのある山地災害危険地は、市内で22箇所となっている。

【表3-1 山地災害危険地】

令和5年4月1日現在

山地災害危険地一覧表			
山腹崩壊危険地区		崩壊土砂流出危険地区	
危険地区番号	所在地	危険地区番号	所在地
204-1	吉田町	204-1	伏尾町(1)
204-2	木部町	204-2	伏尾町(2)
204-3	畑3丁目(1)	204-3	伏尾町(3)
204-4	綾羽2丁目	204-4	伏尾町(4)
204-5	五月丘5丁目	204-5	伏尾町(5)
204-6	畑3丁目(2)	204-6	伏尾町(6)
204-7	伏尾町	204-7	東山町(1)
204-8	伏尾町・伏尾台2丁目	204-8	東山町(2)
		204-9	東山町(3)
		204-10	東山町(4)
		204-11	中川原町(1)
		204-12	中川原町(2)
		204-13	五月丘
		204-14	綾羽町



【図3-1 山地災害危険地区位置図】

凡 例	
	地域森林計画対象民有林
	山腹崩壊危険地区
	地すべり危険地区
	崩壊土砂流出危険地区
	崩壊土砂流出溪流
	崩壊土砂流出区間
	地域森林計画対象民有林

3-2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から国民の命を守るため、土砂災害のおそれのある地域について危険の周知、警戒体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進しようとする法律により、指定された区域

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危機の周知、警戒避難体制の整備が行われる地域

- ①市町村地域防災計画の記載
- ②避難行動要支援者関連施設の警戒避難体制
- ③ハザードマップによる周知の徹底
- ④宅地建物取引による説明

(2) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる地域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制が行われる地域

- ①特定の開発行為に対する許可制
- ②建築物の以降増の規制
- ③建築物の移転等の勧告及び支援措置
- ④宅地建物取引のおける説明

【表3-2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域】

令和7年5月13日現在

区域名	警戒区域	特別警戒区域	所在地	指定年月日
K20400010	綾羽(1)	○	池田市綾羽2丁目	H22.3.30
K20400020	綾羽(2)	○	池田市綾羽2丁目	H22.3.30
K20401180	綾羽(3)	○	池田市綾羽2丁目	H28.9.6
K20400130	綾羽(5)	○	池田市綾羽2丁目	H22.3.30
K20400600	綾羽(6)	○	池田市綾羽2丁目	H22.3.30
K20400620	新町(5)	○	池田市綾羽2丁目	H22.3.30
K20400640	新町(6)	○	池田市綾羽2丁目	H22.3.30
K20400770	新町(7)	○	池田市新町	H22.3.30
K20400780	新町(8)	○	池田市綾羽2丁目	H22.3.30
K20400631	新町北-1	○	池田市新町、綾羽2丁目、木部町	H28.9.6
K20400632	新町北-2	○	池田市新町、綾羽2丁目	H28.9.6
K20400540	城山(4)	○	池田市城山	H22.3.30
K20400560	城山(6)	○	池田市城山	H22.3.30
K20400760	城山(7)	○	池田市城山	H22.3.30
K20400570	建石	○	池田市建石町	H22.3.30
K20400700	木部町(1)	○	池田市木部町	H22.3.30
K20400650	木部(2)	○	池田市綾羽2丁目	H22.3.30
K20400690	木部(3)	○	池田市木部町	H22.3.30
K20400720	木部(5)	○	池田市木部町	H22.3.30
K20400740	木部(6)	○	池田市中河原町	H22.3.30
K20400750	木部(7)	○	池田市木部町	H22.3.30
K20401200	木部(8)	○	池田市木部町、綾羽2丁目、新町	H28.9.6
K20400670	木部北(1)	○	池田市木部町	H22.3.30

区 域 名		警戒区域	特別警戒区域	所 在 地	指定年月日
K20400680	木部北（2）	○	○	池田市木部町	H22. 3. 30
K20400090	畑三丁目	○	○	池田市畑3丁目	R 7. 2. 25
K20400100	畑三丁目（2）	○	○	池田市畑3丁目	H22. 3. 30
K20400030	畑三丁目（3）	○	○	池田市畑3丁目	H22. 3. 30
K20400040	畑三丁目（4）	○	○	池田市畑3丁目	H22. 3. 30
K20400050	畑三丁目（5）	○	○	池田市畑3丁目	H22. 3. 30
K20400070	畑三丁目（7）	○	○	池田市畑3丁目	H22. 3. 30
K20401420	畑三丁目（1 5）	○	○	池田市畑3丁目	H28. 9. 6
K20401740	畑三丁目（1 6）	○	○	池田市畑3丁目	H28. 9. 6
K20400230	畑五丁目（2）	○	○	池田市畑5丁目	H22. 3. 30
K20400240	畑五丁目（3）	○	○	池田市畑5丁目	H22. 3. 30
K20400250	畑五丁目（4）	○	○	池田市畑5丁目	H22. 3. 30
K20400490	畑五丁目（5）	○	○	池田市畑5丁目	H22. 3. 30
K20400460	五月丘（2）	○	○	池田市五月丘1丁目	H22. 3. 30
K20400450	五月丘（3）	○	○	池田市五月丘1丁目	H22. 3. 30
K20400140	五月丘（4）	○	○	池田市五月丘5丁目	H22. 3. 30
K20401250	五月丘一丁目（3）	○	○	池田市五月丘1丁目	H28. 9. 6
K20401261	五月丘二丁目（1）－1	○	○	池田市五月丘2丁目、5丁目	H28. 9. 6
K20401262	五月丘二丁目（1）－2	○	○	池田市五月丘2丁目	H28. 9. 6
K20401300	五月丘四丁目（1）	○	○	池田市五月丘3丁目、4丁目、渋谷1丁目	H28. 9. 6
K20400150	五月丘五丁目（1）	○	○	池田市五月丘5丁目	H22. 3. 30
K20400160	五月丘五丁目（2）	○	○	池田市五月丘5丁目	H22. 3. 30
K20401310	五月丘五丁目（3）	○	○	池田市五月丘5丁目、3丁目、4丁目	H28. 9. 6
K20401730	五月丘五丁目（4）	○	○	池田市五月丘5丁目、4丁目	H28. 9. 6
K20400280	横 岡	○	○	池田市五月丘5丁目	H22. 3. 30
K20400260	山之手（1）	○	○	池田市五月丘5丁目	R 3. 3. 5
K20400270	山之手（2）	○	○	池田市五月丘5丁目	H22. 3. 30
K20401360	渋谷三丁目（1）	○	○	池田市渋谷3丁目	H28. 9. 6
K20401140	緑丘一丁目（1）	○	○	池田市緑丘1丁目	H26. 4. 11
K20401141	緑丘一丁目（2）	○	○	池田市緑丘1丁目	H27. 8. 7
K20401142	緑丘一丁目（3）	○	○	池田市緑丘1丁目	H27. 8. 7
K20401143	緑丘一丁目（4）	○	○	池田市緑丘1丁目	H27. 8. 7
K20401140	旭丘三丁目	○	○	池田市旭丘3丁目、箕面市瀬川1丁目	H26. 4. 11
K20401150	鉢塚三丁目（1）	○	○	池田市鉢塚3丁目	H26. 4. 11
K20401160	鉢塚三丁目（2）	○	○	池田市鉢塚3丁目、緑丘2丁目	H26. 4. 11
K20400730	中川原町（1）	○	○	池田市中河原町	H22. 3. 30
K20400290	中川原町（2）	○	○	池田市中河原町	R 3. 3. 5
K20400441	古江西－1	○	－	池田市古江町	H28. 9. 6
K20400442	古江西－2	○	○	池田市古江町	H22. 3. 30
K20400360	古江町（1）	○	○	池田市古江町	H22. 3. 30
K20400370	古江町（2）	○	○	池田市古江町	H22. 3. 30
K20400380	古江町（3）	○	○	池田市古江町	H22. 3. 30
K20400390	古江町（4）	○	○	池田市古江町	H22. 3. 30
K20400400	古江町（5）	○	○	池田市古江町	H22. 3. 30
K20400410	古江町（6）	○	○	池田市古江町	H22. 3. 30
K20400300	古江町（9）	○	○	池田市古江町	H22. 3. 30
K20400320	東山（2）	○	○	池田市東山町	H22. 3. 30
K20400330	東山（3）	○	○	池田市東山町	H22. 3. 30
K20400340	東山（4）	○	○	池田市東山町	H22. 3. 30
K20400350	東山（5）	○	○	池田市東山町	H22. 3. 30
K20401070	伏尾町（1）	○	○	池田市伏尾町	H26. 4. 11
K20401080	伏尾町（2）	○	○	池田市伏尾町、東山町	H26. 4. 11
K20401570	伏尾町（6）	○	○	池田市伏尾町	H28. 9. 6
K20400940	伏尾（3）	○	○	池田市伏尾町	H26. 4. 11

区 域 名	警戒区域	特別警戒区域	所 在 地	指定年月日	
K20400790	伏尾(4)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400800	伏尾(5)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400810	伏尾(6)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400820	伏尾(7)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20401750	伏尾(8)	○	○	池田市伏尾町	H28. 9. 6
K20401760	伏尾(9)	○	○	池田市伏尾町	H28. 9. 6
K20400830	伏尾(10)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400840	伏尾(11)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400850	伏尾(12)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400860	伏尾(13)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400870	伏尾(14)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400880	伏尾(15)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400890	伏尾(16)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400900	伏尾(17)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400910	伏尾(18)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400920	伏尾(19)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20400930	伏尾(20)	○	○	池田市伏尾町	H24. 3. 30
K20401090	伏尾(21)	○	○	池田市伏尾町	H26. 4. 11
K20401100	伏尾(22)	○	○	池田市伏尾町	H26. 4. 11
K20401110	伏尾(23)	○	○	池田市伏尾町	H26. 4. 11
K20400950	伏尾台(1)	○	○	池田市伏尾台1丁目	H26. 4. 11
K20400960	伏尾台(2)	○	○	池田市伏尾台1丁目	H26. 4. 11
K20400970	伏尾台(3)	○	○	池田市伏尾台1丁目	H26. 4. 11
K20400980	伏尾台(4)	○	○	池田市伏尾台1丁目、伏尾台2丁目	H26. 4. 11
K20400990	伏尾台(5)	○	○	池田市伏尾台1丁目	H26. 4. 11
K20401000	伏尾台(6)	○	○	池田市伏尾台1丁目	H26. 4. 11
K20401010	伏尾台(7)	○	○	池田市伏尾台1丁目	H26. 4. 11
K20401020	伏尾台(8)	○	○	池田市伏尾台1丁目、伏尾台2丁目	H26. 4. 11
K20401030	伏尾台(9)	○	○	池田市伏尾台2丁目	H26. 4. 11
K20401050	伏尾台(11)	○	○	池田市伏尾台5丁目、吉田町	H26. 4. 11
K20401060	伏尾台(12)	○	○	池田市伏尾台5丁目、伏尾町、吉田町	H26. 4. 11
K20401120	伏尾台(13)	○	○	池田市伏尾台2丁目	H26. 4. 11
K20401130	伏尾台(14)	○	○	池田市伏尾台4丁目、伏尾台5丁目、吉田町	H26. 4. 11
D20430010	余野川右1	○	—	池田市吉田町	H27. 8. 7
D20410190	余野川左1(木部北谷)	○	○	池田市木部町	H27. 8. 7
D20410030	余野川右2	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410180	余野川左2	○	—	池田市木部町	H27. 8. 7
D20410020	余野川右3	○	○	池田市伏尾台1丁目	H27. 8. 7
D20410170	余野川左3(中川原川)	○	○	池田市中川原町	H27. 8. 7
D20420010	余野川右4	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410160	余野川左4(余野川左第二支溪)	○	○	池田市東山町	H27. 8. 7
D20430020	余野川右5	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410150	余野川左5(東山南谷)	○	○	池田市東山町	H27. 8. 7
D20430050	余野川右6(1)	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20430051	余野川右6(2)	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410130	余野川左6(東山中谷)	○	○	池田市東山町	H25. 4. 1
D20410140	余野川左6	○	○	池田市東山町	H27. 8. 7
D20410110	余野川左7	○	○	池田市東山町	H27. 8. 7
D20410120	余野川左7(東山谷)	○	○	池田市東山町	H25. 4. 1
D20410090	余野川左8右一	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410100	余野川左8	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410080	余野川左9	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20420020	余野川左10	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410071	余野川左11(大谷川)	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410072	余野川左11左二(大谷川)	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7

区 域 名	警戒 区域	特別 警戒 区域	所 在 地	指定年月日	
D20410073	余野川左1 1左一(大谷川)	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410060	余野川左1 2	○	—	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410050	余野川左1 3	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20410040	余野川左1 4 (余野川左第八支溪)	○	○	池田市伏尾町	H27. 8. 7
D20430031	余野川左1 6 (1) (余野川)	○	○	池田市伏尾町、箕面市下止々呂美	R 7. 5. 13
D20430032	余野川左1 6 (2) (余野川)	○	○	池田市伏尾町、箕面市下止々呂美	R 7. 5. 13
K20430040	余野川左1 7 (1)	○	○	池田市伏尾町、箕面市下止々呂美	H28. 1. 20
K20430041	余野川左1 7 (2)	○	○	池田市伏尾町、箕面市下止々呂美	H28. 1. 20
K20430042	余野川左1 7 (3)	○	○	池田市伏尾町、箕面市下止々呂美	H28. 1. 20
D20410270	猪名川右1 (八王寺川)	○	○	池田市五月丘5丁目	H25. 4. 1
D20410300	猪名川左1 (荒堀川)	○	○	池田市畑3丁目	H27. 8. 7
D20410280	猪名川左1 右一(五月谷)	○	—	池田市五月丘4丁目	H27. 8. 7
D20410290	猪名川左1 右二(五月谷支溪)	○	○	池田市五月丘4丁目	H27. 8. 7
D20410330	猪名川左1 左一(才の木川)	○	—	池田市畑3丁目	H27. 8. 7
D20410320	猪名川左1 左二	○	—	池田市畑3丁目	H27. 8. 7
D20410310	猪名川左1 左三	○	○	池田市畑3丁目	H27. 8. 7
D20410250	猪名川左2 (杉ヶ谷川)	○	○	池田市城山町	H27. 8. 7
D20410240	猪名川左2 右一(大広寺川)	○	—	池田市綾羽2丁目	H27. 8. 7
D20410260	猪名川左2 左一	○	—	池田市五月丘5丁目	H27. 8. 7
D20410230	猪名川左3 (枇杷谷)	○	○	池田市綾羽2丁目	H27. 8. 7
D20410220	猪名川左4	○	○	池田市木部町	H27. 8. 7
D20410210	猪名川左5 (木部南谷)	○	—	池田市木部町	H27. 8. 7
D20410200	猪名川左6 (木部北谷)	○	○	池田市木部町	H27. 8. 7
D20410010	猪名川左7	○	—	池田市古江町	H27. 8. 7
D20410354	箕面川右1	○	○	池田市畑5丁目	H27. 8. 7
D20410340	箕面川右1 右一(堂九本川)	○	○	池田市畑4丁目	H27. 8. 7
D20410351	箕面川右1 右二	○	—	池田市畑3丁目	H27. 8. 7
D20410352	箕面川右1 右三	○	—	池田市畑3丁目	H27. 8. 7
D20410353	箕面川右1 右四	○	○	池田市畑5丁目	H27. 8. 7
D20410355	箕面川右1 左一	○	○	池田市畑3丁目	H27. 8. 7
K22002740	新稲 (8)	○	○	池田市畑5丁目、箕面市新稲、新稲2丁目	H28. 9. 13

※図面は、池田土木事務所、池田市役所都市整備部において閲覧できる。

3-3 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等

1 要配慮者利用施設とは

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)において、「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する施設」と規定

2 対象施設の範囲

大阪府HPにおける対象施設は以下の通り。

区 分	対 象 施 設
社会福祉施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター など
学 校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校 など
医療施設	病院、診療所、助産所 など

【表3-3 被害想定区域内に在る要配慮者利用施設】

(土砂災害警戒区域等)

令和7年9月1日現在

No	施設名	住 所	基礎調査番号	箇所・溪流名
1	スマイルファクトリー	池田市伏尾台2-1-1	K20401030	伏尾台(9)
2	ハッピークラブ デイサービス	池田市伏尾町2-1-1	K20401030	伏尾台(9)
3	特別養護老人ホーム ハートフルふしお・紅葉館	池田市伏尾町1-2-1	K20401100	伏尾(22)
4	細河保育園	池田市東山町3-1-2	D20410130	余野川左6(東山中谷)
5	介護付有料老人ホーム レリーサポプラ	池田市東山町5-4-6	D20410150	余野川左5(東山南谷)
6	ニチイメゾン東山	池田市東山町5-5-1	D20410150	余野川左5(東山南谷)
7	特別養護老人ホームポプラ	池田市東山町5-5-1	D20410150	余野川左5(東山南谷)
			D20410160	余野川左4(余野川左第二支溪)
8	グループホームポプラ東山	池田市東山町5-5-1	D20410150	余野川左5(東山南谷)
9	Kupu Lea(クブレア)	池田市東山町5-8-9	D20410150	余野川左5(東山南谷)
10	プラチナライフ木部	池田市木部町1-4-1-2	D20410200	猪名川左6(木部北谷)
11	アルパカ工房	池田市新町6-2	K204000631	新町北-1
			K204000770	新町(7)
12	五月丘こども園	池田市五月丘3-4-1-2	D20410270	猪名川右1(八王寺川)
13	池田市立くすのき学園	池田市五月丘3-4-7	D20410270	猪名川右1(八王寺川)
			D20410280	猪名川左1右一(五月谷)
			D20410280	猪名川左1右一(五月谷)
14	渋谷中学校	池田市五月丘4-1-1	D20410290	猪名川左1右二(五月谷支溪)
			D20410300	猪名川左1(荒堀川)
			D20410330	猪名川左1左一(才の木川)
15	はたの保育園	池田市畑1-2-2-1	D20410330	猪名川左1左一(才の木川)
16	はっぴーらいふ池田五月山	池田市畑3-1-5-8	D20410310	猪名川左1左三
			D20410320	猪名川左1左二
17	府立渋谷高校	池田市畑4-1-1	D20410330	猪名川左1左一(才の木川)
			D20410340	箕面川右1右一(堂九本川)
18	c o c o r o	池田市畑5-1-2-0	D20410340	箕面川右1右一(堂九本川)
19	すぎな渋谷	池田市渋谷3-1-4-1-9	D20410300	猪名川左1(荒堀川)
			D20410330	猪名川左1左一(才の木川)
20	グッドタイムリビング 池田緑丘	池田市緑丘1-4-2-3	K20401142	緑丘一丁目(3)

関係資料

池田市地域防災計画

(浸水区域内)

令和7年9月1日現在

No	河川	施設名	住所	備考
1	猪 名 川	スマイルファーム細河	池田市古江町224-1	猪名川 3.0m未満 余野川 3.0m未満
※2		アルパカ工房	池田市新町6-1	猪名川 早期立退き
3		うおんぱっと保育園	池田市新町10-7 レリア池田101	猪名川 0.5m未満
4		ハ・ト時計	池田市西本町2-15	猪名川 早期立退き
5		パナソニックエイジフリーケアセンター池田・デイサービス	池田市栄町5-2 Nグランラール1階	猪名川 0.5m未満
6		就労支援事業所ちえの輪池田	池田市栄町5-5イオ池田1F	猪名川 0.5m未満
7		グループホームうらら	池田市栄町10-9	猪名川 0.5m未満
8		ゆい保育園	池田市室町4-1ウイングス室町1F	猪名川 3.0m未満
9		グループホームかなめ	池田市室町4-37	猪名川 3.0m未満
10		ただいま	池田市室町4-37	猪名川 3.0m未満
11		デイサービス利楽心	池田市室町4-44	猪名川 3.0m未満
12		フィットネスリハビス呉服	池田市室町7-3	猪名川 3.0m未満
13		室町幼稚園	池田市室町7-4	猪名川 3.0m未満
14		きらきら保育園	池田市室町7-7	猪名川 3.0m未満
15		グループホームあゆむ	池田市室町7-7	猪名川 3.0m未満
16		就労継続支援事業所タイム	池田市室町11-27	猪名川 早期立退き
17		デイサービス ろくえい	池田市桃園1-2-9	猪名川 3.0m未満
18		呉服小学校	池田市姫室町10-1	猪名川 3.0m未満
19		呉服留守家庭児童会	池田市姫室町10-1	猪名川 3.0m未満
20		フィオレ・シニアレジデンス池田	池田市姫室町10-23	猪名川 3.0m未満
21		リハビリデイゆいくれは	池田市呉服町6-6	猪名川 0.5m未満
22		クレハピア	池田市呉服町8-10	猪名川 0.5m未満
23		池田ナーシングホームさくら	池田市満寿美町2-14	猪名川 0.5m未満
24		だいはつのもり保育園	池田市満寿美町2-25	猪名川 0.5m未満
25		チャーム池田満寿美町	池田市満寿美町8-16	猪名川 3.0m未満
26		カトリック聖マリア幼稚園	池田市満寿美町9-26	猪名川 0.5m未満
27		ニチメゾン神田	池田市神田2-3-22	猪名川 3.0m未満
28		神田小学校	池田市神田2-4-1	猪名川 3.0m未満
29		神田留守家庭児童会	池田市神田2-4-1	猪名川 3.0m未満
30		ひかりこども園	池田市神田2-4-1	猪名川 3.0m未満
31		エベッサ神田	池田市神田2-4-7	猪名川 3.0m未満 神田川 0.5m未満
32		特別養護老人ホーム ハートフルこうだ	池田市神田2-6-7	猪名川 3.0m未満
33		ぴよぴよ	池田市神田2-18-32	猪名川 3.0m未満 箕面川 0.5m未満
34		でっちさん	池田市神田2-21-7	猪名川 3.0m未満 神田川 0.5m未満
35		アイフロント神田	池田市神田3-2-2	猪名川 5.0m未満 箕面川 3.0m未満 神田川 3.0m未満
36		えがおの家池田	池田市神田3-11-1	猪名川 5.0m未満 箕面川 3.0m未満 神田川 3.0m未満

※：対象災害種別が複数の施設

No	河川	施設名	住所	備考
※37	余野川	特別養護老人ホーム ハートフルふしお	池田市伏尾町12-1	余野川 早期立退き
※38		介護付有料老人ホームレリーサポプラ	池田市東山町546	余野川 3.0m未満
※39		ニチイメゾン東山	池田市東山町551	余野川 3.0m未満
※40		特別養護老人ホームポプラ	池田市東山町555-1	余野川 3.0m未満
※41		グループホームポプラ東山	池田市東山町555-1	余野川 3.0m未満
※42		Kupu Lea(クプレア)	池田市東山町589	余野川 3.0m未満
43	箕面川	ウキウキはなさく石橋教室	池田市井口堂1-6-19-1F	箕面川 0.5m未満
44		リハビリデイゆいしばし	池田市井口堂1-10-19	箕面川 3.0m未満
45		ふくまるキッズ園	池田市井口堂1-10-25	箕面川 3.0m未満
46		スーパー・コートプレミアム池田	池田市井口堂3-1-9	箕面川 早期立退き
47		石橋小学校	池田市井口堂3-3-30	箕面川 3.0m未満
48		石橋留守家庭児童会	池田市井口堂3-3-30	箕面川 3.0m未満
49		石橋中学校	池田市井口堂3-6-1	箕面川 0.5m未満
50		介護付有料老人ホーム花咲池田21	池田市井口堂3-7-14	箕面川 早期立退き
51		デイサービス季節めぐり	池田市井口堂3-10-7	箕面川 3.0m未満
52		ラ・セゾン	池田市井口堂3-10-7	箕面川 3.0m未満
53		石橋商店街デイサービスセンター	池田市石橋1-3-2	箕面川 3.0m未満
54		ウールズ石橋	池田市石橋1-23-16	箕面川 3.0m未満
55		わくわく保育園	池田市石橋2-12-11	箕面川 0.5m未満
56		石橋文化幼稚園	池田市石橋2-12-12	箕面川 0.5m未満
57		天神保育園	池田市天神1-1-13	箕面川 0.5m未満
58		宣真認定こども園	池田市天神1-1-41	箕面川 0.5m未満
59		あんじゅデイサービスセンター池田	池田市天神1-2-5	箕面川 0.5m未満
60		ぶるーべりー池田	池田市天神1-3-12	箕面川 3.0m未満
61		巽病院	池田市天神1-5-22	箕面川 3.0m未満
62		巽病院老人保健施設	池田市天神1-5-22	箕面川 3.0m未満
63		マックスール巽病院院内保育室	池田市天神1-6-22-2F	箕面川 3.0m未満
64		いく歩デイサービス石橋	池田市天神2-1-3	箕面川 3.0m未満
65		巽病院通所介護事業所「天神の家」	池田市天神2-3-7	箕面川 3.0m未満
66		巽病院リハビリテーション特化型 デイサービス	池田市天神2-3-7-1	箕面川 3.0m未満
67		住吉保育園	池田市住吉1-5-8	箕面川 3.0m未満
68		D-Festa池田住吉	池田市住吉1-16-7	箕面川 3.0m未満
69		私立宣真高校	池田市荘園2-3-12	箕面川 0.5m未満
70		リハビリ・デイサービスSATOみなみ	池田市荘園2-5-14	箕面川 0.5m未満
71		府立園芸高校	池田市八王寺2-5-1	箕面川 0.5m未満
72		北豊島中学校	池田市豊島北1-1-1	箕面川 0.5m未満
73		はっぴーらいふ池田	池田市豊島北1-6-5	箕面川 3.0m未満
74		リハビリテーションデイサービス SUN	池田市豊島北2-1-22	箕面川 3.0m未満
75		ヒビオ池田	池田市豊島北2-5-7	箕面川 3.0m未満
76		デイサービス梅の香	池田市豊島北2-7-19	箕面川 3.0m未満
77		北豊島小学校	池田市豊島北2-12-1	箕面川 3.0m未満
78		北豊島留守家庭児童会	池田市豊島北2-12-1	箕面川 3.0m未満
79	ニチイメゾン北豊島	池田市豊島北2-13-2	箕面川 3.0m未満	
80	エベッサ池田	池田市豊島南2-12-10	箕面川 0.5m未満	
81	松竹デイサービスセンター	池田市神田2-17-7	箕面川 0.5m未満	
82	ニチイケアセンター夫婦池 ニチイライフケア夫婦池ショートステイ	池田市神田3-20-15	箕面川 0.5m未満	
83	あいあい	池田市神田3-20-16	箕面川 0.5m未満	
84	内水	ワークスペースさつき	池田市鉢塚3-11-24	浸水高 0.5m未満

※：対象災害種別が複数の施設

【表3-4 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の公共施設等】

令和7年4月1日現在

No	施設名	住 所	基礎調査番号	箇所・溪流名
1	伏尾台低配水池	池田市伏尾台 1-21-26	K20400970	伏尾台(3)
			K20400980	伏尾台(4)
2	伏尾台第2汚水中継ポンプ場	池田市伏尾台1-180	K20400990	伏尾台(5)
3	旧伏尾台小学校	池田市伏尾台2-11	K20401030	伏尾台(9)
4	府立池田北高校跡地	池田市伏尾台2-12	K20401020	伏尾台(8)
			K20401120	伏尾台(13)
5	伏尾台高配水池	池田市伏尾台2-13	K20401120	伏尾台(13)
6	伏尾台配水場	池田市伏尾台5-2-1	K20401130	伏尾台(14)
7	伏尾会館	池田市伏尾町11-8	K20400940	伏尾(3)
8	吉田会館	池田市吉田町227	D20410030	余野川右2
9	細河コミュニティセンター	池田市東山町617-1	D20410150	余野川左5(東山南谷)
10	中川原会館	池田市中川原町6-57	K20400730	中川原町(1)
11	J A大阪北部 細河支店	池田市中川原331-1	D20410170	余野川左3(中川原川)
12	旧細河小学校	池田市中川原町498	K20400750	木部(7)
			D20410170	余野川左3(中川原川)
13	木部会館	池田市木部町136	D20410200	猪名川左6(木部北谷)
14	五月山公園事務所一帯	池田市綾羽2-5-33	D20410230	猪名川左3(枇杷谷)
15	五月丘会館	池田市五月丘2-4-1	D20410270	猪名川右1(八王寺川)
16	渋谷会館	池田市渋谷3-3-18	D20410300	猪名川左1(荒堀川)
17	秦野分団	池田市渋谷3-15-12	D20410300	猪名川左1(荒堀川)
18	畑会館	池田市畑3-15-20	D20410320	猪名川左1左二
19	旭丘会館	池田市旭丘3-7-13	K20401140	旭丘三丁目
20	水月児童文化センター	池田市鉢塚3-4-13	K20401150	鉢塚三丁目(1)

【表3-5 浸水区域内の公共施設等】

令和7年4月1日現在

No	河川	施設名	住 所	備考
1	箕面川	井口堂北会館	池田市井口堂1-6-4	箕面川 0.5m未満
2		ツナガリエ石橋	池田市石橋1-23-6	箕面川 0.5m未満
3		石橋北会館	池田市石橋2-4-16	箕面川 0.5m未満
4		カルチャープラザ	池田市天神1-9-1	箕面川 0.5m未満
5		北豊島分団	池田市天神2-2-15	箕面川 3.0m未満
6		とどろき庵	池田市住吉1-15-6	箕面川 0.5m未満
7		総合スポーツセンター	池田市荘園2-7-30	箕面川 0.5m未満
8		豊島北会館	池田市豊島北1-7-17	箕面川 0.5m未満
9		西市場集会所	池田市豊島北1-10-5	箕面川 0.5m未満
10		きたてしまプラザ	池田市豊島北2-2-18	箕面川 0.5m未満
11		豊島南会館	池田市豊島南1-8-5	箕面川 0.5m未満
12		北今在家集会所兼倉庫	池田市豊島南2-2-4	箕面川 0.5m未満

No	河川	施設名	住所	備考	
13	猪名川	古江浄水場	池田市古江町160	猪名川 3.0m未満	
14		排水処理場	池田市木部町488	猪名川 早期立退き	
15		市民活動交流センター	池田市新町1-8	猪名川 0.5m未満	
16		槻木会館	池田市槻木町2	猪名川 3.0m未満	
17		池田駅前北会館	池田市菅原町3-1-305	猪名川 0.5m未満	
18		室町会館	池田市室町7-13	猪名川 3.0m未満	
19		姫室・室町会館	池田市姫室町3-1	猪名川 3.0m未満	
20		池田駅前南会館	池田市呉服町1-1-211	猪名川 3.0m未満	
21		呉服会館	池田市呉服町11-1	猪名川 3.0m未満	
22		満寿美会館	池田市満寿美町5-2	猪名川 0.5m未満	
23		呉服分団	池田市満寿美町5-2	猪名川 0.5m未満	
24		桃園会館	池田市桃園1-9-12	猪名川 3.0m未満	
25		火葬場	池田市桃園2-2-5	猪名川 3.0m未満	
26		斎場	池田市桃園2-2-5	猪名川 3.0m未満	
27		やすらぎ会館	池田市桃園2-2-5	猪名川 3.0m未満	
28		業務センター	池田市桃園2-3-1	猪名川 3.0m未満	
29		猪名川運動公園事務所	池田市桃園2-1782	猪名川 3.0m未満	
30		脇塚会館	池田市神田2-18-32	猪名川 3.0m未満 箕面川 0.5m未満	
31		北神田会館	池田市神田2-21-28	猪名川 5.0m未満 箕面川 0.5m未満	
32		神田会館	池田市神田3-5-16	猪名川 5.0m未満 箕面川 3.0m未満	
33		河原島会館	池田市神田3-5-21	猪名川 1日以上浸水 箕面川 0.5m未満	
34		中之嶋会館	池田市神田3-8-12	猪名川 1日以上浸水 箕面川 3.0m未満	
35		早苗の森会館	池田市神田4-7-2	猪名川 3.0m未満	
36		宮之原会館	池田市神田4-10-10	猪名川 3.0m未満	
37		神田分団	池田市神田4-17-22	猪名川 3.0m未満	
38		神田事務所	池田市神田4-19-8	猪名川 1日以上浸水	
39		施設管理センター	池田市神田4-19-8	猪名川 1日以上浸水	
40		下水処理場	池田市ダイハツ町3-1	猪名川 1日以上浸水 箕面川 3.0m未満	
41		余野川	細河分団	池田市東山町597-3	余野川 3.0m未満
42			細河コミュニティセンター	池田市東山町617-1	余野川 0.5m未満
43			J A大阪北部 細河支店	池田市中川原331-1	余野川 0.5m未満
44			古江浄水場	池田市古江町160	余野川 3.0m未満
45			排水処理場	池田市木部町488	余野川 0.5m未満

(余 白)

4 河川、ため池等と樋門の概況

4-1 河川

(1) 猪名川

猪名川は国土交通大臣管理で一級河川淀川水系に属し、その源を兵庫県川辺郡猪名川町に発し、流路は大阪、兵庫の府県界を流れ、余野川と合流し、延長2kmの池田市、川西市の家屋密集地帯を経て、最明寺川、箕面川等と合流して神崎川に合流する。流域は、大阪、京都、兵庫の3府県11市町を包括し、流域関連人口は約180万人、典型的な都市河川の様相を呈している。改修計画については、令和3年8月、国土交通省近畿地方整備局により淀川水系河川整備計画（変更）が策定され、小戸基準地点のピーク流量を3,500 m^3/sec とし、上流ダム群で1,200 m^3/sec を調節することにより、河道配分流量を2,300 m^3/sec とし、改修工事を進めている。

(2) 箕面川

箕面川は、箕面市及び池田市の市街地を通り、淀川水系猪名川に合流する大阪府知事管理の一級河川である。

改修については、昭和42年7月の豪雨を契機に、100年確率の降雨に対応するよう計画の見直しを行った。この計画に基づき、治水専用の箕面川ダムが、昭和47年度から建設に着手され、昭和57年度に完成している。また、箕面川ダムの完成により50mm対策は既成している。

(3) 余野川

余野川は豊能町、箕面市を経て池田市の木部町で淀川水系猪名川に合流する大阪府知事管理の一級河川である。

改修については、50mm対策は既成している。

(4) 石澄川

石澄川は池田市の東部、箕面市との市境を流下し、箕面市域で箕面川と合流する大阪府知事管理の一級河川である。

河川改修については、既成しているが、本河川の上流部には、奥池（藤ヶ谷池、皿池、中池、尻池）が存在している。

(5) 市管理河川

市民の安全かつ快適な生活環境づくりと防災対策の観点から、市管理河川については、河川改良事業を積極的に推進してきた結果、普通河川の改修状況は、すべて完了している。

【表4-1 一級河川一覧表】

平成30年4月1日現在

河川名	市内流域面積 (km ²)	流路延長	
		全長(km)	市内(km)
猪名川	12.0	14.1	6.25
余野川	1.8	16.0	5.15
箕面川	2.1	12.4	2.3
石澄川	5.4	2.3	2.1

【表4-2 準用・普通河川等一覧表】

平成30年4月1日現在

河川名	区間	流路延長 (m)	改修済延長 (m)	改修率 (%)	備考
江原川	自内川 至八王寺2丁目	1,100	1,073	98	準用河川
堂九本川	自石澄川 至府道箕面池田線	247	247	100	普通河川
大山谷川	自余野川 至東山町	463	463	100	〃
吉田川	自余野川 至伏尾台1号線	884	884	100	〃
大谷川	自余野川 至伏尾町	202	202	100	〃
杉ヶ谷川	自猪名川 至府道箕面池田線	693	693	100	〃
円成寺川	自余野川 至細河3号線	399	399	100	〃
猪ヶ谷川	自余野川 迄木部町	600	316	53	〃
天の川	自木部水路 迄木部町	209	209	100	〃

【表4-3 ダム一覧表】

令和7年4月1日現在

ダム名	所在地	型式	提高 (m)	提頂長 (m)	総貯水量 (m ³)
一庫ダム	川西市一庫	重力式コンクリート	75.0	285.0	33,300,000
箕面川ダム	箕面市粟生間谷	中心コア型ロックフィル	47.0	222.5	2,000,000

4-2 ため池

現在、市内の主要ため池は15カ所となっており、うち重要水防ため池3カ所、要水防ため池4カ所となっている。

【表4-4 主要ため池一覧表】

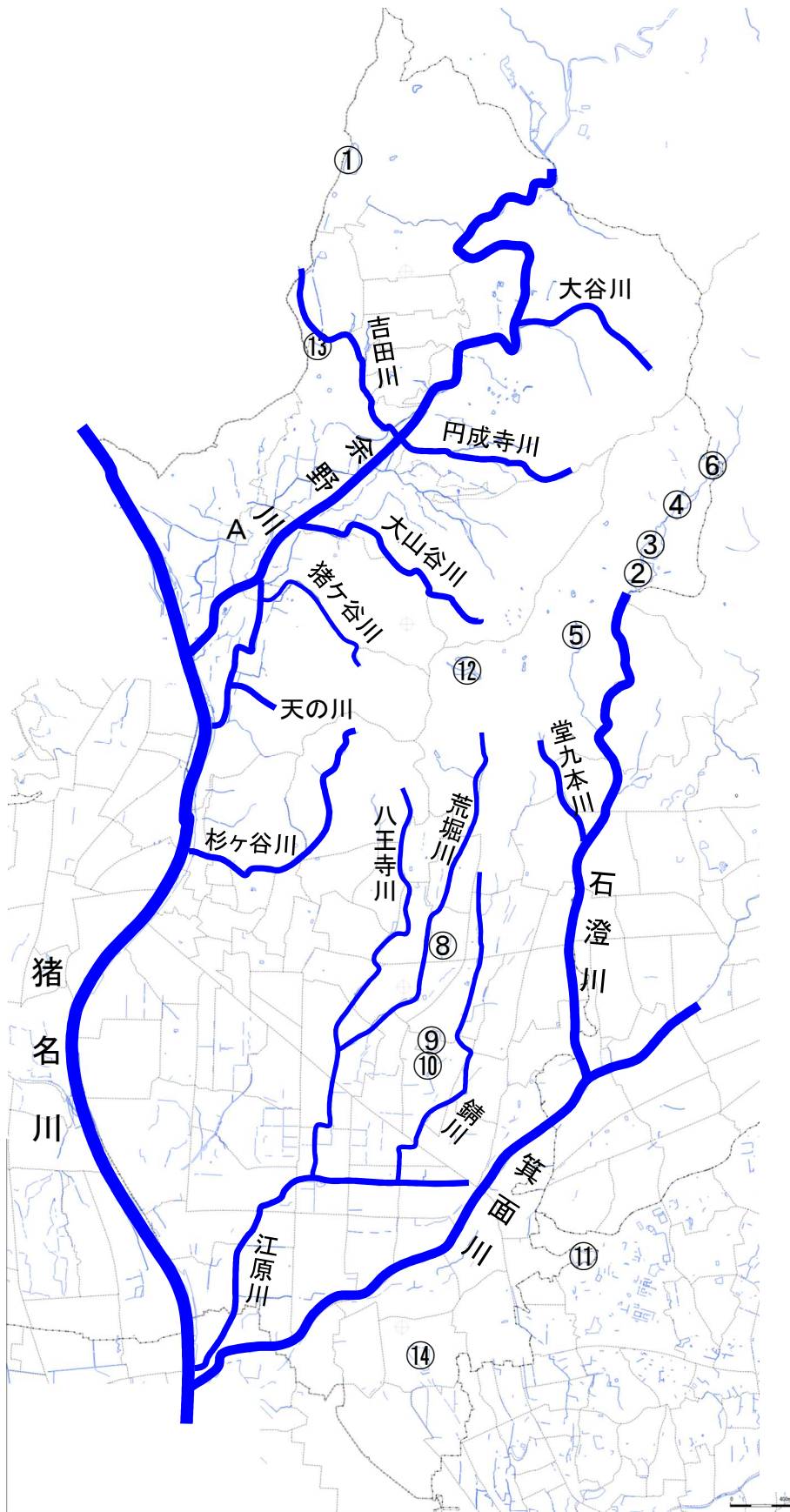
平成30年4月1日現在

図面 番号	名 称	所 在 地	所有者(管理者)	堤防延 長(m)	堤高 (m)	貯水量 (m ³)
1	長尾池	吉田町	池田市(細河地区水利権者連合会)	80	2.0	10,900
2※C	尻池	畑3丁目	秦野土地改良区(秦野土地改良区)	93.0	12.0	82,000
3	中池	畑3丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	115.0	11.3	86,000
4	皿池	畑3丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	35.0	10.0	90,000
5	眠谷池	畑3丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	60.0	11.0	37,400
6	藤ヶ谷池	畑3丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	30.0	5.0	7,800
7※C	新池	渋谷2丁目	下渋谷財産区(下渋谷農業実行組合)	60	5.5	8,600
8	舟池	鉢塚3丁目	才田財産区(才尊農業実行組合)	50	3.5	9,100
9※B	二尾池	鉢塚3丁目	池田市(才尊農業実行組合)	54	10.5	21,000
10※B	中山池	石橋3丁目	大阪大学(大阪大学財務部資算決算課)	105	6.1	30,200
11	寺池	五月丘4丁目	池田市(下渋谷農業実行組合)	47	2.6	1,300
12	長谷池	吉田町	吉田財産区(吉田財産区)	100	6.0	9,800
13※B	宮ノ前池	住吉2丁目	大阪府(四ヶ村水利組合)	450	5.4	33,700
A※C	ぬま池	古江町	池田市	32.5	2.8	800

※B:重要な水防ため池

※C:要水防ため池

【図4-1 河川、ため池分布図】



4-3 樋門

【表4-6 樋門(管理者)一覧表】

平成30年4月1日現在

河川水路名	樋門名	所在地	管理団体名	形状
余野川	吉田井堰	伏尾町	吉田水利組合	鋼製スライドゲート
	東山井堰	東山町	東山水利組合	鋼製スライドゲート
	古江井堰	東山町	古江水利組合	鋼製スライドゲート
	木部井堰	中川原町	木部水利組合	木製スライドゲート
北の川	北の川樋門	東山町	東山水利組合	鋼製スライドゲート
円成寺川	円成寺川樋門	東山町		自動倒伏堰
東山水路	東山水路第1樋門	東山町	東山水利組合	鋼製スライドゲート
	東山水路第2樋門 (2門)	東山町		手動倒伏堰
吉田川	吉田川第1樋門	吉田町	吉田水利組合	自動倒伏堰
	吉田川第2樋門	吉田町		鋼製スライドゲート
	吉田川第3樋門	吉田町		木製スライドゲート
吉田水路	吉田水路樋門	吉田町		鋼製スライドゲート
古江水路	古江水路第1樋門	古江町	古江水利組合	鋼製スライドゲート
	古江水路第2樋門	古江町		自動倒伏堰
	古江水路第3樋門	古江町		自動倒伏堰
	古江水路第4樋門	古江町		自動倒伏堰
	古江水路第5樋門	古江町		自動倒伏堰
	古江水路第6樋門	古江町		鋼製スライドゲート
	古江水路第7樋門	古江町		自動倒伏堰
	古江水路第7-1樋門	古江町		自動倒伏堰
	古江水路第8樋門	古江町		自動倒伏堰
	古江水路第9樋門	古江町		自動倒伏堰
古江水路第10樋門	古江町	自動倒伏堰		
大山谷川	大山谷川第1樋門	中川原町	中川原水利組合	鋼製スライドゲート
	大山谷川第2樋門	中川原町		鋼製スライドゲート
木部水路	木部水路第1樋門	木部町	木部水利組合	自動倒伏堰
	木部水路第2樋門	木部町		鋼製スライドゲート
	木部水路第3樋門	木部町		鋼製スライドゲート
	木部水路第4樋門	中川原町		自動倒伏堰

河川水路名	樋門名	所在地	管理団体名	形状	
石澄川	一之井井堰	畑3丁目	秦野 土地改良区	角落	
	知原井堰	畑4丁目		角落	
	大溝井堰	畑4丁目		角落	
	井口堂井堰	旭丘3丁目	井口堂 水利組合	角落	
堂九本川	堂九本川第1樋門	畑4丁目	秦野 土地改良区	角落	
	堂九本川第2樋門	畑4丁目		角落	
鑄川	鑄川第1樋門	鉢塚3丁目	才尊 水利組合	角落	
	鑄川第2樋門	井口堂2丁目		鋼製スライドゲート	
	鑄川第3樋門	緑丘2丁目		自動倒伏堰	
八王寺川	八王寺川第2樋門	八王寺1丁目	上島 水利組合	フェブリダム	
	八王寺川第3樋門	五月丘1丁目	下渋谷 水利組合	角落	
	八王寺川第4樋門	五月丘1丁目		角落	
井口堂水路	井口堂水路第1樋門	井口堂3丁目	井口堂 水利組合	鋼製スライドゲート	
	井口堂水路第2樋門	井口堂3丁目		鋼製スライドゲート	
鑄川雨水幹線	鑄川雨水第1樋門	天神1丁目	東市場 水利組合	鋼製スライドゲート	
	鑄川雨水第2樋門	天神1丁目		自動倒伏堰	
	鑄川雨水第3樋門	天神1丁目	井口堂 水利組合	鋼製スライドゲート	
江原川	江原川第1樋門	八王寺2丁目	下池 水利組合	鋼製スライドゲート	
	江原川第2樋門	荘園2丁目	西市場 水利組合	鋼製スライドゲート	
箕面川	今井井堰	箕面市瀬川 2丁目	四ヶ村 水利組合	鋼製スライドゲート	
今井水路	今井水路第1樋門	住吉1丁目		鋼製スライドゲート	
	今井水路第2樋門	住吉1丁目		鋼製スライドゲート	
猪名川	池田井堰	新町	池田井堰 水利組合	鋼製スライドゲート	
神田水路	神田水路第1樋門	神田4丁目		角落	
	神田水路第2樋門	神田2丁目		フェブリダム	
	神田水路第3樋門	神田1丁目		手動倒伏堰	
	神田水路第4樋門	神田4丁目		宮之原 水利組合	自動倒伏堰
	神田水路第5樋門	神田2丁目			自動倒伏堰
神田水路第6樋門 (2門)	槻木町	池田井堰 水利組合		鋼製スライドゲート	
玉坂水路	玉坂水路第1樋門	石橋4丁目	石橋 水利組合	鋼製スライドゲート	
	玉坂水路第2樋門	石橋3丁目		鋼製スライドゲート	

4-4 水防信号

水防信号は、法第20条に基づき次表のとおりとする。

警鐘信号			サイレン信号						
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○_____休止	約15秒 ○_____休止	約5秒 ○_____休止	約15秒 ○_____休止	約5秒 ○_____休止	約15秒 ○_____休止
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒 ○_____休止	約6秒 ○_____休止	約5秒 ○_____休止	約6秒 ○_____休止	約5秒 ○_____休止	約6秒 ○_____休止
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約10秒 ○_____休止	約5秒 ○_____休止	約10秒 ○_____休止	約5秒 ○_____休止	約10秒 ○_____休止	約5秒 ○_____休止
第4信号	乱打			約1分 ○_____休止	約5秒		約1分 ○_____休止		
				1. 信号は適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3. 危険が去ったときは叩頭伝達により周知させること。					

第1信号：河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速20m程度に達し、洪水、高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号：水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。

第4信号：必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

(注) 各水防管理団体は毎年6月中に警鐘または吹鳴演習を行うものとする。

4-5 水防用資材（河川・ため池）

【表4-7 資器材保有一覧表】

令和7年3月31日現在

資器材	数量	資器材	数量
土のう袋	3,000袋	スコップ	20丁
土のう(真砂土入)	3,000袋	皿 籠	10枚
ロープ	15束	荷 棒	10本
ブルーシート	30枚	つるはし	15丁
掛矢	4丁	鍬	8丁

保管場所: 神田水防倉庫

【表4-8 土のうステーション設置場所】 令和3年2月1日現在

連番	設置場所
1	木部会館
2	姫室・室町会館
3	市役所駐車場
4	光明公園
5	水月公園
6	石橋小学校
7	早苗の森会館
8	石橋駅前公園

5 伝達・連絡等の系統

○ 防災関係機関連絡先一覧

(1) 指定行政機関

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		無線番号
			昼間	夜間	
消防庁	応急対策室	東京都千代田区 霞ヶ関2-1-2	(直)03-5253-7527	03-5253-7777	198_90-49013 88-9-048-500- 90-49013

(2) 指定地方行政機関等

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災 行政無線番号
			昼間	夜間	
近畿農政局 大阪府拠点	地方 参事官室	大阪府中央区大手前1-5- 44(合同庁舎1号館)	(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9062	—	88-804-8900
大阪空港 事務所	総務課	豊中市蛍池西町3-371	(代)06-6843-1121 (直)06-6843-1035	06-6843-1035	—
大阪管区 气象台	気象防災部 予報課	大阪府中央区大手前4-1- 76(合同庁舎4号館)	(直)06-6949-6303	—	88-816-8930
近畿地方 整備局	災害対策 室防災課	大阪府中央区大手前1-5- 44(合同庁舎1号館)	(代)06-6942-1141	—	88-820-8930

(3) 自衛隊

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災 行政無線番号
			昼間	夜間	
陸上自衛隊 第3師団	第3部 防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1	(代)072-781-0021 (内線)3735	072-781-0021 (当直)3301	88-823-8900

(4) 府警察

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災 行政無線番号
			昼間	夜間	
警察本部	警備部 警備課	大阪府中央区大手前3- 1-11	(代)06-6943-1234	06-6943-1234	88-830-8987
	総合指揮室				88-830-8985

(5) 府

部局名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災 行政無線番号
			昼間	夜間	
政策企画部	危機管理室	大阪市中央区大手前 3-1-43	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6022	06-6944-6022	88-220-8920
	政策企画 総務課	大阪市中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6060	03-6944-6060	88-200-6060
総務部	法務課	大阪市中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6130	06-6944-6130	88-200-2231
財務部	財政課	大阪市中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6074	06-6944-6074	88-200-2112
府民文化部	府民文化 総務課	大阪市住之江区南港北 1-14-16	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9264	06-6210-9264	88-200-4811
福祉部	福祉総務課	大阪市中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6023	06-6944-6023	88-200-2411
健康医療部	健康医療 総務課	大阪市中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-7624	06-6944-7624	88-200-2512
商工労働部	商工労働 総務課	大阪市住之江区南港北 1-14-16	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9477	06-6210-9477	88-200-2611
環境農林 水産部	環境農林水 産総務課	大阪市住之江区南港北 1-14-16	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9539	06-6210-9539	88-200-2711
都市整備部	都市整備 総務課	大阪市中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6769	06-6944-6769	88-200-2905
大阪都市 計画局	総務企画課	大阪市住之江区南港北 1-14-16	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-9326	06-6210-9326	88-200-4652
会計局	会計総務課	大阪市中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6070	06-6944-6070	88-200-2071
教育庁	教育総務 企画課	大阪市中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6050	06-6944-6050	88-200-3403

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災 行政無線番号
			昼間	夜間	
NTT西日本 (株)関西支店	設 備 部 災 害 対 策 室	大阪市西区新町 4 - 6 - 9	(直)06-6210-2609 (F _{ax})06-6585-9410	局番なし113	88-240-570
日本赤十字社 大阪府支部	救 護 課	大阪市中央区大手 前 2 - 1 - 7	(代)06-6943-0705 (直)06-6943-0743	06-6943-0705	88-837-8980
西日本高速道 路株式会社 関西支社	保全サービス 事 業 部 保全サービス 総 括 課	茨木市岩倉町 1 - 1 3	(代)06-6344-8888 (直)06-6344-8207	吹田管制室 06-6876-3917	88-240-839- 8900
阪神高速道路 株 式 会 社	総務人事部 総務法務課	大阪市中央区久太 郎町 4 - 1 - 3	(代)06-6252-8121 (直)06-6252-2106	06-6252-2106	—
	大阪管理部 交通管制室	大阪市港区石田 3 - 1 - 2 5	(代)06-6576-3881 (直)06-6576-3896	06-6576-3896	88-240-840
KDDI(株) 関西総支社	管 理 部	大阪市中央区城見 2 - 2 - 7 2 KDDI大 阪ビル	(直)06-4965-8200	06-6947-6119	88-240-841
大阪ガスネッ トワーク(株)	導管計画 チー ム	東大阪市稲葉 2 - 3 - 1 7	(直)072-966-5342	—	—
関西電力 送配電(株)	大阪北本部 総括グループ	大阪市北区本庄東 3 - 9 - 3	—	—	—
阪急電鉄(株)	運 輸 部	大阪市北区芝田 1 - 1 6 - 1	(直)06-6373-5207	—	88-240-856-1
阪急バス(株)	運輸部 安全管理課	豊中市岡の上町 1 - 1 - 1	(直)06-6866-3172	豊中営業所 06-6866-3145	88-240-861-1
大阪広域 水道企業団	経営管理部	大阪市中央区谷町 2 - 3 - 1 2 マルイ ト谷町ビル 3階	(代)06-6944-6862	06-6944-6862	88-260-3234

5-1 池田市地域防災無線

【表5-1 池田市防災行政無線(移動系)】

令和7年8月1日現在

番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所
101	指令	(総合政策部)危機管理課	504	可搬	池田小学校
102	可搬	(総合政策部)危機管理課	505	可搬	呉服小学校
111	車載	(総合政策部)危機管理課 青パト	506	可搬	神田小学校
112	車載	(総合政策部)危機管理課 青パト	507	可搬	北豊島小学校
113	車載	(総合政策部)危機管理課 青パト	508	可搬	石橋南小学校
114	車載	(総務部)総務課	509	可搬	石橋小学校
123	携帯	(総合政策部)危機管理課	510	可搬	緑丘小学校
124	携帯	(総合政策部)危機管理課	511	可搬	秦野小学校
125	携帯	(総合政策部)危機管理課	512	可搬	ほそごう学園
126	携帯	(総合政策部)危機管理課	513	可搬	池田中学校
127	携帯	(総合政策部)危機管理課	514	可搬	北豊島中学校
128	携帯	(総合政策部)危機管理課	515	可搬	石橋中学校
129	携帯	(総合政策部)危機管理課	516	可搬	渋谷中学校
130	携帯	(総合政策部)危機管理課	517	可搬	宣真高校
131	携帯	(総合政策部)危機管理課	519	可搬	園芸高校
210	車載	(総務部)総務課	520	可搬	池田高校
211	車載	(総務部)総務課	521	可搬	渋谷高校
212	車載	(総務部)総務課	531	携帯	菅原町防災会
213	車載	(総務部)総務課	532	可搬	石橋保育所
214	車載	(総務部)総務課	533	携帯	西本町自主防災会
215	車載	(総務部)総務課	534	可搬	古江保育所
216	車載	(上下水道部)水道工務課	535	携帯	南畑公園自主防災会
207	可搬	(都市整備部)交道路路課	536	可搬	ひかりこども園
208	可搬	(まちづくり環境部)環境政策課	537	携帯	空港1丁目自主防災会
209	可搬	(子ども・健康部)幼児保育課	540	可搬	やまぼと学園
217	車載	(上下水道部)用地管理課	542	可搬	なかよしこども園
218	車載	(都市整備部)土木管理課	543	携帯	池田市消防本部警防救急課
219	車載	(都市整備部)みどり農政課	103	指令	池田市消防本部
220	車載	(都市整備部)土木管理課	104	可搬	池田市消防分団本部
221	車載	(都市整備部)みどり農政課	105	可搬	消防署細河分署
201	可搬	(総務部)秘書課	110	車載	池田市消防署
202	可搬	(総合政策部)広報公聴課	115	車載	(池田市消防団)細河分団
206	可搬	(教育委員会)教育総務課	135	携帯	(池田市消防団)細河分団
203	可搬	(福祉部)高齢・福祉総務課	116	車載	(池田市消防団)池田分団
222	車載	(福祉部)高齢・福祉総務課	136	車載	(池田市消防団)池田分団
204	可搬	(上下水道部)水道工務課	117	携帯	(池田市消防団)呉服分団
205	可搬	(上下水道部)総務課	137	車載	(池田市消防団)呉服分団
223	車載	(上下水道部)水道工務課	118	携帯	(池田市消防団)神田分団
224	車載	(上下水道部)水道工務課	138	車載	(池田市消防団)神田分団
226	車載	営繕車	119	携帯	(池田市消防団)北豊島分団
227	車載	営繕車	139	車載	(池田市消防団)北豊島分団
503	可搬	五月丘小学校	120	携帯	(池田市消防団)鉢塚分団

番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所
140	車載	(池田市消防団)鉢塚分団	604	携帯	鉢塚自主防災隊
121	携帯	(池田市消防団)秦野分団	605	携帯	新豊島北自治会防災会
141	車載	(池田市消防団)秦野分団	606	携帯	宇保・八王寺自主防災隊
701	可搬	池田病院総務課	607	携帯	呉服南防災会
702	可搬	池田病院宿直室	608	携帯	天神2丁目天神会防災会
711	車載	池田病院	609	携帯	荘園会防災会
721	携帯	空港地域自主防災会	610	携帯	神田自主防災会
722	携帯	新町防災会	611	携帯	バードヒルズ防犯・防災推進委員会
723	携帯	天一自主防災会	612	携帯	北豊島自主防犯防災会
724	携帯	城山町自主防災会	613	携帯	アルビス緑丘自主防災会
725	携帯	豊島自治会自主防災組織	614	携帯	室町自主防災・防犯会
703	携帯	(福祉センター)社会福祉協議会	615	携帯	満寿美町自主防災会
704	可搬	(福祉センター)健康増進課	616	携帯	姫室町防災会
705	可搬	(福祉センター)4F会議室	617	携帯	桃園会防災会
301	可搬	クリーンセンター(事務所)	618	携帯	建石町自主防災会
302	可搬	業務センター	619	携帯	北豊島中学校東地区自治会防災会
310	車載	業務センター	620	携帯	城南防災会
303	可搬	下水処理場	621	携帯	大和町防災会
311	車載	下水処理場	622	携帯	ザ・ライオンズ池田自主防災会
304	可搬	古江浄水場	623	携帯	五月丘1丁目自治会自主防災・防犯隊
312	車載	古江浄水場	624	携帯	五月丘5丁目自主防災会
305	可搬	給食センター	625	携帯	呉羽会自主防災部
307	可搬	市民文化会館	627	携帯	梅香園防災委員会
308	可搬	五月山体育館	628	携帯	上1防災会
401	可搬	池田警察署	629	携帯	栄本町地域防災会
402	可搬	猪名川河川事務所	630	携帯	石橋自主防災会
403	可搬	関西電力北摂配電営業所	631	携帯	槻木町自主防災会
404	可搬	阪急電鉄石橋駅	632	携帯	上2防災会
405	可搬	豊中・池田ケーブルネット	633	携帯	綾羽防災会
410	車載	豊中・池田ケーブルネット	634	携帯	伏尾台・防犯・防災委員会(2)
601	携帯	アルビス・五月丘団地自治会自主防災組織	635	携帯	神田自主防災会(2)
602	携帯	伏尾台防災・防犯委員会	636	携帯	バードヒルズ防犯・防災推進委員会(2)
603	携帯	石橋南自治会防災会	637	携帯	綾羽1丁目自主防災会

【表5-1 池田市防災行政無線(同報系)】

令和7年4月1日現在

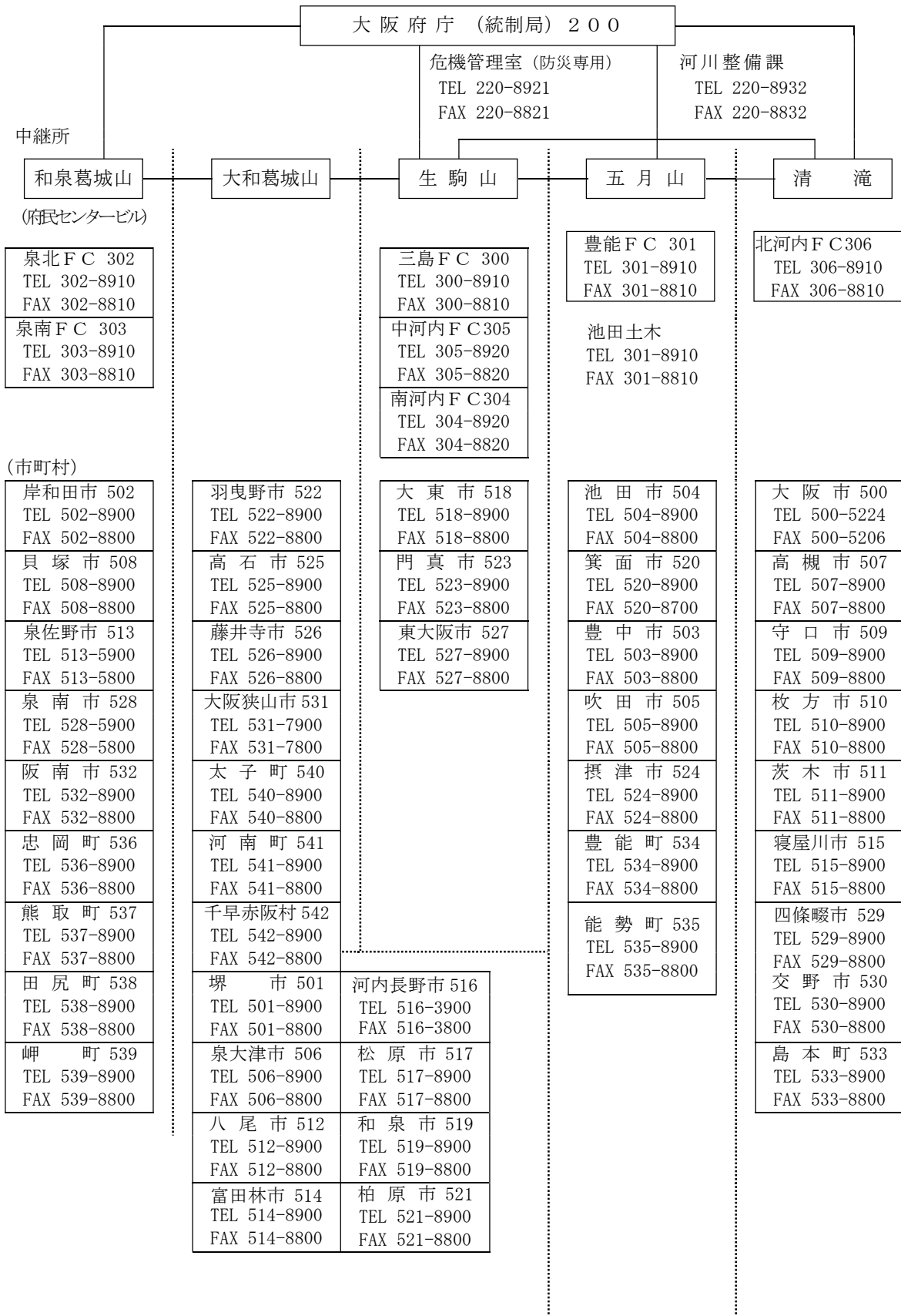
番号	種別	設置場所	設置方法	設置場所住所	備考
	親局	池田市役所		城南1-1-1	
	補助局	池田市消防本部		八王寺1-2-1	
001	拡声子局	北豊島小学校	校舎屋上	豊島北2-12-1	
002	拡声子局	伏尾台低配水池	施設屋上	伏尾台1-21-26	
003	拡声子局	石橋中学校	校舎屋上	井口堂3-6-1	
004	拡声子局	池田中学校	校舎屋上	上池田1-6-17	
005	拡声子局	渋谷中学校	校舎屋上	五月丘4-1-1	
006	拡声子局	緑丘小学校	校内自立柱	緑丘2-5-12	
007	拡声子局	第1ポンプ場	敷地内自立柱	神田3-9-26	
008	拡声子局	水月公園管理事務所	公園内自立柱	鉢塚3-6-1	
009	拡声子局	空港会館	施設内自立柱	空港1-11-4	
010	拡声子局	畑5丁目	敷地内自立柱	畑5-1-9	
011	拡声子局	人権文化交流センター	施設屋上	古江町523-1	
012	拡声子局	池田小学校	校舎屋上	大和町1-4	
013	拡声子局	歴史民俗資料館	敷地内自立柱	五月丘1-10-12	
014	拡声子局	北豊島中学校	校舎屋上	豊島北1-1-1	
015	拡声子局	ほそごう学園	校舎屋上	伏尾台3-14	
016	拡声子局	石橋小学校	校舎屋上	井口堂3-3-30	
017	拡声子局	石橋南小学校	校舎屋上	石橋4-6-1	
018	拡声子局	神田小学校	校舎屋上	神田2-4-1	
019	拡声子局	池田市消防本部	施設屋上	八王寺1-2-1	
020	拡声子局	畑会館	敷地内自立柱	畑3-15-20	
021	拡声子局	五月丘小学校	校舎屋上	五月丘2-3-1	サイレン局
022	拡声子局	秦野小学校	校舎屋上	畑1-1-1	サイレン局
023	拡声子局	住吉会館	敷地内自立柱	住吉2-3-24	サイレン局
024	拡声子局	旧細河小学校	敷地内自立柱	中川原町498	サイレン局
025	拡声子局	伏尾台配水場	施設屋上	伏尾台5-2-1	サイレン局
026	拡声子局	呉服小学校	校舎屋上	姫室町10-1	サイレン局
027	拡声子局	市民文化会館	施設屋上	天神1-7-1	サイレン局

5-2 大阪府防災行政無線回線構成図

【図5-2 大阪府防災行政無線回線構成図】

令和7年4月1日現在

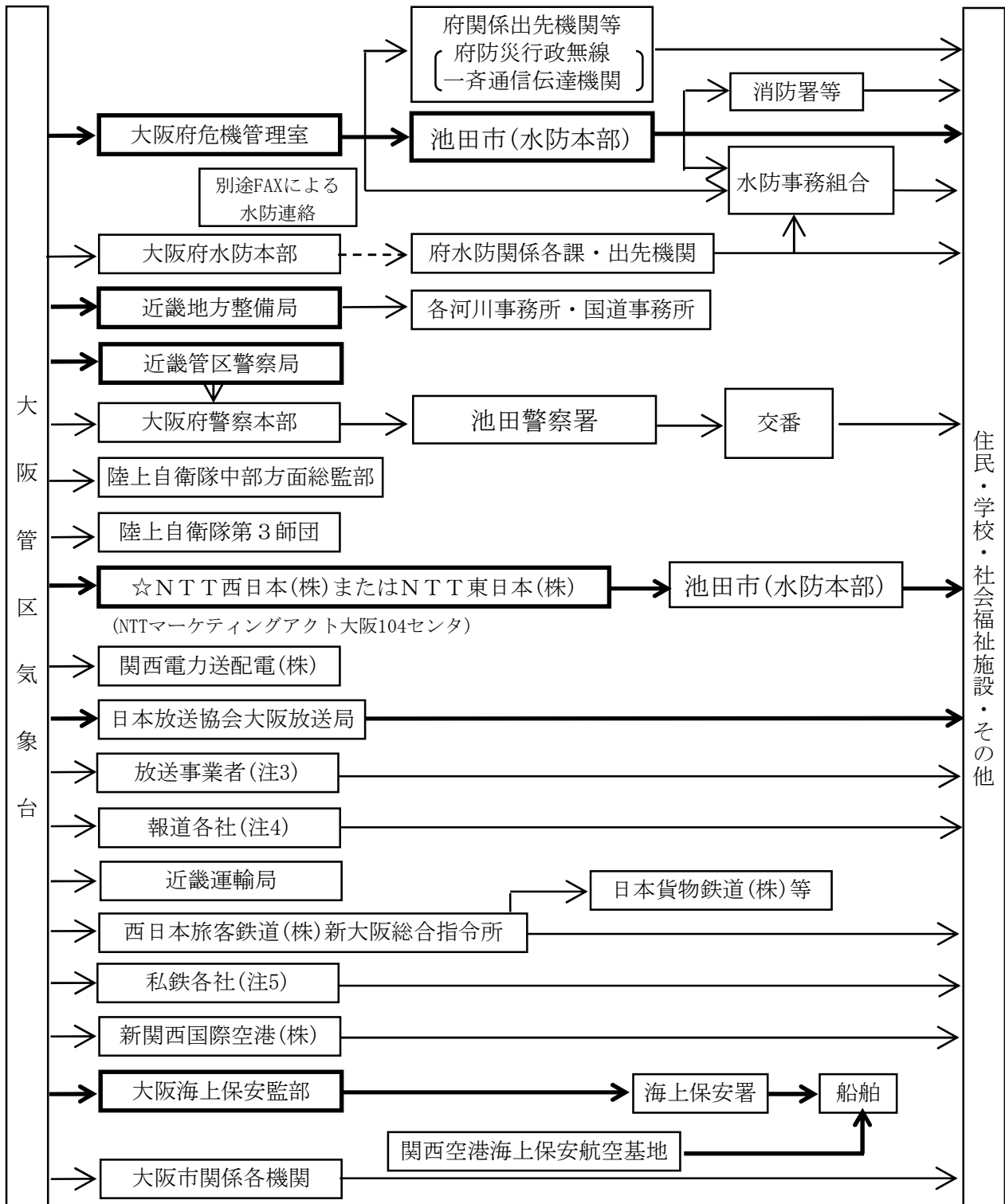
池田市の無線発信特番 (A) : 8 8



(注) TEL、FAX 番号は防災担当課の「防災専用電話、FAX 番号」です。

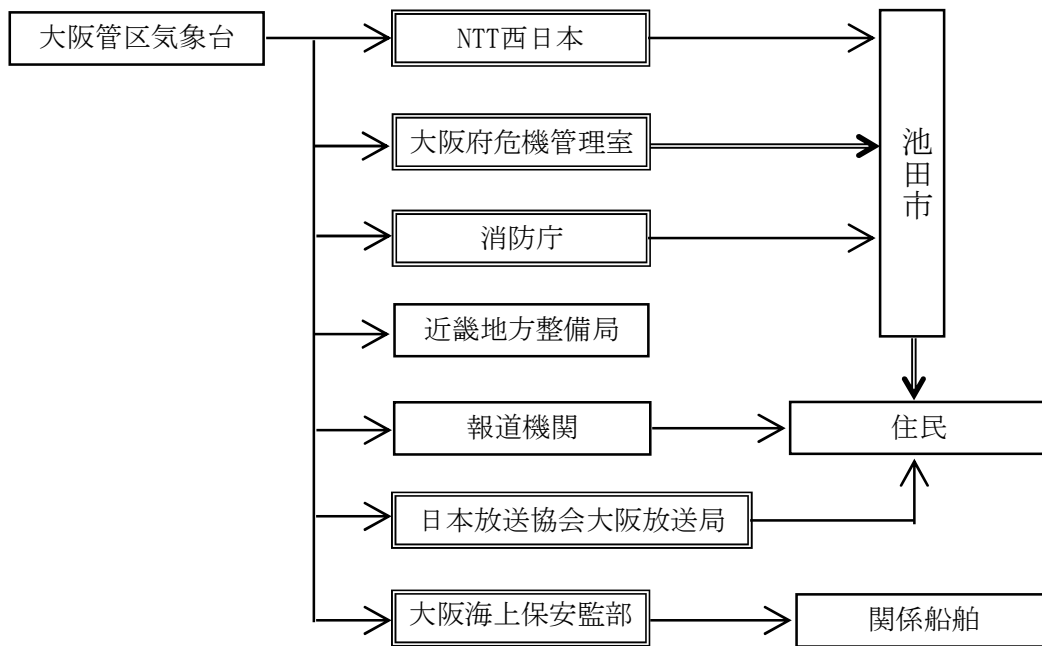
5-3 気象予警報等の伝達系統

【図5-3 気象予警報等の伝達経路】



(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは阪急電鉄株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社 他の10社である。

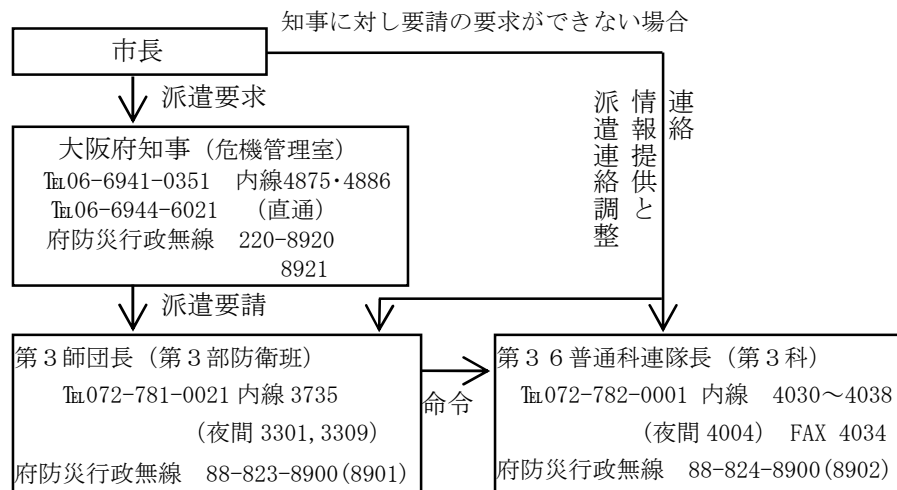
【図5-4 特別警報の関係機関への伝達経路】



(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の放棄に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

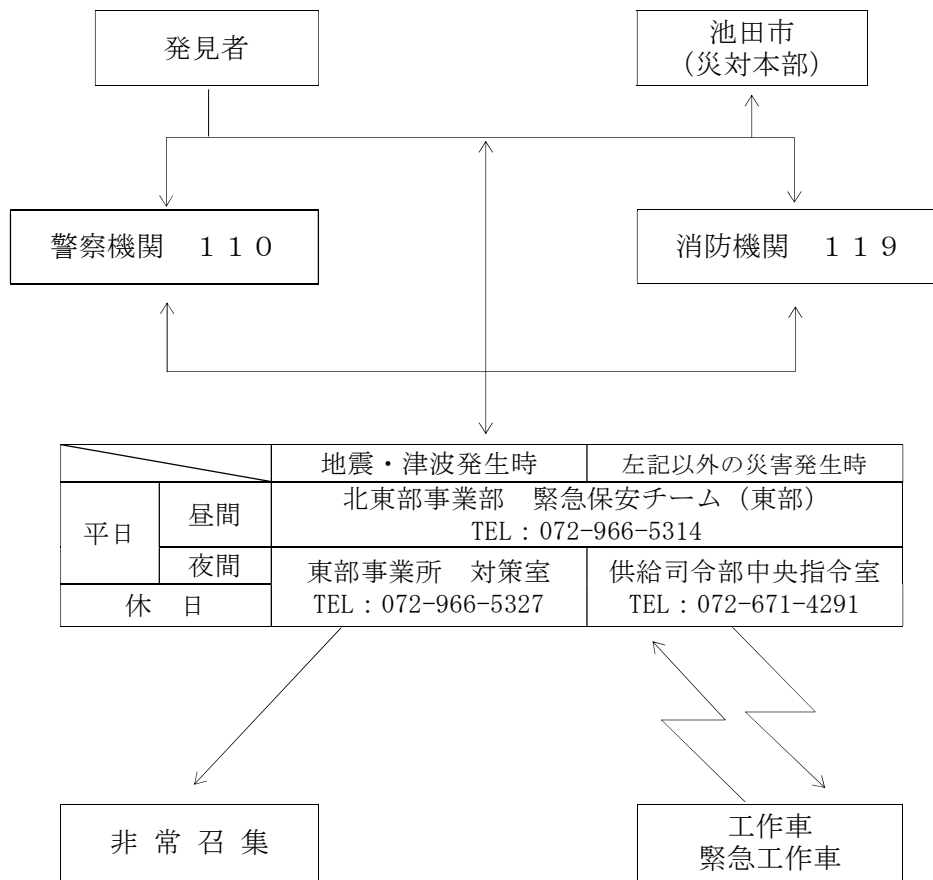
5-4 自衛隊への連絡系統

【図5-5 自衛隊への連絡系統】



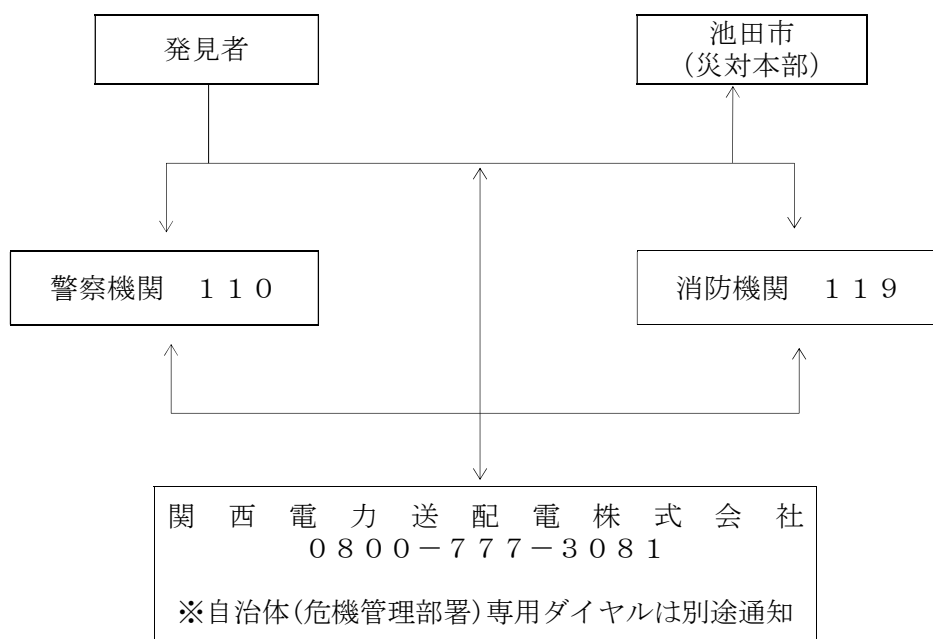
5-5 大阪ガスネットワーク株式会社との情報通信連絡系統

【図5-6 大阪ガスネットワークとの連絡系統】



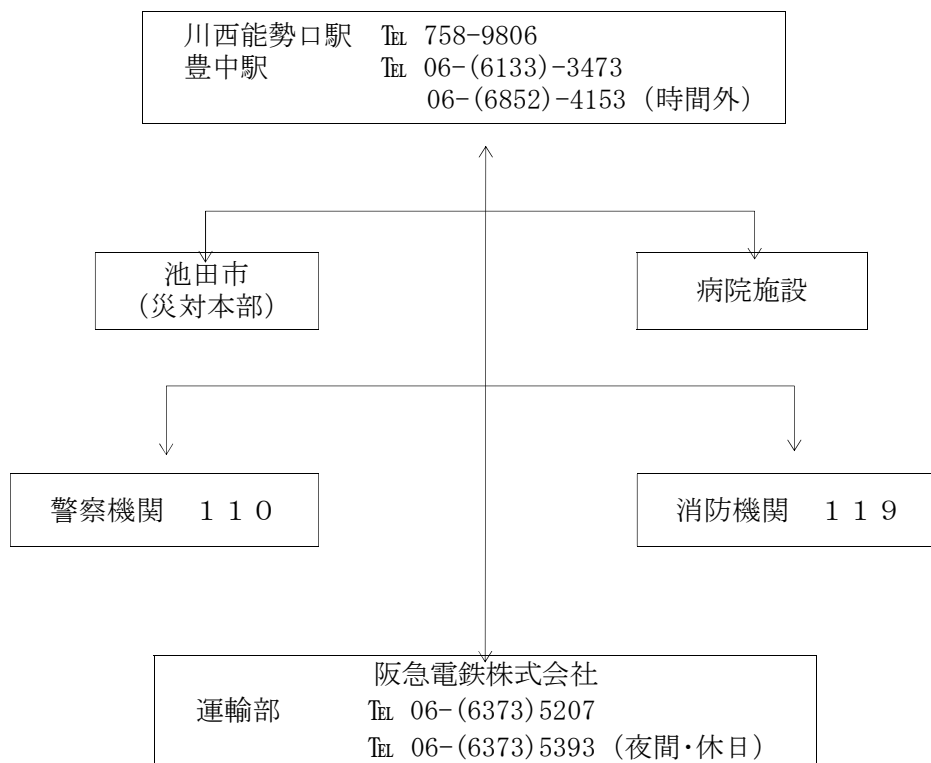
5-6 関西電力送配電株式会社との情報通信連絡系統

【図5-7 関西電力送配電との連絡系統】



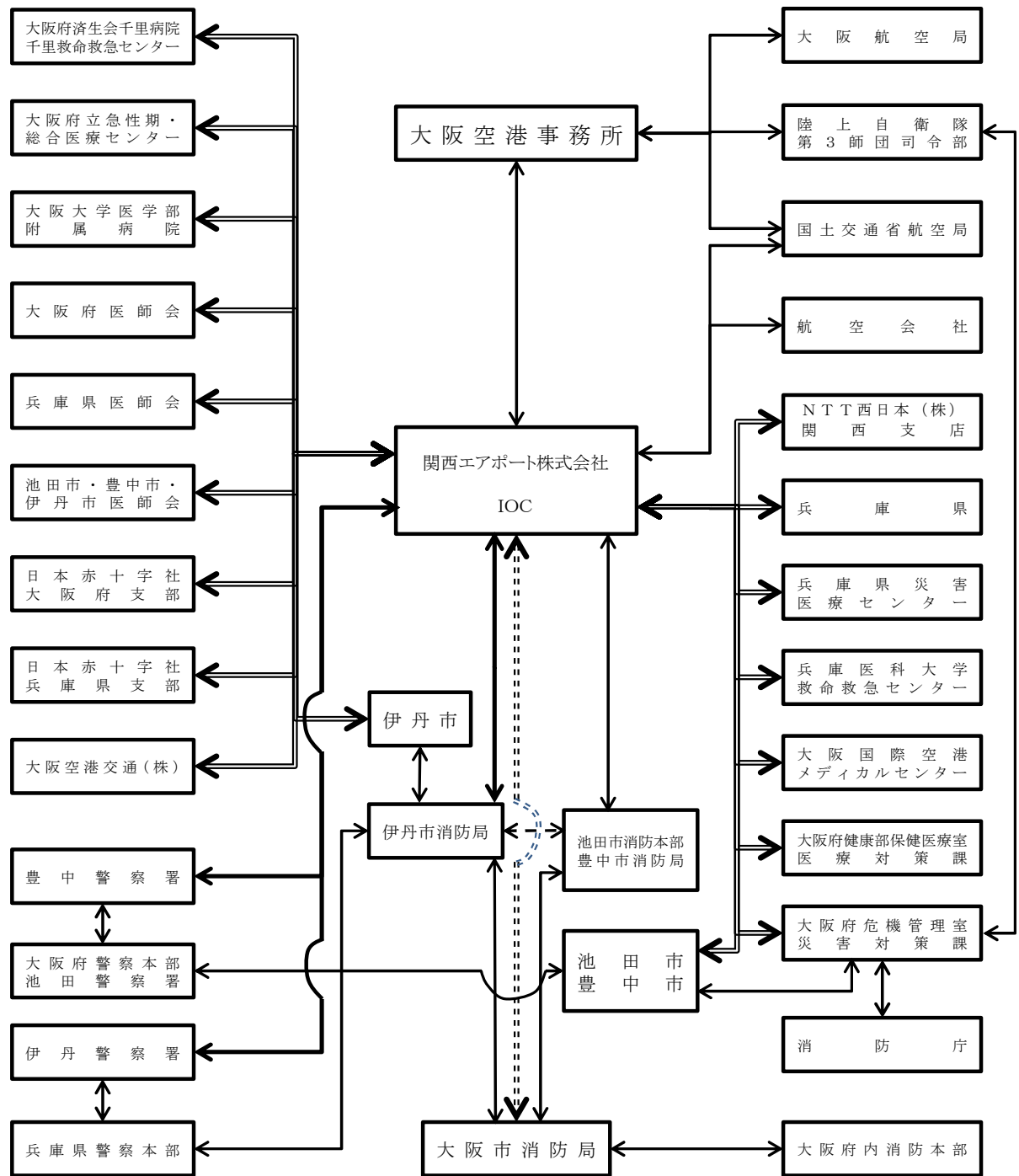
5-7 阪急電鉄株式会社との情報通信連絡系統

【図5-8 阪急電鉄との連絡系統】



5-8 大阪国際空港との情報通信連絡系統

【図5-9 大阪国際空港との連絡系統】



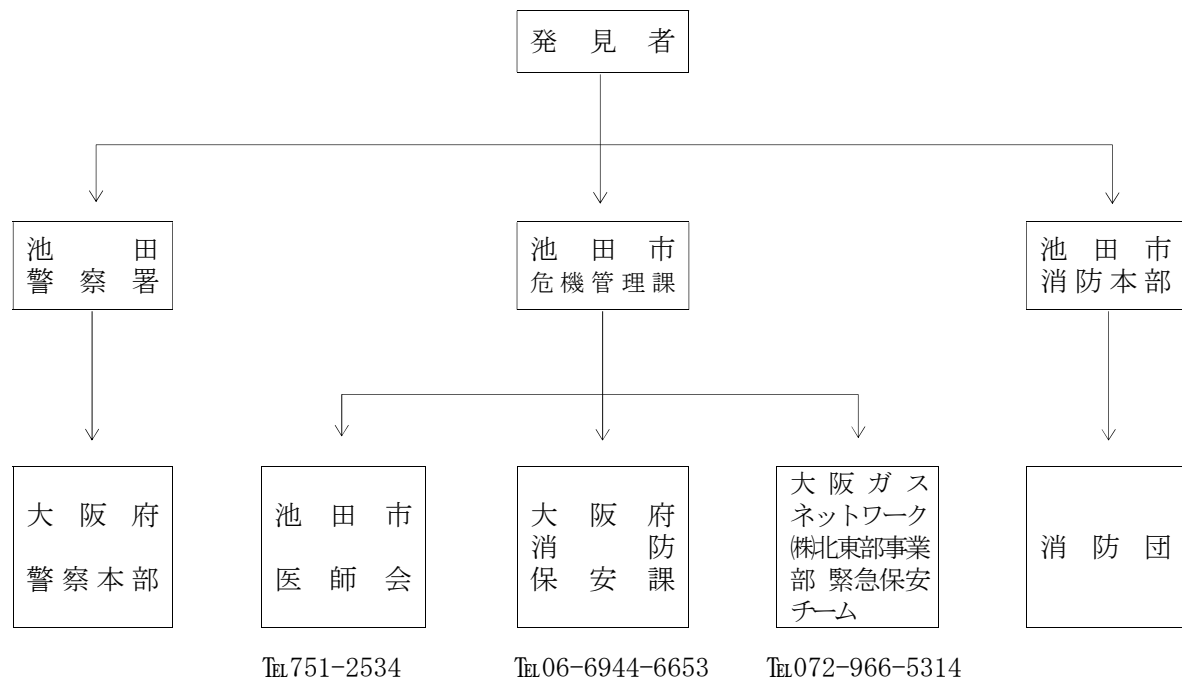
- (通報手段)
- ↔ 非常順次通報装置
 - ↔ 直通電話
 - ⇄ 防災波(無線機)
 - ⇄ 一般回線電話
 - ⇄ 消防無線

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。

5-9 ガス事故時の情報通信連絡系統

【図5-10 ガス事故時の連絡系統】

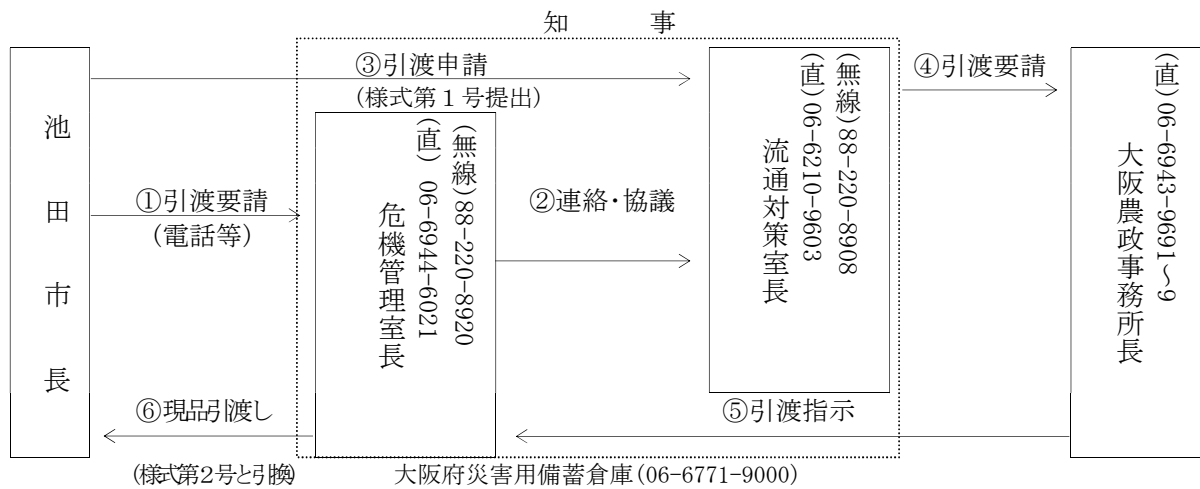
ガス事故



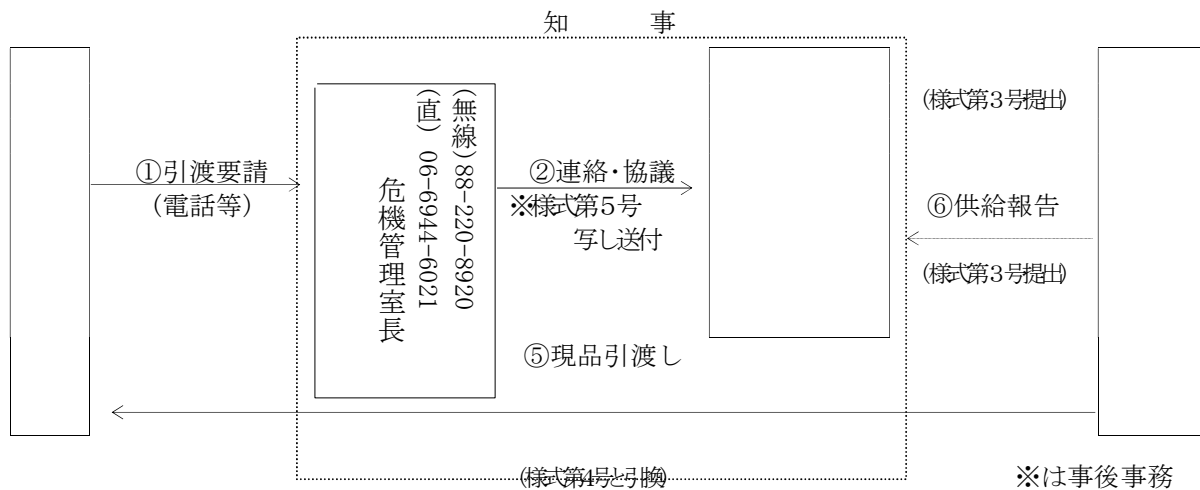
5-10 災害物資要請連絡系統（災害救助法適用時）

【図5-11 知事と市長の連絡ができる場合】

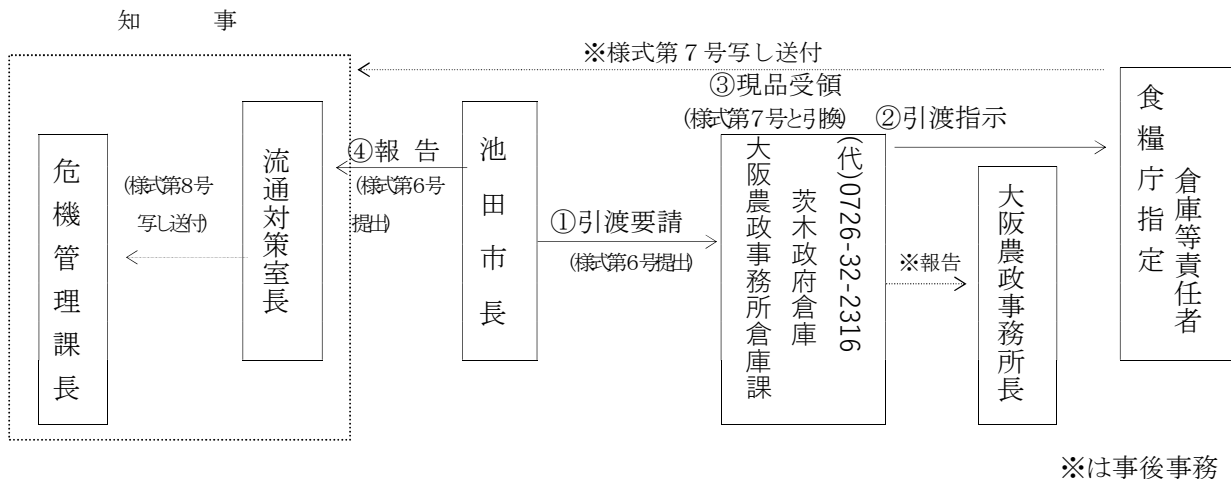
ア) 乾パン



イ) 米穀（精米）



【図5-11 知事と市長の連絡がとれない場合】

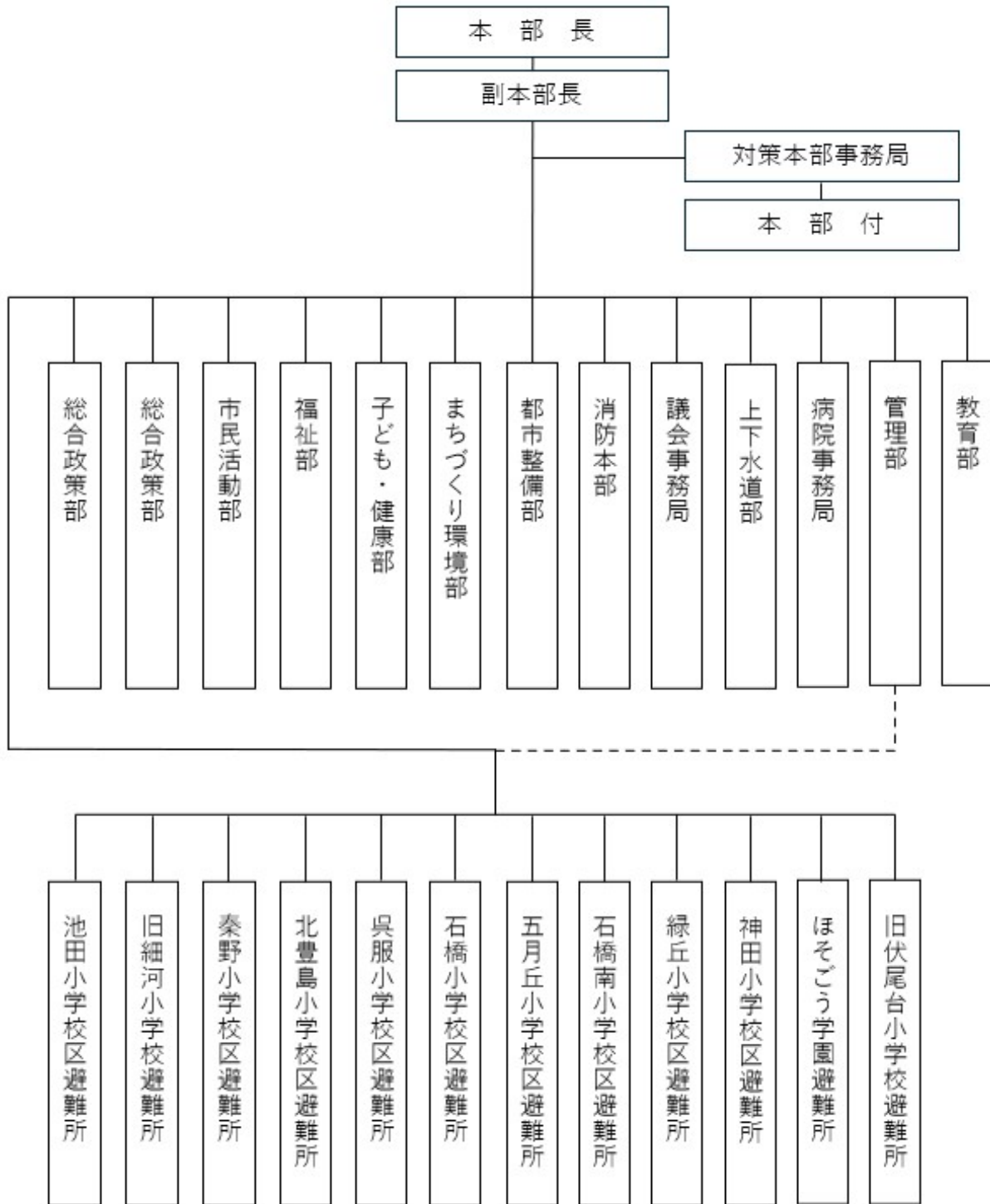


6 災害対策本部の組織

6-1 組織

【図6-1 災害対策本部の組織(初動期)】

令和7年4月1日現在



6-2 配備体制別出勤人員

【表6-1 配備体制別出勤人員】

令和7年4月1日現在

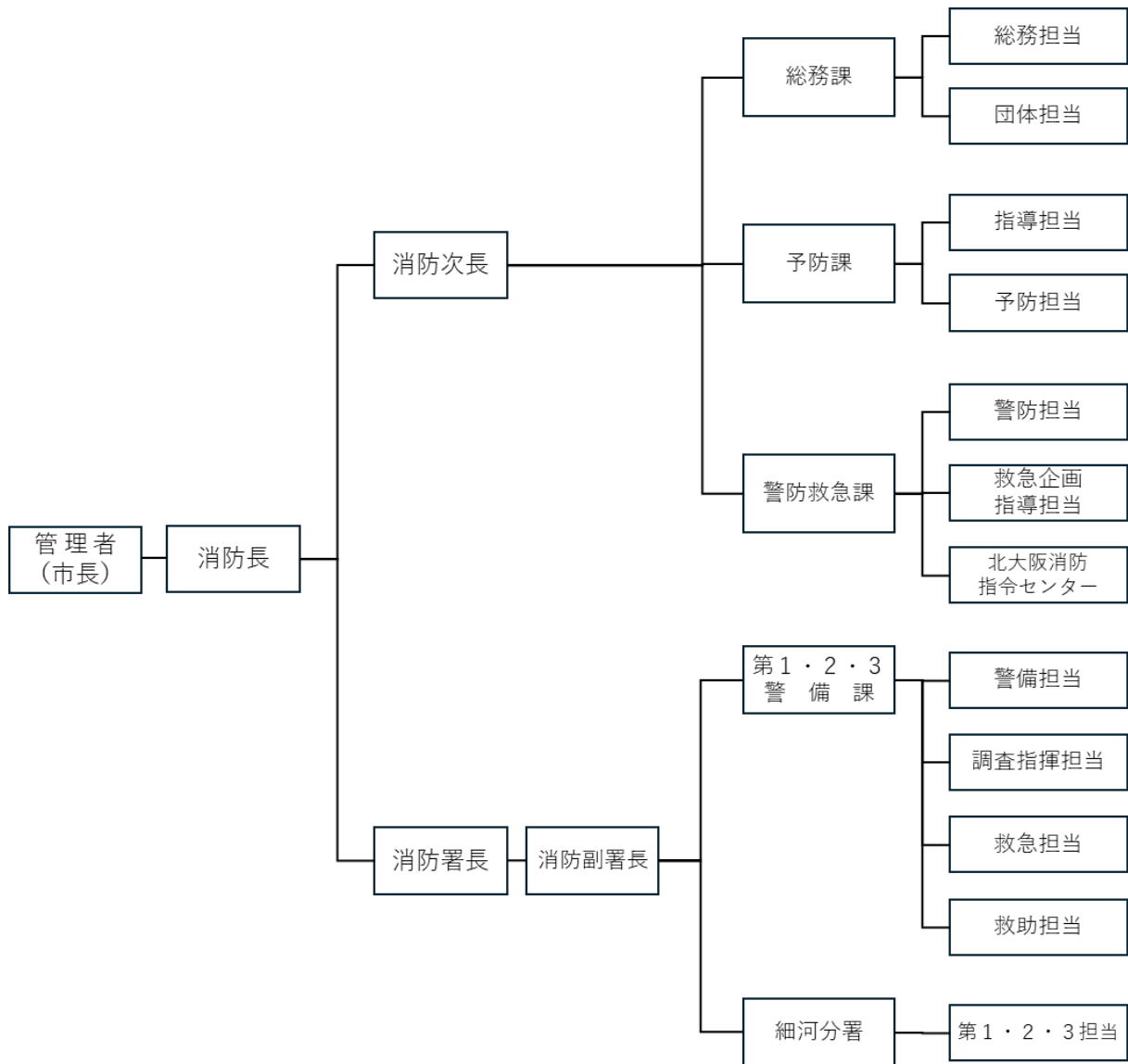
部	班	1号 配備	2号 配備	部	班	1号 配備	2号 配備
対策本部 事務局	総括班	6	6	消防本部	庶務班	4	8
	連絡調整班	7	13		災害広報班	4	8
	小計	13	19		情報報班	6	11
総合政策部	情報収集班	8	16		災害警備班	51	102
	広報班	3	5		消防団	5	190
	広聴班	2	4	小計	70	319	
	応急対策班	6	12	議会事務局	議会班	4	7
	小計	19	37		小計	4	7
総務部	総務班	5	10	上下水道部	庶務班	8	16
	人事班	4	8		給水班	3	5
	秘書班	3	6		工務班	12	24
	物資等受入班	5	9		下水処理場班	4	8
	物資等調達班	3	6		浄水班	10	19
	調査班	9	18		小計	37	72
	小計	20	57	事務局 病院	庶務班	9	17
市民活動部	庶務班	2	4		医事班	6	12
	商業班	3	6		小計	15	29
	遺体処理班	5	9	管理部	庶務班	7	14
	指定緊急避難場所班	4	8		避難所施設班	3	6
	女性・外国人班	4	8		炊き出し班	3	5
小計	18	35	小計		13	25	
福祉部	庶務班	5	9	教育部	庶務班	4	8
	物資等受入班	2	3		児童・学校班	5	9
	活動班	19	38		文化財対策班	3	6
	小計	26	50		学校等施設班	12	23
子ども・ 健康部	健康対策班	16	32		指定緊急避難場所班	2	4
	活動班	4	8	小計	26	50	
	保育所班	6	11	池田小学校	2	7	
まちづくり 環境部	小計	26	51	旧細河小学校	2	6	
	庶務班	5	10	秦野小学校	2	6	
	環境班	5	10	北豊島小学校	2	6	
	対策班	16	31	呉服小学校	2	6	
	廃棄物処理班	6	12	石橋小学校	2	6	
	小計	32	63	五月丘小学校	2	6	
都市整備部	庶務班	6	11	石橋南小学校	2	6	
	道路班	5	10	緑丘小学校	2	6	
	公園班	4	7	神田小学校	2	7	
	農地班	2	3	ほそごう学園	2	6	
	住宅対策班	5	10	旧伏尾台小学校	2	6	
	小計	22	41	小計	24	74	
	本部付	要員	60	119	小計	60	119
	小計	合計	425	1,048			

7 消火・救急・救助の現況

7-1 消防本部(署)の組織

【図7-1 消防本部(署)の組織】

令和7年4月1日現在



7-2 消防職員

【表7-1 定数及び現在員数】

令和7年4月1日現在

階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計
定員	← 139 →								139
現在員	1	3	19	37	25	2	43	0	130

7-3 消防力の現況

【表7-2 消防車両等】

令和7年4月1日現在

項目 配置	種別	社名	年式	エンジン 排気量(CC)	級別
本部・署	化学車(Ⅱ型)	日野	2010	6,400	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2025	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2012	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2017	4,000	A2
	13m放水塔付消防自動車	日野	2023	5,120	A2
	40mはしご車	日野	2011	8,860	
	水槽車	日野	2013	7,680	B2
	救助工作車(Ⅱ型)	日野	2012	6,400	
	資機材搬送車	トヨタ	2005	4,890	
	査察・広報車	ダイハツ	2014	650	
	査察・広報車	ダイハツ	2014	650	
	司令車	ダイハツ	2024	1,190	
	指揮車	トヨタ	2022	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2020	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2014	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2015	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2019	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2024	2,690	
	乗用車	ダイハツ	2024	1,190	
	乗用車	ダイハツ	2019	990	
	連絡車	ダイハツ	2014	650	
	災害資材車	ダイハツ	2000	4,610	
	災害支援車	日野	2015	4,000	
	資機材搬送車	ダイハツ	2015	650	
	小型動力ポンプ	トヨタ	2000	617	B3
	小型動力ポンプ	トヨタ	2000	554	B3
小型動力ポンプ	トヨタ	2002	617	B3	
小型動力ポンプ	トヨタ	2015	526	B3	
原動機付自転車	スズキ	2014	49		
原動機付自転車	スズキ	2014	49		
分署	小型水槽付ポンプ車	日野	2022	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2023	4,000	A2
	高規格救急車	トヨタ	2017	2,690	
	小型動力ポンプ	トヨタ	1999	554	B3
	原動機付自転車	スズキ	2014	49	

【表7-3消防水利】

令和7年4月1日現在

区 分		設置数	区 分		設置数	内耐震式		
公設消火栓	配管口径	50mm	0	防火水槽	公設	40m ³ 未満	1	0
		75mm	152			40m ³ 以上	38	8
		100mm	459			100m ³ 以上	19	19
		125mm	0		私設	40m ³ 未満	0	0
		150mm	441			40m ³ 以上	56	19
		200mm	199			100m ³ 以上	8	2
		250mm	76		合計		122	48
	300mm	57	私設消火栓			59		
	350mm	20	池			4		
	400mm	25	泉水			1		
	450mm	4	プール			18		
	500mm	4	河川			3		
	600mm	9						
	合計	1,446						

【表7-4 無線設備】

令和7年4月1日現在

区 分	基地局	移動局	計
本 署	1	37	38
細河分署	1	7	8
合 計	2	44	46

防災行政無線	大阪府 1	池田市 19
--------	-------	--------

種 別	局(台)数		活動波		府県波 主運用波	全国系 統制波 1	全国系 統制波 2	全国系 統制波 3	防災行政波	定格出力 W	
	合計	小計	消防系	救急系							
消防用無線	基地局	2	2	○	○	○	○	○		※	
	陸上移動局	車載型	20	20	○	○	○	○	○		10
		携帯型	24	3	○	○	○	○	○		5
			21	○	○	○	○	○		2	
署活動系	消防本部・署	80	61							1	
	消防団		19							1	
消防団車載型無線機		7	7	○						10	
行政無線	固定局	1	1						府防災	10	
	移動局	19	19						市防災	2	

※ 基地局……本部基地局（10W）・細河基地局（5W）

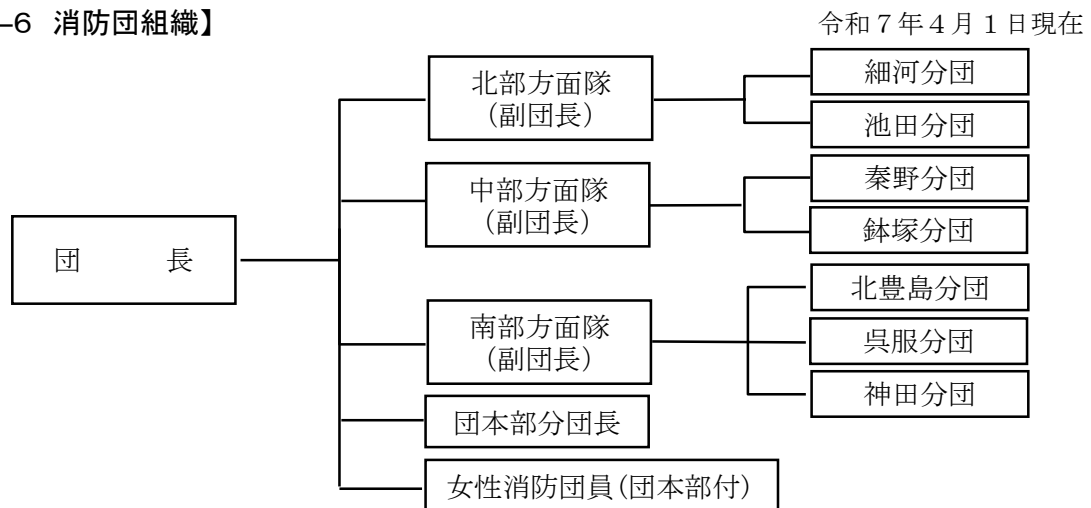
【表7-5 主な救助・救急器具一覧】

令和7年4月1日現在

区分	品名	数量	区分	品名	数量
一般 救助 器具	かぎ付きはしご	5	呼吸 保護用 器具	空気呼吸器	44
	三連はしご	8		酸素呼吸器	5
	金属製折りたたみはしご	2		簡易呼吸器	2
	空気式救助マット	1		送排風機	1
	救命索発射銃	1	保護用 器具	耐電衣一式	5
	救助用縛帯	7		陽圧式化学防護服	3
	平担架	1		化学防護服	24
重量物 排除	油圧スプレッダー	2	保護用 器具	携帯警報器	26
	可搬ウィンチ	2		防毒マスク	26
	マンホール救助器具	2		耐熱服	6
	マット型空気ジャッキ一式	2		潜水器具	8
切断用 器具	油圧切断機	3	水難 救助用 器具	救命胴衣	57
	エンジンカッター	8		救命浮環	17
	ガス溶断機	1		救命ボート	2
	チェーンソー	4		船外機	1
	鉄線カッター	1		画像探索機	1
破壊用 器具	万能斧	11	高度 救助用 資機材	夜間暗視装置	1
	携帯用コンクリート破壊器具	2		熱画像直視装置	4
	ハンマー	14		地中音響探知機	1
	削岩機	1		地震警報機	1
	ハンマドリル	2		緩降機	3
測定 器具	可燃性ガス測定器	5	その他 器具	ロープ登降機	3
	有毒ガス測定器	9		発電機	16
	酸素濃度測定器	6		自動体外式除細動器	10
	放射線測定器	4	高度救命 処置用 資機材	輸液用資機材一式	6
山岳	バスケット型担架	5	高度救命 処置用 資機材	患者監視装置	5

7-4 消防団組織

【図7-6 消防団組織】



7-5 消防団員と機械

【表7-7 消防団員現在員数】

令和7年4月1日現在

階級別 分団	団長	副団長	分団長	副分 団長	部長	班長	団員	計
本部	1	3	1			3	17	25
池田			1	1	4	6	12	24
呉服			1	1	4	6	11	23
北豊島			1	1	4	6	6	18
秦野			1	1	4	6	13	25
細河			1	1	4	6	13	25
神田			1	1	4	6	13	25
鉢塚			1	1	4	6	13	25
合計	1	3	8	7	28	45	98	190

【表7-8 消防団機械】

令和7年4月1日現在

項目 配置	種別	社名	年式	エンジン 排気量 (CC)	ポンプ 級別
本部	乗用車 (I)	トヨタ	2021年	1,986	
池田分団	普通ポンプ車	日野	2006年	4,000	A2
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	B3
呉服分団	普通ポンプ車	日野	2008年	4,009	A2
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	B3
北豊島分団	普通ポンプ車	日野	2012年	4,000	A2
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	B3
秦野分団	普通ポンプ車	日野	2008年	4,009	A2
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	B3
細河分団	普通ポンプ車	日野	2013年	4,000	A2
	小型動力ポンプ	トーハツ	2015年	526	B3
神田分団	普通ポンプ車	日野	2005年	4,000	A2
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	B3
鉢塚分団	普通ポンプ車	いすゞ	2017年	2,999	A2
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	B3

7-6 自主防災組織

【表7-9 自主防災組織】

令和7年6月1日現在

連番	名 称	設立年月日	備 考
1	アルビス・五月丘団地自治会自主防災組織	昭和35年 4月 1日	五月丘小学校区
2	伏尾台防災・防犯委員会	平成 8年 4月14日	細郷小学校区
3	石橋南自治会防災会	平成 9年 6月29日	石橋南小学校区
4	鉢塚自主防災隊	平成11年 4月 1日	緑丘小学校区
5	新豊島北自治会防災会	平成12年 4月 1日	北豊島小学校区
6	宇保・八王寺自主防災隊	平成15年 4月 1日	呉服小学校区
7	呉服南防災会	平成15年 4月 1日	呉服小学校区
8	天神2丁目天神会防災会	平成17年 4月 1日	北豊島小学校区
9	神田自主防災会	平成17年 4月 1日	神田小学校区
10	ハートヒルズ 防犯・防災推進委員会	平成17年 4月 1日	細郷小学校区
11	荘園会防災会	平成17年 4月 1日	北豊島小学校区
12	北豊島自主防犯防災会	平成17年12月 1日	北豊島小学校区
13	アルビス緑丘自主防災会	平成19年 2月 1日	緑丘小学校区
14	室町自主防災・防犯会	平成19年 4月 1日	呉服小学校区
15	満寿美町自主防災会	平成19年 8月 1日	呉服小学校区
16	姫室町防災会	平成20年 4月 1日	呉服小学校区
17	桃園会防災会	平成20年 4月27日	呉服小学校区
18	建石町自主防災会	平成20年 7月 1日	池田小学校区
19	城南防災会	平成20年 9月 1日	池田小学校区
20	大和町防災会	平成20年 9月 1日	池田小学校区
21	北豊島中学校東地区自治会防災会	平成20年 9月 1日	北豊島小学校区
22	サ・ライオンズ 池田自主防災会	平成21年 1月17日	池田小学校区
23	五月丘1丁目自治会自主防災・防犯隊	平成21年 2月 1日	五月丘小学校区
24	五月丘5丁目自主防災団	平成21年 3月31日	五月丘小学校区
25	呉羽会自主防災部	平成21年 4月 6日	秦野小学校区
26	呉服北自主防災会	平成21年 7月28日	呉服小学校区
27	梅香園防災委員会	平成21年10月 1日	緑丘小学校区
28	上1 防災会	平成21年11月 1日	池田小学校区
29	栄本町地域防災会	平成22年 1月17日	池田小学校区
30	石橋自主防災会	平成23年 4月 1日	石橋小学校区
31	槻木町自主防災会	平成23年 5月 8日	池田小学校区
32	上2 防災会	平成24年 3月 1日	池田小学校区
33	綾羽防災会	平成24年 6月 1日	池田小学校区
34	新町防災会	平成24年 7月14日	池田小学校区
35	空港地域自主防災会	平成24年 9月10日	石橋南小学校区
36	天一自主防災会	平成24年10月31日	北豊島小学校区
37	城山町自主防災会	平成25年 3月18日	池田小学校区
38	豊島自治会自主防災組織	平成25年 4月 1日	北豊島小学校区
39	菅原町防災会	平成25年 7月 1日	池田小学校区
40	綾羽一丁目地域防災会	平成26年 3月 8日	池田小学校区
41	西本町自主防災会	平成29年 5月 1日	池田小学校区
42	南畑公園自主防災会	平成31年 2月 1日	秦野小学校区
43	空港1丁目自主防災会	平成31年 4月28日	石橋南小学校区
44	荘園2丁目自主防災会	令和 3年 1月 1日	北豊島小学校区
45	荘園1丁目防災会	令和 7年 6月 1日	北豊島小学校区

7-7 防火対象物

【表7-10 防火対象物】

平成7年4月1日現在

用途		防火対象物の種類	対象物数	
特定 防火 対象 物	(一) 項	イ	劇場、映画館、演芸場または観覧場	54
		ロ	公会堂、集会場	
	(二) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	2
		ロ	遊技場又はダンスホール	
		ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの	
		ニ	カラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
	(三) 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	52
		ロ	飲食店	
	(四) 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	68
	(五) 項	イ	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	9
	(六) 項	イ	病院、診療所又は助産所	19
		ロ	自力避難困難者が入所している社会福祉施設等	54
		ハ	(六) 項ロを除く社会福祉施設等	53
		ニ	幼稚園又は特別支援学校	9
	(九) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	(十六) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの	424
	小 計			745
	非 特定 防火 対象 物	(五) 項	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅
(七) 項			小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの	74
(八) 項			図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	8
(九) 項		ロ	(九) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	4
(十) 項			車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	
(十一) 項			神社、寺院、教会その他これらに類するもの	55
(十二) 項		イ	工場又は作業場	101
		ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(十三) 項		イ	自動車車庫又は駐車場	68
		ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1
(十四) 項			倉庫	77
(十五) 項			(一) 項から(十四) 項に該当しない事業場	262
(十六) 項		ロ	(十六) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	188
(十七) 項		重要文化財等の建造物	2	
(十八) 項		延長50メートル以上のアーケード	3	
小 計			2,415	
合 計			3,160	

備考：防火対象物数は延面積150㎡以上の防火対象物とする。〔(十七) 項、(十八) 項を除く。〕

7-8 防火水槽・プール

【表7-11 公設防火水槽設置場所】

令和7年4月1日現在

番号	所在地	耐震	容量(m ³)
1	古江町 551 番地 市営住宅前		40
2	古江町 72 番地 古江町自治会館西側		30
3	古江町 433 番地 古江産業会館西側		40
4	綾羽 1 丁目 5 番 10 号 先		40
5	渋谷 3 丁目 15 番 10 号 秦野分団車庫前		40
6	石橋 1 丁目 19 番 9 号 先		40
7	畑 4 丁目 23 番 12 号 先		40
8	空港 1 丁目 11 番 18 号 先	○	40
9	東山町 395 番地先		40
10	石橋 4 丁目 6 番 2 号 石橋前池公園東側		50
11	住吉 2 丁目 11 番 23 号 住吉 2 丁目新池公園		40
12	住吉 1 丁目 15 市立とどろき庵		40
13	住吉 2 丁目 9 番 先		40
14	旭丘 3 丁目 6 番 22 号 先		40
15	吉田町 215 番地 吉田町公民館南側		40
16	渋谷 1 丁目 7 番 13 号 五月台住宅内		40
17	畑 4 丁目 17 番 東畑公園内		40
18	石橋 3 丁目 4 番 石橋 3 丁目公園内		40
19	伏尾町 151 番地		40
20	荘園 2 丁目 1 番 22 号 先		40
21	鉢塚 2 丁目 5 番 3 号 鉢塚 2 丁目第 2 公園		40
22	城南 3 丁目 5 番 光明公園内		40
23	伏尾台 1 丁目 33 番 北公園		40
24	伏尾台 2 丁目 8 番 北中央公園内		40
25	石橋 1 丁目 15 番 石橋駅前公園内		40
26	伏尾台 3 丁目 7 番 中央公園		40
27	伏尾台 4 丁目 7 番 東公園		40
28	住吉 1 丁目 12 番 17 号 先		40
29	伏尾台 4 丁目 15 番 西公園		40
30	伏尾台 5 丁目 4 番 南公園		40
31	栄町 1 番 駅前野外ステージ	○	100
32	宇保町 5 番 17 号 市立宇保会館内	○	40
33	畑 1 丁目 7 番 4 号 南畑公園内	○	40
34	渋谷 3 丁目 14 番 渋谷公園内	○	40
35	天神 1 丁目 7 番 市民文化会館	○	100
36	城南 3 丁目 1 番 18 号 市立池田病院駐車場内	○	40
37	神田 2 丁目 4 番 1 号 市立神田小学校	○	100
38	畑 1 丁目 1 番 1 号 市立秦野小学校	○	100
39	伏尾台 3 丁目 14 番 市立ほそごう学園	○	100
40	豊島南 1 丁目 4 番 北今在家広場内	○	100
41	鉢塚 3 丁目 9 番 水月公園内	○	100
42	石橋 4 丁目 6 番 1 号 市立石橋南小学校	○	100
43	豊島南 2 丁目 1 番 豊島南 2 丁目公園内	○	40
44	槻木町 2 番 槻木公園内	○	100
45	井口堂 3 丁目 4 番 石橋公園内	○	100
46	古江町 421 番 古江公園内	○	100
47	桃園 1 丁目 2 番 桃園公園内	○	100

48	古江町 414 番地先	大崎宅南側		45
49	綾羽 2 丁目 地内	五月山緑地内	○	100
50	五月丘 1 丁目 9 番	塩塚公園内	○	100
51	石橋 1 丁目 15 番	石橋駅前公園内	○	100
52	天神 1 丁目 7 番	豊島野公園内	○	100
53	上池田 2 丁目 2 番	辻ヶ池公園内	○	100
54	菅原町 1 番	池田駅前公園内	○	100
55	畑 2 丁目	畑 2 丁目公園内		40
56	石橋 4 丁目 21 番	石橋南公園内	○	40
57	満寿美町 9-4	満寿美公園内	○	40
58	綾羽 2 丁目 5 番	水道資材倉庫北側	○	100
総数 58 基 (耐震 27 基の内 100 m ² 以上 19 基)				3,465

【表 7-12 私設防火水槽設置場所】

令和 7 年 4 月 1 日現在

番号	所在地	耐震	容量(m ³)
1	天神 1 丁目 5 番 2 2 号		40
2	ダイハツ町 1 番		200
3	五月丘 2 丁目 2 番 3 号		40
4	五月丘 2 丁目 7 番 1 2 号	○	60
5	ダイハツ町 1 番		150
6	豊島南 2 丁目 2 2 2		45
7	豊島南 2 丁目 1 7 6		175
8	空港 1 丁目 1 3 番		40
9	空港 1 丁目 1 3 番		40
10	渋谷 3 丁目 6 番 2 7 号		40
11	神田 4 丁目 7 番 1 号		60
12	豊島南 1 丁目 1 2 番 9 号		40
13	空港 1 丁目 9 番 6 号		40
14	伏尾町 8 番		50
15	五月丘 3 丁目 1 番 2 8 号		40
16	伏尾台 2 丁目 4 番		40
17	城山町 3 番 5 1 号		40
18	空港 1 丁目 1 2 番		40
19	豊島南 2 丁目 2 0 9		50
20	呉服町 1 番 1 号		130
21	伏尾町 7 6-5		40
22	伏尾町 7 6-5		40
23	伏尾町 7 4-3		50
24	東山町 1 5 1 番地		50
25	伏尾町 7 6-5		40
26	伏尾台 5 丁目 1 番 5 号		60
27	八王寺 1 丁目 8 番	○	40
28	伏尾町 7 4-4	○	40
29	八王寺 1 丁目 8 番	○	40
30	東山町 5 2 8-6	○	40
31	畑 3 丁目	○	40
32	住吉 2 丁目 1 3 番 8 号		40
33	古江町 1 4 8 番地	○	40
34	神田 1 丁目 6 番 2 号		40
35	神田 1 丁目 1 8 番 6 号	○	40
36	畑 2 丁目 2 番 1 4 号		40

37	石橋2丁目4番10号	ライオンズマンション池田石橋		40
38	桃園1丁目2番13号	ダイハツ厚生年金基金会館		40
39	中川原町367-1	くら寿司池田西店	○	40
40	伏尾町74-22	慶光霊苑	○	60
41	城南3丁目1番	ザ・ライオンズ池田 I棟		80
42	畑1丁目14番27号	グレースコート		40
43	神田2丁目1番34号	ライオンズマンション池田神田		40
44	石橋2丁目8番19号	ベルク池田石橋1番館	○	60
45	満寿美町8番25号	カップヌードルミュージアム大阪池田		40
46	畑5丁目9番11号	メロディーハイム池田五月山ヒルズビュー		40
47	五月丘2丁目6番	アルビス五月丘西集会所	○	100
48	鉢塚1丁目2番3号	コスモ池田パークフォルム		40
49	五月丘3丁目3番	アルビス五月丘129棟北	○	100
50	緑丘1丁目5番2号	大阪教育大学附属池田小学校	○	60
51	満寿美町8番16号	メルシーますみ	○	40
52	古江町18番13号	古江台ホールすずらん		40
53	天神1丁目5番5号	プラウド池田天神	○	40
54	緑丘2丁目1番	アルビス緑丘103号棟西側	○	40
55	城南3丁目1番15号	ザ・ライオンズ池田 G棟		130
56	中川原町17番地	北摂池田メアリアルパーク		40
57	豊島南2丁目647	(有)水原興産		40
58	石橋2丁目16番7号	ストロベリーヒルズ阪大前	○	40
59	古江町69番地	セブンイレブン池田古江町店	○	40
60	豊島南2丁目204番	日本建築総合試験所		40
61	ダイハツ町1番	ダイハツ工業(株)第2工場		200
62	神田4丁目13番12号	プリムヴェール	○	40
63	荘園2丁目3番12号	宣真高等学校		40
64	古江町153番1	セルフフィックス池田SS	○	40
総数64基(耐震21基のうち100㎡以上2基)				3,630

【表7-13 プール一覧表】

令和7年4月1日現在

番号	場所	容量m ³
1	畑4丁目1番 府立渋谷高校	487
2	大和町1番4号 市立池田小学校	500
3	畑1丁目1番1号 市立秦野小学校	300
4	井口堂3丁目3番30号 市立石橋小学校	250
5	豊島北2丁目12番1号 市立北豊島小学校	300
6	姫室町10番1号 市立呉服小学校	250
7	五月丘2丁目3番1号 市立五月丘小学校	300
8	上池田1丁目6番17号 市立池田中学校	390
9	豊島北1丁目1番1号 市立北豊島中学校	330
10	五月丘4丁目1番1号 市立渋谷中学校	250
11	緑丘1丁目5番 教育大学付属中・高等学校	650
12	旭丘2丁目2番 府立池田高等学校	390
13	緑丘2丁目5番12号 市立緑丘小学校	506
14	八王寺2丁目6番 府立園芸高等学校	422
15	石橋4丁目6番1号 市立石橋南小学校	300
16	伏尾町 不死王閣	563
17	神田2丁目4番1号 市立神田小学校	380
18	井口堂3丁目6番1号 市立石橋中学校	350
計		6,918

7-9 危険物施設を保有する事業所

【表7-14 危険物施設の数別及び業態別設置状況】

令和7年4月1日現在

施設別 数量別・業態別		屋内貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
		指定数量以上～5倍以下	24	3	18	2	4	8
5倍を超え～10倍以下	2		3		1	4	10	
10倍を超え～50倍以下	1		3	5	5	5	19	
50倍を超え～100倍以下	1		1	4	1		7	
100倍を超え～150倍以下			1	1	2		4	
150倍を超え～200倍以下			2		3		5	
200倍を超え～1000倍以下					4		4	
合計	28	3	28	12	20	17	108	
業態別	映画館・遊技場等							
	病院・診療所			1			1	2
	旅館・ホテル			7				7
	学校・幼稚園			1				1
	公衆浴場							
	工場・作業場	19		7		1	10	37
	運輸・運送				11	4		15
	銀行・金融機関							
	官公庁	4	1	7			1	13
	事務所（商店を含む）	4		2	1		5	12
	ゴルフ場	1	2	2		4		9
	建設業							
	保育所・福祉施設			1				1
	ガソリンスタンド					11		11
寮・共同住宅								
合計	28	3	28	12	20	17	108	

【表7-15 高圧ガス施設保有事業者】

令和7年4月1日現在

区 分	事業者等数
第一種製造者	3
第一種製造者 (冷 凍)	—
第二種製造者	14
第二種製造者 (冷 凍)	22
高圧ガス販売業者	21
第一種貯蔵所	2
第二種貯蔵所	7
特定高圧ガス消費者	2
容器検査所	1
合 計	72

【表7-16 液化石油ガス施設保有事業者】

令和7年4月1日現在

区 分	事業者等数
液化石油ガス販売業者	2
液化石油ガス保安機関	2
液化石油ガス設備工事等	3
合 計	7

【表7-17 火薬類取締法関係事業者】

令和7年4月1日現在

区 分	事業者等数
庫外貯蔵庫	2
火薬類販売業者	—
消費者（発破）	1
合 計	3

7-10 防火地域・準防火地域

災害防止の見地から、市街地の建物の不燃化と土地の高度利用を図るため、昭和35年8月にはじめて池田地区及び石橋地区に準防火地域を指定。その後用途地域の変更に伴い商業地域に防火地域を、近隣商業地域と第2種住居地域の一部に準防火地域を指定した。

【表7-18 指定状況】

平成30年4月1日現在

年月日 告示番号	防火地域 (ha)		準防火地域 (ha)	
	面積	備考	面積	備考
昭35.8.8 建告1578	—	—	53	池田地区 39.0 石橋地区 14.0
昭48.10.1 市告66~67	27	池田駅前 21.8 石橋駅前 5.2	23	池田駅前 19.0 石橋駅前 4.0
昭54.11.21 市告86	28	池田駅前 22.8 石橋駅前 5.2	22	池田駅前 18.0 石橋駅前 4.0
昭61.1.24 市告3	28	池田駅前 22.8 石橋駅前 5.2	25	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0
平7.10.16 市告215	28	池田駅前 22.8 石橋駅前 5.2	26	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0 空港1丁目地内 1.3
平12.4.7 市告70	28	池田駅前 23.0 石橋駅前 5.2	26	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0 空港1丁目地内 1.3
平16.12.28 市告240	28	池田駅前 23.0 石橋駅前 5.2	26	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0 空港1丁目地内 1.3
平17.9.6 市告184	28	池田駅前 22.9 石橋駅前 5.2	26	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0 空港1丁目地内 1.3 石橋3丁目 0.03

【表7-19 建築物の構造制限】

平成7年4月1日現在

地域 規模 構造	防火地域		準防火地域	
	階数	延べ面積 (階数にかかわらず)	階数	延べ面積 (階数にかかわらず)
耐火建築物としなければならないもの	3以上のもの	100㎡を超えるもの	4以上のもの (地階を除く)	1,500㎡を超えるもの
準耐火又は耐火建築物としなければならないもの	2以下で、かつ延べ面積が 100㎡以下のもの		3のもの(地 階を除く)	500㎡を超え 1,500㎡以下のもの

引用：建築基準法第61条、建築基準法施行令第136条の2

(注)防火地域及び準防火地域内での建築物の構造等については建築基準法の規定による。

8 公園、道路の現況

8-1 池田市の都市公園一覧表

【表8-1 公園一覧表】

令和7年4月1日現在

都市計画公園

番号	名称	開設面積(m ²)
1	2・2・204-1 渋谷公園	5,419
2	2・2・204-2 辻ヶ池公園	7,690
3	2・2・204-3 光明公園	3,558
4	2・2・204-4 尊鉢公園	—
5	2・2・204-5 豊島公園	816
6	2・2・204-6 井口堂公園	2,892
7	2・2・204-7 箕面川公園	—
8	2・2・204-8 東市場公園	—
9	2・2・204-9 満寿美公園	1,777
10	2・2・204-10 桃園公園	1,242
11	2・2・204-11 山之手公園	4,977
12	2・2・204-12 横岡公園	6,304
13	2・2・204-13 塩塚公園	6,107
14	2・2・204-14 鉢塚公園	2,392
15	2・2・204-15 石橋公園	4,877
16	2・2・204-16 石橋前池公園	959
17	2・2・204-17 池田駅前公園	4,478
18	2・2・204-18 石橋南公園	1,775
19	2・2・204-19 石橋玉坂公園	1,433
20	3・3・204-1 豊島野公園	11,645
21	3・3・204-2 夫婦池公園	12,870
22	3・3・204-3 石橋駅前公園	9,741
23	3・3・204-4 茶臼山公園	13,265
24	3・3・204-5 秦野公園	—
25	4・4・204-1 水月公園	32,083
26	4・4・204-2 神田公園	—
27	7・5・204-1 石澄公園	—
合計		136,300

都市計画緑地

番号	名称	開設面積(m ²)
1	204-1 五月山緑地	754,000
2	204-2 猪名川緑地	236,000
3	204-3 五月丘緑地	14,693
合計		1,004,693

その他公園

番号	名称	面積(m ²)
1	早苗の森公園	962
2	駒の森公園	2,074
3	新宅公園	204
4	古江公園	977
5	宇保公園	273
6	石橋2丁目公園	2,016
7	荘園1丁目第1公園	342
8	豊島北2丁目公園	230
9	秦野東公園	348
10	緑丘2丁目公園	597
11	鉢塚3丁目公園	219
12	住吉公園	1,293
13	石橋東公園	1,325
14	石橋西公園	2,242
15	豊島東公園	2,712
16	神田東公園	3,929
17	城南3丁目公園	398
18	石橋4丁目第2公園	306
19	宮の前公園	821
20	石橋3丁目公園	137
21	豊島南1丁目公園	180
22	住吉2丁目新池公園	135
23	神田1丁目第1公園	645
24	鉢塚2丁目第1公園	635
25	旭丘3丁目第2公園	308
26	渋谷1丁目第1公園	774
27	古江寺山公園	598
28	神田1丁目第2公園	573
29	渋谷1丁目第2公園	667
30	吉田公園	265
31	城山第2公園	415
32	鉢塚2丁目第3公園	299
33	杉ヶ谷西公園	331
34	栄本町公園	243
35	緑丘1丁目第2公園	166
36	旭丘3丁目第1公園	162
37	陽田北公園	125
38	鉢塚2丁目第2公園	331
39	緑丘1丁目第1公園	205
40	五月丘3丁目公園	215

関係資料

番号	名称	面積(m ²)
41	天神2丁目公園	365
42	古江南公園	161
43	東畑公園	1,255
44	南畑公園	1,575
45	陽田南公園	142
46	木部公園	190
47	住吉1丁目公園	122
48	伏尾台第1公園	4,587
49	伏尾台第2公園	628
50	城山第1公園	105
51	伏尾台北公園	1,468
52	伏尾台北中央公園	1,821
53	伏尾台中央公園	8,318
54	西畑公園	1,283
55	北轟木公園	400
56	伏尾台1丁目第1公園	539
57	伏尾台1丁目第2公園	131
58	伏尾台2丁目第1公園	72
59	伏尾台2丁目第2公園	178
60	伏尾台2丁目第3公園	114
61	伏尾台2丁目第4公園	96
62	伏尾台2丁目第5公園	97
63	伏尾台2丁目第6公園	181
64	伏尾台2丁目第7公園	141
65	伏尾台3丁目公園	253
66	伏尾台センタープラザ	801
67	伏尾台4丁目公園	345
68	伏尾台西公園	11,120
69	伏尾台東公園	1,781
70	伏尾台南公園	3,237
71	荒堀川公園	785
72	室町公園	759
73	城南2丁目公園	368
74	畑4丁目公園	102
75	池田駅前てるてる広場	823
76	五月丘2丁目第1公園	107
77	荘園1丁目第2公園	920
78	渋谷1丁目第3公園	114
79	旭丘1丁目第1公園	188
80	宇保第2公園	1,738
81	鉢塚1丁目公園	573
82	脇塚公園	635
83	東山公園	731
84	ちばら公園	2,818
85	あびこ公園	370
86	きのもと公園	2,393

池田市地域防災計画

番号	名称	面積(m ²)
87	杉ヶ谷公園	1,088
88	伏尾台5丁目公園	446
89	石橋2丁目第2公園	110
90	住吉1丁目第2公園	149
91	五月丘1丁目第2公園	150
92	畑5丁目第2公園	156
93	木部高架下第1公園	1,189
94	木部高架下第2公園	2,238
95	つづみ公園	67
96	木部高架下第3公園	1,741
97	城山第3公園	310
98	豊島南2丁目公園	100
99	緑丘2丁目第2公園	295
100	畑5丁目第1公園	102
101	槻木町第1公園	628
102	城南3丁目第2公園	1,101
103	神田4丁目第1公園	100
104	空港緑地	7,671
105	ビリケンプラザ	48
106	五月丘5丁目緑地	602
107	鉢塚3丁目第2公園	100
108	豊島南2丁目第2公園	188
109	神田4丁目第2公園	124
110	畑2丁目公園	374
111	荘園2丁目第1公園	105
112	渋谷ヶ丘公園	817
113	池田城跡緑道公園	257
114	豊島北1丁目第1公園	94
合計		103,957

都市計画墓園

番号	名称	開設面積(m ²)
204-1	五月山霊園	92,000

開設面積集計表

種別		箇所	面積(m ²)
公園 都市計画	街区公園	16カ所	56,696
	近隣公園	4カ所	47,521
	地区公園	1カ所	32,083
	小計	21カ所	136,300
都市計画緑地		3カ所	1,004,693
小計		24カ所	1,140,993
その他公園		114カ所	103,957
合計		138カ所	1,244,950
都市計画墓園		1カ所	92,000m ²

8-2 都市計画道路整備状況

【表8-2 都市計画道路整備状況】

令和7年4月1日現在

名称		計画			改良済				概成済			
番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	改良比		区間	延長 (m)	現況 幅 (m)	面積 (㎡)
							延長 (%)	面積 (%)				
1・4・ 204-1	大阪池田線	150	18.0	2,700	150	2,700	100.0	100.0	空港1丁目～空港1丁目			
1・4・ 204-2	阪神北部幹線	4,220	18.0～ 74.0	105,260	4,220	105,260	100.0	100.0	空港2丁目～木部町			
3・1・ 204-1	大阪南池田線	2,930	43.0～ 133.0	220,970	2,930	220,970	100.0	100.0	空港1丁目～神田4丁目			
3・1・ 204-2	大阪中央環状線	1,880	8.0～ 56.4	65,770	1,880	65,770	100.0	100.0	石橋4丁目～ 伊丹市下河原町			
3・3・ 204-3	池田宝塚線	2,170	23.0～ 34.0	55,930	2,170	55,930	100.0	100.0	豊中市石橋麻田町～ 神田2丁目			
3・3・ 204-4	神田池田線	2,510	16.0～ 31.0	57,910	2,180	52,950	86.9	91.4	豊島南2丁目～城南3丁目、 城南1丁目～上池田2丁目	330	14.0	4,620
3・4・ 204-5	池田亀岡線	3,000	16.0～ 43.5	56,890	3,000	56,890	100.0	100.0	西本町～中川原町			
3・4・ 204-6	中央線	1,630	16.0	26,080	1,415	22,640	86.8	86.8	上池田1丁目～畑2丁目	215	11.0～ 14.0	2,680
3・4・ 204-7	宮之前東畑線	3,600	11.0～ 29.0	57,210	3,600	57,210	100.0	100.0	住吉2丁目～井口堂1丁目、 畑4丁目～畑4丁目			
3・5・ 204-8	菅原新町線	1,080	13.0～ 15.0	15,320	925	12,995	85.6	84.8	菅原町～新町			
3・5・ 204-9	高槻伊丹線	2,030	12.0～ 17.0	26,260	2,030	26,260	100.0	100.0	豊中市待兼山町～ 豊島南2丁目			
3・6・ 204-10	神田線	2,190	11.0～ 18.0	24,370	2,190	24,370	100.0	100.0	栄町～ダイハツ町			
3・6・ 204-11	池田山之手線	2,570	11.0	28,270	2,570	28,270	100.0	100.0	城山町～畑5丁目			
3・3・ 204-12	木部川西線	1,880	24.0～ 48.5	52,510	1,880	52,510	100.0	100.0	木部町～古江町			
3・5・ 204-13	五月丘中央線	820	15.0	12,300	820	12,300	100.0	100.0	五月丘1丁目～五月丘3丁目			
3・6・ 204-14	槻木大和線	350	11.0	3,850	350	3,850	100.0	100.0	槻木町～大和町			
3・6・ 204-15	城南上池田線	320	11.0	3,520	320	3,520	100.0	100.0	大和町～上池田1丁目			
3・6・ 204-16	石橋駅神田線	2,150	11.0	23,650	2,150	23,650	100.0	100.0	石橋1丁目～神田2丁目			
3・6・ 204-17	本町城南線	410	11.0	4,510	410	4,510	100.0	100.0	栄本町～城南1丁目			
3・6・ 204-18	満寿美猪名川線	820	11.0	9,020	0	0	0.0	0.0	—	820	8～10	6,720
3・6・ 204-19	天神井口堂線	340	11.0	3,740	340	3,740	100.0	100.0	天神1丁目～井口堂3丁目			
3・6・ 204-21	荘園西畑線	2,540	11.0	27,940	2,540	27,940	100.0	100.0	荘園1丁目～畑3丁目			
3・6・ 204-22	八王寺線	310	11.0	3,410	310	3,410	100.0	100.0	八王寺1丁目～八王寺1丁目			
3・7・ 204-26	猪名川堤線	1,730	6.0	10,380	1,730	10,380	100.0	100.0	桃園2丁目～ダイハツ町			
3・5・ 204-27	本町中央線	360	12.0	4,320	265	3,180	73.6	73.6	西本町～栄本町	95	8.0	760
7・6・ 204-1	城南11号線	120	8.0	960	120	960	100.0	100.0	菅原町～菅原町			
合計		42,110		903,050	40,495	882,165	96.2	97.7		1,460		14,780

(注) 概成済とは、計画幅員の2/3以上の幅員で暫定改良がなされたものをいう。

【表8-3 市車両の現況】

令和7年8月15日現在

車種	台数	拡声器付
普通乗用	5	0
小型乗用	4	0
普通貨物	8	2
小型貨物	11	4
塵芥収集車	17	10
バキューム車	3	2
大型特殊	1	0
軽乗用	19	10
公共応急作業	1	0
軽貨物	35	10
原付	1	0
計	105	38

池田市民病院・池田市上下水道部・池田市消防本部所有車両は除く

9 指定避難所、指定緊急避難場所等の現況

9-1 広域避難地

【表9-1 広域避難地】 令和6年2月末現在

図面 番号	名称	所在地	有効面積 (㎡)	避難可能 人数(人)	備考
1	府立渋谷高校周辺	畑4丁目	7,000	3,500	
2	緑丘地区	緑丘1丁目	10,500	5,250	附属小・中学校 附属高等学校
3	猪名川運動公園	桃園1,2丁目、 神田4丁目	72,000	36,000	
4	府立園芸高校周辺	八王寺2丁目	14,500	7,250	運動場、実習地等
5	五月山公園	綾羽2目、 新町、城山町	7,300	3,650	緑楓台ならびに 広場一帯、城跡公園
計			111,300	55,650	

(図9-1参照)

9-2 一時避難地

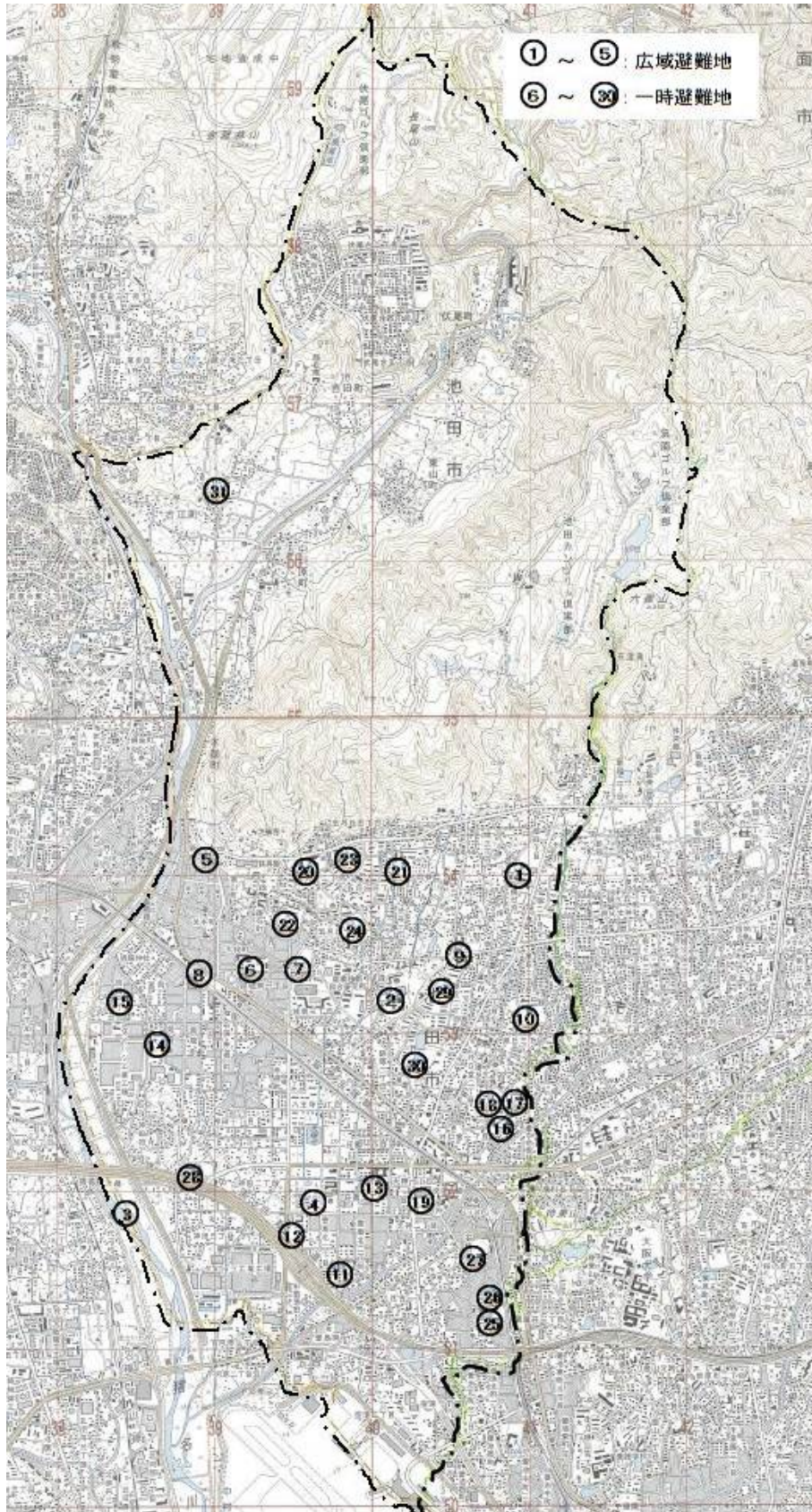
【表9-2 一時避難地】

令和4年6月7日現在

小学校区名	図面番号	名称	有効面積(m ²)	避難可能人数(人)
池田	6	池田小学校	7,467	1,200
	7	辻ヶ池公園	3,500	580
	8	池田駅前公園	1,387	230
秦野	9	秦野小学校	8,498	1,400
北豊島	11	北豊島小学校	5,876	950
	12	北豊島中学校	10,944	1,550
	13	宣真高校	12,876	2,100
	19	豊島野公園	3,886	640
呉服	14	呉服小学校	7,530	1,250
	15	桃園公園	1,242	621
石橋	16	石橋小学校	5,606	700
	17	石橋中学校	9,256	1,500
	10	府立池田高校	16,164	2,650
	18	石橋公園	1,023	170
五月丘	20	五月丘小学校	5,685	900
	21	渋谷中学校	10,416	1,700
	22	池田中学校	10,524	1,750
	23	横岡公園	568	90
	24	塩塚公園	2,400	400
石橋南	25	石橋南小学校	8,513	1,400
	26	石橋前池公園	402	60
	27	石橋駅前公園	3,674	610
神田	28	神田小学校	6,698	1,150
緑丘	29	緑丘小学校	9,188	1,500
	30	水月公園	3,372	550
細河	31	古江公園	977	488

(図9-1参照)

【図9-1 広域避難地、一時避難地】



9-3 指定避難所

【表9-3 指定避難所】

令和3年12月1日現在

	指定避難所	所在地	電話番号	避難可能人員
1	池田小学校	大和町1-4	751-2900	560
2	旧細河小学校	中川原町498	754-6295	510
3	秦野小学校	畑1丁目1-1	751-4549	680
4	北豊島小学校	豊島北2丁目12-1	761-8110	720
5	呉服小学校	姫室町10-1	751-4364	670
6	石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-8500	530
7	五月丘小学校	五月丘2丁目3-1	751-4200	530
8	石橋南小学校	石橋4丁目6-1	761-6768	590
9	緑丘小学校	緑丘2丁目5-12	753-2876	670
10	神田小学校	神田2丁目4-1	753-1060	650
11	旧伏尾台小学校	伏尾台2丁目11	754-6220	670
12	ほそごう学園	伏尾台3丁目14	751-0731	640

9-4 福祉避難所

【表9-4 福祉避難所】

令和7年4月1日現在

	福祉避難所	所在地	電話番号	受入対象者	避難可能人員
1	保健福祉総合センター	城南3丁目1-40	754-6010	要配慮者	399
2	中央公民館	菅原町1-1	754-6299	要配慮者	427
3	大阪府立渋谷高等学校 地学講義室	畑4-1-1	751-2895	妊産婦・乳幼児	—
4	大阪府立渋谷高等学校 地学実験室	畑4-1-1	751-2895	妊産婦・乳幼児	—

(注)「要配慮者」とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
災害時には指定避難所として開設することもありうる。
使用可能面積から1人あたり3.3㎡で算出。

9-5 指定緊急避難場所

【表9-5 指定緊急避難場所】

令和7年3月6日現在

避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所との重複
				洪水	土砂災害	地震	
1 池田小学校	大和町1-4	751-2900	560	○	○	○	○
2 旧細河小学校	中川原町498	751-2366	510	○	△	○	○
3 秦野小学校	畑1丁目1-1	751-4549	680	○	○	○	○
4 北豊島小学校	豊島北2丁目12-1	761-1297	720	△	○	○	○
5 呉服小学校	姫室町10-1	751-4364	670	△	○	○	○
6 石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-8500	530	△	○	○	○
7 五月丘小学校	五月丘2丁目3-1	751-4200	530	○	○	○	○
8 石橋南小学校	石橋4丁目6-1	761-6768	590	○	○	○	○
9 緑丘小学校	緑丘2丁目5-12	753-2876	670	○	○	○	○
10 神田小学校	神田2丁目4-1	753-1060	650	△	○	○	○
11 旧伏尾台小学校	伏尾台2丁目11	751-3473	670	○	○	○	○
12 池田中学校	上池田1丁目6-17	751-4187	750	○	○	○	
13 渋谷中学校	五月丘4丁目1-1	751-1447	830	○	×	○	
14 北豊島中学校	豊島北1丁目1-1	761-1563	780	△	○	○	
15 石橋中学校	井口堂3丁目6-1	761-3451	620	△	○	○	
16 ほそごう学園	伏尾台3丁目14	751-0731	640	○	○	○	○
17 池田高校	旭丘2丁目2-1	761-1131	1,020	○	○	○	
18 渋谷高校	畑4丁目1-1	751-2895	1,070	○	×	○	
19 園芸高校	八王寺2丁目5-1	761-8830		△	○	○	
20 宣真高校	荘園2丁目3-12	761-8801	1,250	△	○	○	
21 伏尾台コミュニティセンター 第1会館	伏尾台3丁目4-3	751-5938	80	○	○	○	
22 細河コミュニティセンター	東山町617-1	753-1877	80	×	×	○	
23 上池田会館	上池田1丁目9-19	751-5898	80	○	○	×	
24 城南会館	城南1丁目8-22	752-9970	70	○	○	×	
25 桃園会館	桃園1丁目9-12	751-5821	70	△	○	×	
26 呉服会館	呉服町11-1	751-5969	80	△	○	○	
27 姫室・室町会館	姫室町3-1	752-9982	100	△	○	○	
28 宇保会館	宇保町5-17	752-9935	80	○	○	×	
29 神田北会館	神田1丁目28-27	751-9947	90	○	○	×	
30 北神田会館	神田2丁目21-28	—	20	×	○	○	
31 神田会館	神田3丁目5-16	752-9968	90	×	○	×	
32 中之嶋会館	神田3丁目8-12	—	20	×	○	○	
33 河原島会館	神田3丁目5-21	—	20	×	○	○	
34 早苗の森会館	神田4丁目7-2	752-9887	80	△	○	×	
35 宮之原会館	神田4丁目10-10	—	20	△	○	○	
36 五月丘会館	五月丘2丁目4-1	751-5951	70	○	×	○	
37 渋谷会館	渋谷3丁目3-18	751-5918	90	○	×	×	
38 南畑会館	畑1丁目7-4	751-5802	90	○	○	○	
39 畑会館	畑3丁目15-20	752-9866	60	○	×	×	
40 下渋谷会館	渋谷1丁目8-12	—	30	○	○	○	
41 鉢塚会館	鉢塚2丁目8-5	762-5305	70	○	○	×	
42 才尊会館	鉢塚2丁目8-3	—	60	○	○	×	

	避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所との重複
					洪水	土砂災害	地震	
43	荘園会館	荘園1丁目7-13	761-9886	50	○	○	○	
44	旭丘会館	旭丘3丁目7-13	761-9928	90	○	×	×	
45	花園会館	旭丘1丁目1-10	761-9888	80	○	○	○	
46	秦野会館	旭丘1丁目9・G-101	752-9827	80	○	○	×	
47	石橋会館	石橋4丁目6-2	761-9848	110	○	○	○	
48	石橋北会館	石橋2丁目4-16	761-9919	80	△	○	○	
49	井口堂北会館	井口堂1丁目6-4	761-9704	70	△	○	○	
50	住吉会館	住吉2丁目3-24	761-9841	100	○	○	×	
51	空港会館	空港1丁目11-4	06-6843-7466	80	○	○	×	
52	豊島北会館	豊島北1丁目7-17	761-9731	90	△	○	×	
53	きたてしまプラザ	豊島北2丁目2-18	761-8230	70	△	○	○	
54	豊島南会館	豊島南1丁目8-5	761-9840	110	△	○	×	
55	伏尾会館	伏尾町11-8	—	50	○	×	×	
56	吉田会館	吉田町227	—	50	○	×	○	
57	東山会館	東山町425-1	—	40	○	△	○	
58	中川原会館	中川原町6-57	—	70	○	×	×	
59	古江町自治会館	古江町72	—	40		△	×	
60	市民文化会館	天神1丁目7-1	761-8811	140	△	○	○	
61	児童館	古江町421	752-1723	70	○	○	×	
62	人権文化交流センター	古江町523-1	752-6395	120	○	○	○	
63	総合スポーツセンター	荘園2丁目7-30	761-5137	740	△	○	○	
64	五月山体育館	綾羽2丁目7-1	754-3336	530	○	△	○	
65	カルチャープラザ	天神1丁目9-3	761-0438	150	△	○	○	
66	大阪北部農業協同組合 細河支店	中川原町331-1	751-2668	220	△	×	×	
67	市民活動交流センター	新町1-8	072-750-5133	310	△	○	○	
68	ダイバーシティセンター (ツナガリエ石橋)	石橋1-23-6	072-768-8020	180	△	○	○	
69	くれは音楽堂	姫室町10-1	072-754-6480	242	△	○		
70	学校給食センター	東山町140	072-751-8311	82	○	○	○	
71	日本キリスト教団 石橋教会	旭丘1-1-19	072-762-3536	50	○	○	○	
72	日本基督教団 池田五月山教会	五月丘2-7-19	072-751-1187	70	○	○	○	
73	神愛キリスト教会	石橋3-11-7	072-761-9014	100	○	○	○	

(注) 洪水の欄の「△」は、当該施設の上階部分への避難により安全を確保できる施設を示す。

土砂災害の欄の「△」は、災害の発生状況により一部利用制限を行う場合があることを示す。

9-6 避難情報の伝達要領

○ 具体的な伝達内容の例文

① 洪水

【様式9-1 警戒レベル3 高齢者等避難】

令和 年 月 日
月 日 時 池田市災害対策本部指示
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！ ■ こちらは、池田市です。 ■ ○○地区の○○川が増水し氾濫する恐れがあります。 ■ ○○町の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■ 高齢者や障害のある人など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに避難してください。 ■ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整え、必要に応じ、自主的に避難してください。

【様式9-2 警戒レベル4 避難指示】

令和 年 月 日
月 日 時 池田市災害対策本部指示
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！ ■ こちらは、池田市です。 ■ ○○地区の○○川が増水し氾濫する恐れが高まっています。 ■ ○○町の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■ ○○町の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。 ■ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

【様式9-3 警戒レベル5 緊急安全確保】

(1 河川氾濫が切迫している状況)	
令和 年 月 日	
月 日 時 池田市災害対策本部指示	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！ ■ こちらは、池田市です。 ■ ○○地区の○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生している恐れがあります！ ■ ○○町の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■ 立退き避難が危険な場合には、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 	
(2 河川氾濫を確認した状況)	
令和 年 月 日	
月 日 時 池田市災害対策本部指示	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！ ■ こちらは、池田市です。 ■ ○○地区で○○川の水が堤防を越え氾濫が発生しました。 ■ ○○町の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■ 立退き避難が危険な場合は、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 	

② 土砂災害

【様式9-4 警戒レベル3 高齢者等避難】

令和 年 月 日
月 日 時 池田市災害対策本部指示
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！ ■ こちらは、池田市です。 ■ 土砂災害が発生する恐れがあります。 ■ ○○町の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■ ○○町の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。 ■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■ 崖付近や沢沿いにお住いの方や、避難経路が通行止めになる恐れがある方は、自主的に避難してください。

【様式9-5 警戒レベル4 避難指示】

令和 年 月 日
月 日 時 池田市災害対策本部指示
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！ ■ こちらは、池田市です。 ■ 土砂災害が発生する恐れが高まっています。 ■ ○○町の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■ ○○町の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。 ■ 立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

【様式9-6 警戒レベル5 緊急安全確保】

(1 土砂災害が切迫している状況)	
令和 年 月 日	
月 日 時 池田市災害対策本部指示	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！ ■ こちらは、池田市です。 ■ 池田市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市内で土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況です。 ■ ○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■ 立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 	
(2 土砂災害発生を確認した状況)	
令和 年 月 日	
月 日 時 池田市災害対策本部指示	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！ ■ こちらは、池田市です。 ■ ○○町で土砂災害が発生しました。 ■ ○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■ 立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 	

10 文化財の現況

①国・府指定文化財

池田市内にある国指定の文化財は、20件（彫刻1、絵画10、書跡5、工芸品1、建造物3）、国登録有形文化財（建造物5）、府指定文化財は、7件（史跡2、有形文化財3、有形民俗文化財1、無形民俗文化財1）で、それらの一覧表は、表10-1のとおりである。

②市指定文化財

池田市指定の文化財は56件で、その一覧表は表10-2のとおりである。

【表10-1 国・府指定文化財一覧表】 令和7年4月1日現在

国・府	区分	名 称	数	所 在 地
国指定文化財	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	1 軀	伏尾町697番地 (久安寺)
	絵 画	白描絵料紙墨書 金光明経(目無経) 卷第二断簡	1 卷	栄本町12番27号 (逸翁美術館)
		紙本著色 大江山絵詞附紙本墨書詞書一卷	2 卷	
		紙本著色 三十六歌仙 高光 佐竹家伝来	1 卷	
		紙本著色 豊臣秀吉像画稿	1 幅	
		紙本著色 芦引絵	5 卷	
		紙本金地著色 三十三間堂通矢図	1 隻	
		紙本著色 十卷抄 (延慶二年覚厳奥書)	10 卷	
		紙本淡彩 奥の細道図 与謝蕪村筆 (安永八年十月款記)	2 卷	
		紙本墨画淡彩 白梅図 六曲屏風 呉春筆	1 双	
		絹本著色 地藏十王像	1 幅	
	書跡・ 典籍・ 古文書	紙本墨書 古筆手鑑 谷水帖 二十一種二十四葉	1 帖	
		紙本墨書 楞伽経 卷第二 (天平廿年六月廿三日願俊願経)	1 卷	
		紙本墨書 内裏歌合 寛和二年六月九日	1 卷	
		紙本墨書 雙観無量寿 卷上 (天平六年聖武天皇勅願経)	1 卷	
		紙本墨書 継色紙(あまつかぜ) 伝小野道風筆	1 幅	
	工芸品	花鳥蒔絵螺鈿洋櫃 附籐編外櫃	1 合	
	建造物	久安寺楼門 三間1戸楼門 入母屋造・本瓦葺	1 棟	伏尾町697番地 (久安寺)
		五社神社 十三重塔 石造十三重塔	1 基	鉢塚2丁目4番28号 (五社神社)
		八坂神社 本殿一間社流造 桧皮葺附棟札1枚	1 棟	神田4丁目7番1号 (八坂神社)

令和7年4月1日現在

種類	区分	名称	所在地
有形文化財 国登録	建造物	稲束家住宅 住居・土蔵	1ヶ所 2件 綾羽1丁目2466番地
		河村商店（加島銀行池田支店）	1ヶ所 1件 栄本町3172-1番地
		いけだピアまるセンター （池田実業銀行本店）	1ヶ所 1件 新町2番14号
		吉田酒造 主屋・蔵・塀	1ヶ所 3件 栄本町2620番地他
		逸翁美術館 旧本館、即庵、費隠、 旧本館正門、旧本館塀	1ヶ所 5件 建石町1965番地
府指定文化財	史跡	鉢塚古墳	1基 鉢塚2丁目4番28号(五社神社)
		池田茶白山古墳	1基 五月丘1丁目42番地
	有形文化財	石造 宝篋印塔	1基 古江町387(無二寺)
		大広寺 本堂・開山堂・書院・庫裏・山門・鐘楼	6棟 綾羽2丁目5番16号
		天部立像	2軀 東山町373番地(東禅寺)
	有形民俗 文化財	旧武呂家 桶・樽作り用具一式 附用材・製品・工数帳等	一式 五月丘1丁目10番12号 (市立歴史民俗資料館)
	無形民俗 文化財	池田五月山の愛宕火（がんがら火）	池田五月山大一文字がんがら火保存会 池田五月山大文字がんがら火保存会

【表10-2 市指定文化財一覧表】

令和7年4月1日現在

種類	区分	指定番号	名称	所在地
重要文化財	絵画	1	紙本金地著色 松梅に鶴・桐に鳳凰の図襖絵 (吉村周山筆)	8面 栄本町5番18号(託明寺)
		2	板絵著色 (旧杉戸) 岩に波・柏に鷹・芦に鶴の図襖絵 (桃田伊信筆)	4面 室町7番4号(呉服神社)
		3	紙本金地著色 松楓に孔雀・松桜に孔雀図襖絵 (勝部如春斎筆)	8面 綾羽1丁目4番10号(弘誓寺)
		4	紙本著色 池田名所図絵	双幅 西本町2番20号(寿命寺)
		5	紙本著色 池田知正画像	1幅 綾羽2丁目5番16号(大広寺)
		6	絹本著色 池田三九郎画像	1幅 綾羽2丁目5番16号(大広寺)
		7	紙本著色 涅槃図 (大岡春卜筆)	1幅 伏尾町697番地(久安寺)
		8	久安寺縁起 真名縁起1巻 仮名縁起1巻 版木22面	一括 伏尾町697番地(久安寺)
		9	紙本著色 松林図六曲屏風 (桃田伊信筆)	1双 五月丘1丁目10番12号 (市立歴史民俗資料館)
		10	紙本著色 熊野本地絵巻	3巻 栄本町12番27号(逸翁美術館)
		11	絹本著色 寒林落日図 (呉春筆)	1幅 栄本町12番27号(逸翁美術館)
		12	絹本著色 月溪 (呉春) 像 (紀広成筆)	1幅 栄本町12番27号(逸翁美術館)
	彫刻	1	木造 千手観音立像	1軀 神田3丁目11番2号(常福寺)
		2	木造 阿弥陀如来坐像	1軀 五月丘1丁目10番12号 (市立歴史民俗資料館)
		3	木造 雨宝童子立像	1軀 鉢塚2丁目7番26号(一乗院)
		4	木造 十一面観音立像	1軀 木部町133番地(永興寺)
		5	木造 増長天立像	1軀 伏尾町697番地(久安寺)
		6	木造 薬師如来立像	1軀 伏尾町697番地(久安寺)
		7	木造 聖観音立像	1軀 鉢塚2丁目7番26号(一乗院)
		8	木造 多聞天立像	1軀 鉢塚2丁目7番26号(一乗院)
		9	木造 十一面観音立像	1軀 綾羽1丁目1番9号(高法寺)
		10	木造 春日竜神立像	1軀 鉢塚2丁目7番26号(一乗院)
		11	木造 二十四孝透塀欄間	21面 神田4丁目7番1号(八坂神社)
		12	木造 薬師如来立像	1軀 上池田1丁目9番7号(上池田薬師堂)
		13	木造 薬師如来坐像	1軀 東山町373番地(東禅寺)
		14	木造 十一面観音立像	1軀 東山町373番地(東禅寺)
		15	木造 不動明王坐像	1軀 神田3丁目11番2号(常福寺)
	書跡	1	紙本墨書 望海亭記 (横川景三筆)	1幅 綾羽2丁目5番16号(大広寺)
		2	紙本著色 牡丹花肖柏三百周忌 懐旧和歌 (山川正宣筆)	1巻 綾羽2丁目5番16号(大広寺)
		3	立教舎関係資料	一括 五月丘1丁目10番12号 (市立歴史民俗資料館)
	歴史資料	1	算額 (文化3年奉納)	1面 住吉2丁目3番18号(住吉神社)
		2	算額 (嘉永元年奉納)	1面 住吉2丁目3番18号(住吉神社)
		3	算額 (嘉永5年奉納)	1面 畑3丁目15番8号(天満宮)
		4	元禄十年撰州豊島郡池田村絵図	1鋪 綾羽2丁目4番5号(伊居太神社)
	工芸品	1	梵鐘	1口 綾羽2丁目5番16号(大広寺)
		2	梵鐘	1口 鉢塚3丁目4番6号(釈迦院)
		3	秋草蒔絵螺鈿聖餅筥	1合 栄本町12番27号(逸翁美術館)
	考古資料	1	池田茶臼山古墳出土品	一式 五月丘1丁目10番12号 (市立歴史民俗資料館)
		2	鉢塚古墳上部所在経塚出土品	一式 鉢塚2丁目4番28号(五社神社)
		3	娯三堂古墳出土品	一式 五月丘1丁目10番12号 (市立歴史民俗資料館)
	建造物	1	石造 宝塔基礎	1基 神田3丁目11番2号(常福寺)
		2	石造 板碑	1基 畑3丁目15番8号(天満宮)
		3	石造灯籠	1基 畑3丁目15番8号(天満宮)

種類	区分	指定番号	名称	所在地	種類
民俗文化財 重要有形	信仰	1	木造 雨乞竜	1	西本町2番20号(寿命寺)
	民具	1	木製 踏車(水車)	1基	五月丘1丁目10番12号 (市立歴史民俗資料館)
民俗文化財 重要無形	祭礼行事	1	神田祭 額灯と幟の宮入り		神田4丁目7番1号(八坂神社)
史跡名勝天然記念物	史跡	1	娯三堂古墳	1基	綾羽2丁目129番地
		2	池田城主池田氏の墓	2基	綾羽2丁目5番16号(大広寺)
		3	伝承 弁慶の泉		豊島南2丁目731番地の1
		4	麻田藩主青木家累代の墓	16基	畑1丁目18番17号(仏日寺)
		5	五月ヶ丘古墳及び出土遺物		五月丘1丁目10番12号 (市立歴史民俗資料館)
		6	伝承 唐船が淵		木部町から新町
		7	田中桐江の墓	1基	綾羽2丁目5番16号(大広寺)
		8	猪名川政右衛門の碑	1基	新町1番1号(西光寺)
	天然記念物	1	イスノキ	1	神田4丁目7番1号(八坂神社)
		2	カイツカイブキ	1	渋谷3丁目17番11号(自性院)

1 1 市内寺院の現況

【表11-1 市内寺院一覧表】

令和7年4月1日現在

	寺院名	所在地	電話番号	地区名
1	久安寺	伏尾町697	752-1857	細河地区
2	陽松庵	吉田町179	751-2229	細河地区
3	慈恩寺	中川原町485	751-7208	細河地区
4	東禅寺	東山町373	751-4519	細河地区
5	圓成寺	東山町33	752-6000	細河地区
6	無二寺	古江町387	751-8542	細河地区
7	如来寺	古江町58	751-1172	細河地区
8	専行寺	中川原町258	751-3471	細河地区
9	松雲寺	中川原町306	753-3587	細河地区
10	永興寺	木部町133	751-2763	細河地区
11	松操寺	木部町272	751-1427	細河地区
12	西光寺	新町1-1	751-2206	旧池田地区
13	高法寺	綾羽1-1-9	751-4240	旧池田地区
14	本養寺	綾羽2-2-23	751-2661	旧池田地区
15	大広寺	綾羽2-5-16	751-3433	旧池田地区
16	陽春寺	綾羽2-5-17	751-8545	旧池田地区
17	託明寺	栄本町5-18	751-2834	旧池田地区
18	法園寺	建石町3-1	751-3623	旧池田地区
19	壽命寺	西本町2-20	751-4676	旧池田地区
20	源立時	槻木町1-10	751-3135	旧池田地区
21	法正寺	神田3-17-4	752-2367	北豊島地区
22	常福寺	神田3-11-2	751-3940	北豊島地区
23	正光寺	住吉1-9-20	761-7369	北豊島地区
24	順正寺	住吉1-15-7	761-8292	北豊島地区
25	正國寺	天神2-4-13	761-4785	北豊島地区
26	正福寺	豊島南1-5-26	762-2634	北豊島地区
27	受楽寺	豊島南2-3-10	762-0938	北豊島地区
28	西宝寺	豊島南2-4-6	762-0886	北豊島地区
29	万福寺	石橋3-10-5	761-9211	北豊島地区
30	正福寺	石橋4-15-14	762-0610	北豊島地区
31	十王寺	井口堂1-4-17	761-8743	北豊島地区
32	正智寺	井口堂3-3-4	761-3707	北豊島地区
33	一乗院	鉢塚2-7-26	761-8918	秦野地区
34	釈迦院	鉢塚3-4-6	761-8761	秦野地区
35	佛日寺	畑1-18-17	753-2567	秦野地区
36	吉祥寺	畑4-22-14	751-9568	秦野地区
37	西福寺	畑3-13-11	751-9876	秦野地区
38	長楽寺	畑5-7-27	751-8679	秦野地区
39	自性院	渋谷3-17-11	752-5584	秦野地区

(注)地区名は池田市仏教会の地域設定である。

12 水、食料等の状況

12-1 池田市

【表12-1 水源地施設】

令和7年4月1日現在

	名称	所在地	容量 (m ³)
浄水池	古江浄水場	池田市古江町160番地	3,140
	計	1ヶ所	3,140
配水池	配水隧道	池田市木部町121番地の2～綾羽2丁目5番	6,500
	第2高区配水池	池田市綾羽2丁目126番地	3,000
	畑配水池	池田市畑3丁目1695番地の1	3,600
	伏尾台配水場	池田市伏尾台5丁目2番地の1	1,800
	伏尾台高配水池	池田市伏尾台2丁目13番地	1,200
	東畑配水池	池田市畑3丁目1番地の57	400
	寺尾山配水池	池田市五月丘5丁目34番地	10,100
	計	7カ所	26,600

【表12-2 給水資機材】

令和7年4月1日現在

種類	容量	個数
給水車	2.0m ³	1
給水タンク	1.0m ³	3
	1.5m ³	1
ポリ容器	20ℓ	3,200
給水袋	6ℓ	3,000
ボトルウォーター	2.0ℓ	800
アルミボトル缶	500mℓ	13,500

【表12-3 食料等】

令和7年5月末現在

品目	個数	品目	個数
アルファ化米(食)	14,300	ロープ(5mm・300m)(本)	24
液体ミルク(240ml)(本)	288	投光器(台)	22
粉ミルク(12.7g)(本)	240	ガソリン携行缶(個)	15
備蓄水(L)	11,100	発電機(各種)(台)	12
浄水器(台)	3	ハンドマイク(個)	34
ディスプレイサブル手袋(枚)	246,000	とび口(個)	14
障がい者用トイレ(台)	10	つるはし(個)	30
マンホールトイレ(台)	21	スコップ(個)	36
災害用テントトイレ(回分)	3,100	大ハンマー(個)	36
二つ折り担架(台)	23	金てこ(個)	25
救急医療セット(個)	4	のこぎり(個)	53
電気ファンヒーター(台)	21	車載用持出袋セット(袋)	13
防災用毛布(枚)	1,400	ブルーシート(厚・薄)(枚)	1,830
不織布毛布(枚)	1,860	折り畳み台車・台車(台)	23
梯子兼脚立(台)	9	折り畳みリヤカー(台)	10
ライト付ラジオ(台)	84		

12-2 大阪府

【表12-4 大阪府災害用備蓄物資】

大阪府地域防災計画関連資料集（令和7年3月修正）

品名	数量	倉庫名	所在地
アルファ化米等主食	4,519,235	◎大阪府北部広域防災拠点 ◎大阪府中部広域防災拠点 ◎大阪府南部広域防災拠点 【所管】 大阪府危機管理監危機管理室 災害対策課災害対策グループ TEL 06-6944-6478	◎吹田市千里万博公園5-5 ◎八尾市空港1-209-7 ◎泉南市りんくう南浜2-14
高齢者食	237,855		
粉ミルク又は液体ミルク	1,923,979		
毛布	880,942		
おむつ（小児用）	264,283		
生理用品	257,676		
簡易トイレ	8,810		
おむつ（大人用）	52,857		
マスク	1,321,413		
トイレットペーパー	9,910,602		

【表12-5 大阪府の調達対応】

品名	数量	協定卸売業者名等
乾パン（袋）（H26.4.1現在）	45,000	三立製菓（株）
ビスケット（袋）（H26.4.1現在）	45,000	明治製菓（株）
粉ミルク（缶）（R3.1末現在）	300g入2,472	森永乳業、ビーンスタークスノー
即席麺（食）（H26.4.1現在）	3,050,000	日清食品（株）、明星食品（株）、ハウス食品（株）、サンヨー食品（株）、エースコック（株）

12-3 米穀取扱店

(1) 市内

池田米穀小売商組合 令和7年4月1日現在

法人名又は店舗名	所在地	電話番号	FAX番号
辻米穀店	菅原町11番2号	(751)3820	(751)3820
関口米穀店	綾羽1丁目1番6号	(751)4863	(751)7190
近谷米穀店	室町7番15号	(751)2814	(753)0489
株尾田米穀店	満寿美町6番19号	(751)2942	(751)3237
米のたにぐち	井口堂2丁目2番4号	(761)6598	(761)6525

大阪北部農業協同組合 令和7年4月1日現在

支店名	所在地	電話番号	FAX番号
細河支店	中川原町331番地の1	(751)2668	(751)6271
池田支店	上池田2丁目1番7号	(750)2127	(750)2256

(2) その他

令和7年4月1日現在

法人名又は店舗名	所在地	電話番号
株式会社 大阪第一食糧	大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル6F	06(6567)9113
ライスフレンド(株)	大阪市鶴見区放出東3-7-3	06(6963)0766
全農パールライス西日本(株)	神戸市東灘区住吉浜町18	078(842)8250

(参考) 給食センターの炊き出し能力

名称	池田市立学校給食センター
所在地	池田市東山町140
炊き出し能力	350食/回(ガス回転釜を使用)

※ 学校給食センターには、ガス回転釜やレトルト食品の備蓄品(8,500食分)があるほか、調理委託業者が保有するガス回転釜やキッチンカーの活用も可能

1 3 防災気象情報等

1 3 - 1 防災気象情報

① 防災気象情報

気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、以下のように6種類の特別警報、7種類の気象警報、16種類の注意報、5種類の早期注意情報（警報級の可能性）を発表している。

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、 <i>波浪、高潮</i>
警 報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、 <i>波浪、高潮</i>
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、 <i>波浪、高潮</i> 、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
早期注意情報 （警報級の可能性）	大雨、暴風（暴風雪）、大雪、 <i>波浪、高潮</i>

【表13-1】

出典：気象庁ホームページ ※ 斜体の警報等は、池田市は対象外

② 警戒レベルとの対応

土砂災害・洪水に関しては、以下のとおり警戒レベルと対応している。それぞれの情報を参考にとるべき行動は以下のとおりである。

【表13-2】

情 報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報	市が避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、市の避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害） 洪水警報	市が高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域では、市から的高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者以外の方も危険度分布等を用いて参考に避難の準備や自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性） <small>注：大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合</small>	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

出典：気象庁ホームページ 高潮に関するものを除く

③ 気象等に関する特別警報の発表基準

【表13-3】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします

出典：気象庁ホームページ

④ 警報・注意報発表基準一覧表

【表13-4】

【池田市】令和6年5月23日現在

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138	
	洪水	流域雨量指数	江原川流域=6.6、箕面川流域=12.3、余野川流域=16		
		複合基準 ※1	江原川流域=(12, 5.6)		
		指定河川洪水予報による基準	猪名川[小戸]		
	暴風	平均風速	20m/s		
暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う			
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm		
		山地	12時間降雪の深さ20cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15		
		土壌雨量指数基準	91		
	洪水	流域雨量指数	江原川流域=5.2、箕面川流域=9.8、余野川流域=12.8		
		複合基準 ※1	江原川流域=(7, 5)、箕面川流域=(12, 7.8)、余野川流域=(13, 9.6)		
		指定河川洪水予報による基準	猪名川[小戸]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	
			山地	12時間降雪の深さ10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度40%で実行湿度60%			
	なだれ	② 積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨 ※2			
	低温	最低気温-5℃以下			
霜	晩霜期 最低気温4℃以下				
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は、大阪管区気象台の値

出典：気象庁ホームページ

⑤ 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として[高]、[中]の2段階で発表している。大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1です。

【表13-5】

5日先までの早期注意情報（警報級の可能性）

〇〇県南部の早期注意情報（警報級の可能性）

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

〇〇県南部 警報級の可能性	3日		4日				5日	6日	7日	8日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24					
大雨	[中]			-		-	-	[中]	-	
暴風				[高]		-	[中]	[高]	-	
波浪				[高]		-	[中]	[高]	-	
高潮				[高]		-	[中]	[高]	-	

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。
 ※警戒レベルとの関係
 早期注意情報(警報級の可能性)*...[警戒レベル1]
 * 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

翌日まで

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

出典：気象庁ホームページ

【表13-6】

早期注意情報（警報級の可能性）の[高]及び[中]の利活用のイメージ

	翌日まで	2日先から5日先まで
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
[高] 対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の[高]が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、 <u>「警報に切り替える可能性が高い注意報」</u> や <u>「予告的な府県気象情報」</u> 等がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される <u>「詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認してください。」</u>	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の[高]や[中]が発表されたときは、 <u>「心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意するよう」</u> にしてください。
[中] [高]ほど可能性が高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生可能性がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の[中]が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、 <u>「深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておくよう」</u> にしてください。	

※ 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。（内閣府「避難情報に関するガイドライン」P27の内容に基づき整理）

出典：気象庁ホームページ

13-2 地震情報

【表13-4 気象庁震度階級関連解説表(平成21年3月31日)】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
 2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
 3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
 4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
 5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

①人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。

②木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

③鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

④地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

⑤ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まること がある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

⑥大規模構造物への影響

長周期地震動*による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

14 気象等観測業務

気象予警報、気象情報等の気象状況を的確に把握し、災害対策に係りのある気象業務を効果的に実施するため、大阪管区気象台、近畿地方整備局、大阪府、池田市並びにため池管理者が観測を行っているが、その内容は次のとおりである。

14-1 雨量観測所

【表14-1 雨量観測所】

観測所	河川名	所在地	管理者
豊中		豊中市蛸池西町	大阪管区気象台
上池田	猪名川	池田市上池田2丁目	猪名川河川事務所
伏尾台		池田市伏尾台1丁目（伏尾第2污水中継ポンプ場）	池田土木事務所
伏尾町		池田市東山（細河分署）	池田土木事務所
五月山霊園		池田市木部町（日の丸展望台）	池田土木事務所
池田	猪名川	池田市城南1丁目（池田土木事務所）	池田土木事務所
下止々呂美	余野川	箕面市下止々呂美	池田土木事務所
六箇山		箕面市新稲2丁目	池田土木事務所
春日橋	千里川	豊中市本町	池田土木事務所

14-2 水位観測所等

【表14-2 水位観測所】

観測所	河川名	所在地	水位 (m)				管理者
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
銀橋	猪名川	川西市矢間東町	2.40	7.00	-	-	猪名川河川事務所
小戸	猪名川	池田市西本町	1.00	2.50	3.40	4.00	猪名川河川事務所
軍橋	猪名川	伊丹市下河原	1.50	3.00	-	-	猪名川河川事務所
吉田橋上流	余野川	池田市伏尾町	1.00	3.00	-	-	猪名川河川事務所
高橋	余野川	池田市東山町	1.00	1.75	2.00	2.30	池田土木事務所
箕面川橋	箕面川	池田市石橋2丁目	1.00	2.50	2.60	2.70	池田土木事務所
石澄川橋	石澄川	箕面市新稲7丁目	0.35	0.65	1.50	1.70	池田土木事務所

【表14-3 河川監視カメラ】

観測所	河川名	所在地	管理者
小戸	猪名川	池田市桃園	猪名川河川事務所
猪名川運動公園	猪名川	池田市神田	池田土木事務所
高橋	余野川	池田市東山町	池田土木事務所
古江橋	余野川	池田市木部町	池田土木事務所
箕面川橋	箕面川	池田市石橋2丁目	池田土木事務所

14-3 地震計設置場所

池田市城南1丁目1-1 池田・府市合同庁舎 地階電気室前廊下

14-4 ため池の通報水位及び警戒水位

通報及び警戒水位の基準については、原則として次のとおりとする。

(1)通報水位

余水吐の最大可能排水量による水位上昇高の3分の2まで上昇したとき。

(2)警戒水位

ため池の堤体天端から80cmの位置まで水位が上昇したとき。

15 被害状況等報告基準

【表15 被害状況等報告基準】

消防庁第55号(令和5年5月12日)

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者	
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害が原因で死亡したと認められた者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者	
	負傷者	重症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	半壊にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物のうち、全壊又は半壊の被害を受けたもの。（人が居住しているときは、当該部分は住家とする。）	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物のうち、全壊又は半壊の被害を受けたもの。（人が居住しているときは、当該部分は住家とする。）	
その他	田畑の被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端がみえなくなる程度に水につかったもの。
	学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの（医療法第1条の5）	
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	

	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。
	ブロック塀等	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯数	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者数	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
	火災発生	火災発事件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。(未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記入する。)
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。(未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記入する。)
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。(未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記入する。)
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

- 注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 人的被害については、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず重傷者として報告すること。

16 応援協定等一覧

【表16 応援協定等一覧】

(1) 消防関係 (令和7年4月1日現在)	
1. 消防相互応援協定市	
・伊丹市	(S41. 12. 10)
・大阪市	(S43. 3. 9)
・吹田市	(S43. 12. 28)
・川西市	(S44. 5. 1)
2. 航空消防応援協定 (回転翼航空機)	
・大阪市	(S45. 10. 1)
3. 中国縦貫自動車道路茨木市、宝塚インターチェンジ間消防相互応援協定	
・吹田市、豊中市、川西市、伊丹市、宝塚市、茨木市	(S54. 6. 7)
4. 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	
・大阪府・兵庫県航路以下14市等	(S62. 8. 12)
5. 大阪府下広域消防相互応援協定	
・大阪府下消防本部・局	(S63. 9. 1)
6. 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	
・日の丸ハイヤー株式会社	(H 8. 10. 1)
7. 大阪府豊能地域広域消防相互応援協定	
・豊中市、箕面市、豊能町、能勢町	(H27. 4. 1)
8. 大阪国際空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定	
・伊丹市、豊中市、関西エアポート株式会社	(H28. 3. 29)
9. 新名神高速道路 (高槻市～川西市) 消防相互応援協定	
・高槻市、茨木市、箕面市、川西市	(H29. 12. 6)
10. 災害時等の無人航空機支援協力に関する協定	
・株式会社ふるさと創生研究開発機構	(R3. 3. 23)
11. 豊中市・吹田市・池田市・箕面市における救急車同乗研修協定	
・豊中市、吹田市、箕面市	(R5. 3. 10)
12. A E D設置登録情報システム (財団全国A E Dマップ) 協定	
・一般財団法人日本救急医療財団	(R6. 3. 29)
(2) 水道関係 (令和7年4月1日現在)	
1. 大阪府下の水道事業者による震災時相互応援体制整備に関する協定	(H9. 3. 31)
・大阪府及び府下43市町村水道事業者 (大阪市を除く)、1企業団	
2. 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	(H9. 7. 10)
・大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部	
(3) 防災一般 (令和7年7月1日現在)	
1. 災害時相互応援協定	(H9. 2. 10)
・豊中市、箕面市、能勢町、豊能町	
2. 災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書	(H10. 9. 1)
・大阪府トラック協同組合池田市運輸事業部会	
3. 災害時における相互協力に関する協定書	(H12. 4. 1)
・池田市内郵便局	
4. 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書	(H17. 5. 2)
・豊中市	

5. 災害救助犬の出動に関する協定書----- (H18. 4. 1)
・特定非営利活動法人日本レスキュー協会
6. 災害時における避難者の受け入れに関する協定書----- (H18. 12. 13)
・伊丹市
7. 池田市の災害発生時における応急対策業務に関する協定書----- (H19. 7. 1)
・有限責任中間法人池田市造園業組合
8. 池田市と綾部市の災害時相互応援に関する協定----- (H19. 10. 8)
・京都府綾部市
9. 災害時における応急対策業務に関する協定書----- (H19. 12. 5)
・池田電設協力会
10. 災害時における応急対策業務に関する協定書----- (H20. 1. 17)
・池田建設業協会
11. 災害時における飲料の提供協力に関する協定----- (H21. 3. 30)
・コカ・コーラウエスト株式会社
12. 災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬に関する協定----- (H21. 3. 31)
・池田環境事業協同組合
13. 災害時における協力に関する協定書----- (H23. 8. 1)
・昭和公基株式会社
14. 災害時相互応援に関する協定----- (H23. 10. 21)
・千葉県流山市
15. 災害時の葬祭業務の委託に関する協定書----- (H24. 5. 17)
・大阪葬祭事業協同組合
16. 災害時における電気設備の応急復旧等に関する協定書----- (H24. 7. 13)
・大阪府電気工事工業組合
17. 災害時等の緊急放送における協定----- (H25. 7. 1)
・株式会社ジェイコムウエスト
18. 池田市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書----- (H25. 10. 2)
・社会福祉法人 池田市社会福祉協議会
19. 災害時における緊急用燃料の供給協力に関する協定----- (H25. 12. 9)
・一般社団法人大阪府エルピーガス協会豊能豊中支部豊能地区池田班
20. 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定----- (H26. 8. 26)
・榎伏尾の鮎茶屋
21. 災害時の支援協力に関する協定----- (H27. 4. 28)
・ダイハツ工業(株)
22. 北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書----- (H27. 7. 1)
・豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、
豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合
23. 災害時の相互応援に関する協定----- (H28. 5. 13)
・大分県中津市
24. 社会福祉施設との福祉避難所に関する協定
・社会福祉法人池田さつき会特別養護老人ホームポプラ、社会福祉法人産経新聞厚生文化
事業団三恵園、医療法人マックシール巽病院介護老人保健施設----- (各H29. 9. 1)
・社会福祉法人恵愛会特別養護老人ホームオレンジ池田、社会福祉法人起生会特別養護老
人ホームほほえみの園、社会福祉法人のぞみ----- (各H29. 9. 15)
・社会福祉法人大協会----- (H29. 9. 25)
・社会福祉法人池田でぞろ福祉会、池田芽ばえ福祉会、社会福祉法人てしま福祉会
----- (各H29. 10. 6)
・社会福祉法人大阪府社会福祉事業団----- (H29. 11. 24)

- ・株式会社ポブラコーポレーション（3施設）----- (H30. 12. 19)
- 25. 災害時の歯科医療救護に関する協定書----- (H31. 1. 18)
 - ・池田市歯科医師会
- 26. 災害に係る情報発信等に関する協定----- (R 1. 6. 28)
 - ・ヤフー株式会社
- 27. 災害時におけるバス輸送等の協力に関する協定書----- (R 3. 3. 22)
 - ・阪急バス株式会社
- 28. 災害時の薬事医療救護に関する協定書----- (R 3. 12. 27)
 - ・一般社団法人池田市薬剤師会
- 29. 災害等発生時におけるレンタル資機材及び役員サービスの提供に関する協定----- (R 4. 12. 15)
 - ・株式会社ダスキン
- 30. 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書----- (R 5. 1. 16)
 - ・大阪司法書士会
- 31. 災害時における物資の供給等に関する協定----- (R 5. 3. 8)
 - ・株式会社ほっかほっか亭総本部
- 32. 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書----- (R 5. 5. 9)
 - ・西尾レントオール株式会社
- 33. 学校生産物を活用した防災対策の推進に関する連携協定書----- (R 5. 10. 25)
 - ・大阪府立園芸高等学校
- 34. 災害時の医療救護活動等に関する連携協定書----- (R 6. 2. 9)
 - ・池田市医師会
- 35. 大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定----- (R 6. 2. 22)
 - ・イズミヤ・阪急オアシス（株）
- 36. 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書----- (R 6. 5. 1)
 - ・双羽物産株式会社
- 37. 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書----- (R 6. 5. 27)
 - ・マイナミ貿易株式会社
- 38. 大規模災害時における公衆浴場の利用に関する協定書----- (R 6. 7. 5)
 - ・大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合池田支部
- 39. 災害時における行政書士業務に関連する協力活動に関する協定書----- (R 6. 7. 16)
 - ・大阪府行政書士会
- 40. 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書----- (R 6. 7. 16)
 - ・(株) トーエイ
- 41. 大規模災害時における学校施設の使用に関する協定書----- (R 6. 11. 7)
 - ・大阪教育大学付属池田小学校・池田中学校・高等学校池田校舎
- 42. 災害時における医薬品等の物資の供給に関する協定書----- (R 6. 11. 22)
 - ・スギホールディングス株式会社
- 43. 災害時における物資供給に関する協定書----- (R 6. 12. 27)
 - ・NPO法人コメリ災害対策センター
- 44. 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書----- (R 7. 2. 28)
 - ・大栄環境株式会社
- 45. 大規模災害時における応急住宅管理等業務に関する協定書----- (R 7. 4. 1)
 - ・日本管財株式会社
- 46. 地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する協定書----- (R 7. 6. 2)
 - ・大阪トヨタNorth株式会社、大阪トヨペット株式会社、トヨタモビリティ新大阪株式会社、ネッツトヨタニューリー北大阪株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社

17 各種手続様式**17-1 自衛隊派遣要請の要求、撤収要請の要求****【様式17-1 派遣要請の要求】**

文書番号

年 月 日

大阪府知事

様

池田市長

印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第六十八条の二の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由
2. 派遣を希望とする期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考事項

A4判

【様式17-2 撤収要請の要求】

文書番号

年 月 日

大阪府知事

様

池田市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の要求について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣について、
下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1. 撤収要請の要求日時
2. 派遣された部隊
3. 撤収要請を要求する事由
4. その他参考事項

A4判

17-2 緊急輸送車両確認申請

【様式17-3 緊急通行車両確認申出書】

年 月 日		
知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住 所 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

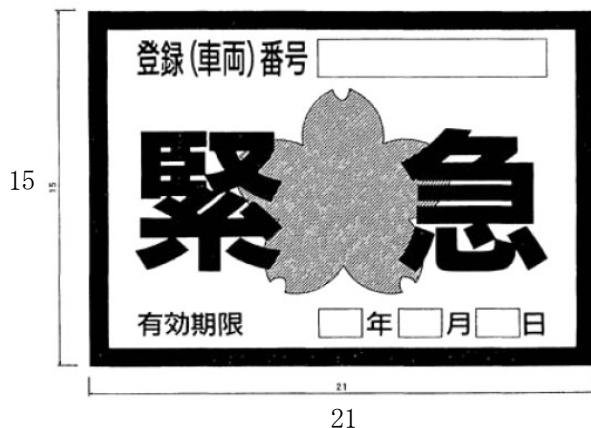
【様式17-4 緊急通行車両確認証明書及び標章】

確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

標 章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

21

17-3 被害状況等の報告

【様式17-5 災害速報】

第4号様式（その1）

		(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分								
		消防庁受信者氏名		都道府県										
		災害名		市町村 (消防本部名)										
		(第 報)		報告者名										
災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人					一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____ _____ _____														

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

17-4 災害報告(地すべり・がけ崩れ・土石流等)

【様式17-7 災害報告(地すべり)】

第 1 報

災 害 報 告 (地すべり)

(1900/1/0 現在)

ふりがな						地区名					
発生場所	[都道府県]	[市・郡]	[区・町・村]	[大字]							
発生日時	根 拠					不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する					
高齢者等避難 発令時刻	月	日	0 時	0 分	避難指示発令時刻	月	日	0 時	0 分		
土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	0 時	0 分	避難指示等で避難がなされた	月	日	0 時	0 分		
自主避難がなされた時刻	月	日	0 時	0 分		月	日	時	分		
発生要因	()										
降雨状況	異常気象名				観測所名	災害発生場所からの距離 0.0 km					
	連続雨量	0 mm	0 年	0 月	0 日	0 時	~	0 年	0 月	0 日	0 時
	最大 24 時間雨量	0 mm/24hr	0 年	0 月	0 日	0 時	~	0 年	0 月	0 日	0 時
	最大 時間雨量	0 mm/hr	0 年	0 月	0 日	0 時	~	0 年	0 月	0 日	0 時
地震	震源地	震度	観測地点			災害発生場所からの距離 km					
	観測所名					災害発生場所からの距離 km					
地すべり規模	幅	0 m	長さ	0 m	斜面勾配	0 度	移動層厚	0 m	拡大の見込		
	保全対象人家戸数	0 戸		公共施設							
天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ	最大幅	最大長さ	湛水	土砂法に基づく緊急調査の実施						
移動状況	最大時間移動量(時速)	mm	年 月 日 0 時 ~ 0 時			観測地点					
	移動総量	cm	年 月 日 0 時 0 分 ~			観測地点					
	近年の移動履歴	年 月 日 0 時 ~			年 月 日 0 時						
	変状	き裂	陥没	隆起	湧水	末端の押出の有無					
既存施設状況	既存施設 () (具体内容:) 既存施設の被災 () (具体内容:)										
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	無	危険度		区域所管					
	地すべり防止区域	指定	無	指定年		年					
被害状況	人的被害	死者	0 名		被害者年齢	才	農地被害 (種類・面積)				
		行方不明	0 名			才					
		負傷者	0 名			才					
	人家被害	全壊・流出	0 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC	《 》 《 》 《 》 戸	公共的建物・要配慮者利用施設			
		半壊	0 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC	《 》 《 》 《 》 戸				
		一部損壊	0 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC	《 》 《 》 《 》 戸				
非住家被害	0 戸	宅地擁壁の被害		0 戸 ()							
公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
その他											
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)										
対応状況	の が へ (発令、解除)										
緊急対応	どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)										
緊急事業等						災害関連緊急事業申請の有無					
	関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
保安林		土石流危険渓流 []			建築基準法による災害危険区域						
国有林		急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域						
民有林		急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域						
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅造基準条例の適用区域						
		土砂災害特別警戒区域			土砂災害警戒区域						
		災害対策基本法に基づく警戒区域									
	その他 ()										
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名					
	②所属	氏名			④所属	氏名					
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること					座標	緯度					
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする					座標	経度					
本省公表の有無:											

緊急・詳細報告用

第 報

地区名 _____

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

【様式17-8 災害報告(がけ崩れ)】

第 0 報

災 害 報 告 (が け 崩 れ)

(1900/1/0 現在)

発生日時	根 拠		0時00分		不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する	
高齢者等避難 発令時刻	月	日	0 時	0 分	避難指示発令時刻	
土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	0 時	0 分	避難指示等で避難がなされた	
自主避難がなされた時刻	月	日	0 時	0 分	月	
発生要因 ()						
降雨状況	異常気象名	観測所名	災害発生場所からの距離 0.0 km			
連続雨量	0 mm	年 月 日 0 時 ~	年	月	日 0 時	
最大24時間雨量	0 mm/24hr	年 月 日 0 時 ~	年	月	日 0 時	
最大時間雨量	0 mm/hr	年 月 日 0 時 ~	年	月	日 0 時	
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km		
融雪	観測所名	災害発生時の積雪深			災害発生場所からの距離 km	
斜面の種類	自然斜面	H= m	横断図 (別途添付すること)		概況平面図 (別途添付すること)	
	人工斜面	H= m				
	勾配	θ1	度			
拡大の見込み						
保全対象	人家	0 戸				
	公共的建物					
崩壊の状況	高さ	m	巾	m		
	面積	m ²	勾配	θ2 度		
	崩壊又は流出土砂量	m ³				
	がけ下端の堆積深	m				
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m			
	被害家屋位置の堆積深	②家屋	m			
	崩土の到達距離	m				
	その他	落石				
既存施設状況	既存施設 () (具体内容:) 既存施設の被災 () (具体内容:)					
斜面の情報	区分	[I ・ II ・ 準ずる ・ 危険箇所ではない]				
被害状況	人的被害	死者	0 名		被害者 才 (種類・面積)	
		行方不明	0 名			
		負傷者	0 名			
	物的被害	全壊・流出	0 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC 《 》 《 》 《 》 戸
		半壊	0 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC 《 》 《 》 《 》 戸
		一部損壊	0 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC 《 》 《 》 《 》 戸
	非住家被害	0 戸	宅地擁壁の被害	0 戸 ()		
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)				
	その他					
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)					
対応状況	(どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)					
応急対応						
緊急事業	災害関連緊急事業申請の有無					
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域			
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域			
		災害対策基本法に基づく警戒区域	宅造基準条例の適用区域			
	その他 ()					
報告者	①所属	氏名		③所属	氏名	
	②所属	氏名		④所属	氏名	
	※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること	座標	緯度			
	※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと	座標	経度			
	※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする	本省公表の有無:				

【様式17-9 災害報告(土石流等)】

第 0 報

災 害 報 告 (土石流等)

(1900/1/0 現在

ふりがな 発生場所	[都道府県]	[市・郡]	[区・町・村]	[大字]	地区名	
ふりがな 河川名	[1級・2級・その他]	水系	川	[沢・川・谷]		
発生日時	根拠	1900年1月0日	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する			
災害形態	()					
発令時刻等の発生時刻	高齢者等避難 発令時刻	月 日 0時 0分	概略のボンチ絵 (別途添付すること)			
	避難指示 発令時刻	月 日 0時 0分				
	土砂災害警戒情報 発表時刻	月 日 0時 0分				
	避難指示等で避難がなされた時刻	月 日 0時 0分				
	自主避難がなされた時刻	月 日 0時 0分				
発生要因	()					
降雨状況	異常気象名					
	観測所名	災害発生場所からの距離	km			
	連続雨量	0年 0月 0日 0時 ~				
	最大24時間雨量	0年 0月 0日 0時 ~				
	最大時間雨量	0年 0月 0日 0時 ~				
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km		
	観測所名	災害発生場所からの距離	km			
現地調査結果	土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞	堆積状況 河積の程度	
	流木流出状況	流出流木量	m ³	河道閉塞	堆積状況 河積の程度	
	氾濫面積	m ²	氾濫最大延長(m)×氾濫最大幅(m)	平均堆積深	最大堆積深	
	氾濫開始点の勾配	度	氾濫終息点の勾配	度		
	天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ	最大幅	最大長さ 0m	湛水	土砂法に基づく緊急調査の実施
既存施設状況	既存施設:	既存施設の被災:	(具体内容:)	既存施設による土砂補捉:	既存施設による土砂補捉:	
溪流の情報	区分	[I・II・準する・危険溪流ではない]	(番号:)	流域面積	km ² 河床勾配 1/	
被害状況	人的被害	死者	0名	被害者	才	
		行方不明	0名	者	才	
		負傷者	0名	年齢	才	
	物的被害	全壊・流出	0戸	木造	《 》〈 〉戸	RC 《 》〈 〉戸
		半壊	0戸	木造	《 》〈 〉戸	RC 《 》〈 〉戸
		一部損壊	0戸	木造	《 》〈 〉戸	RC 《 》〈 〉戸
床上浸水		0戸	木造	《 》〈 〉戸	RC 《 》〈 〉戸	
床下浸水	0戸	木造	《 》〈 〉戸	RC 《 》〈 〉戸	農地被害 (種類・面積)	
非住家被害	0戸	宅地擁壁の被害	0戸 ()			
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)						
(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)						
二次災害の可能性						
保全対象	km下流に人家	戸 (人)	道路名等			
(その他)						
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)						
の が へ (発令、解除)						
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したかorする予定か)						
緊急対応						
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無					
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)	地すべり防止区域 []			
	保安林	河川区域 ()	急傾斜地崩壊危険区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域				
その他 ()						
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名		
	②所属	氏名	④所属	氏名		
* [添付図面等]					座標	
都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるボンチ絵、関連記事					緯度	
* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること					経度	
* 写真は、別途e-mailにて送付すること					本省公表の有無:	
* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする						

18 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

【表18 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表】 令和5年6月現在

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
避難所の供与	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者であって避難を必要とする者	設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費燃料費、仮設便所等の設置費	1人1日当たり340円以内 ホテル・旅館等借上時は1泊当たり7,000円/名(食費・税込)が目安	災害発生日から7日以内	原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定
福祉避難所の設置	上記のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	上記に加え、①概ね10人の対象者に1人の生活相談等職員の配置経費②簡易洋式トイレ等の器物の費用③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費の加算	上記に加え、左記対象経費の通常の実費を加算	同上	特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護介護保険の枠組みで対応
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	－	1戸あたり平均6,775,000円以内	完成の日から最長2年	住宅の規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図る。 福祉仮設住宅の設置も可能
		家賃、共益費、敷金、礼金、手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	地域の実情に応じた額(実費)	最長2年	水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者も可
応急修理期間における応急仮設住宅の使用	応急修理をする被災者のうち、応急修理期間が1か月を超える者で、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者	家賃、共益費、敷金、礼金、手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	地域の実情に応じた額(実費)	災害発生日から原則6か月(修理完了時は速やかに退去)	条件により応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)の供与との併用可
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	1人1日1,230円以内(1日平均かつ3食分)	災害発生日から7日以内	1 握り飯、パン、弁当等の購入費を炊き出し費用にできる。 2 自宅等での避難者が避難所に炊き出し等を受け取りに来る場合も対象 3 災害救助をする職員やボランティア等の食事は対象外

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	1 住家の被害を問わず 2 配水管の修理等や仮配管の設置は対象外 3 感染症予防目的の資材、薬品等は対象外				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 被服、寝具及び身の回り品 2. 日用品 3. 炊事用具及び食器 4. 光熱材料	下表金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 現物、世帯単位 2 表中の夏季とは4/1～9/30、冬季とは10/1～3/31 3 防寒対策の簡易なストーブ等、熱中症等対策用の扇風機等は生活必需品の範囲内（取付が必要な商品は対象外）				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術、その他の治療及び施術 4 病院若しくは診療への収容 5 看護	1 救護班使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	1 災害により医療の途を失った者であれば、災害が理由かは問わず 2 通常の保険診療等による医療が行われている場合、必要なし。医療機関の受入能力を超える患者発生時は除く 3 経済的要件を問わず				
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	1 救護班使用した衛生材料費の実費 2 助産師当該地域における慣行料金の100分80以内	災害発生日から7日以内	1 出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者を含む 2 被災者であるかは問わず 3 通常の保険診療等による助産が行われている場合、必要なし。 4 経済的要件を問わず				
被災者の救出	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索、救出	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日（72時間）以内	1 消防、警察、自衛隊の救出活動は対象外 2 通常の避難は対象外 3 人の救出に限定財産や動物等は対象外 4 被災原因を問わず				

救助の種類	対 象	支出費用	費用の限度額	期 間	備 考	
住宅の応急修理	被害の拡大防止上の緊急修理 準半壊以上(相当)	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者(大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は修理することで居住することが可能な場合))	1 屋根等に被害を受け雨漏り又は雨漏りの恐れがある住家へのブルーシートの展張 2 外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御 3 外壁材の剥落に伴う落下防止ネットの展張	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了	1 1世帯当たり平均ではなく各世帯毎の基準額 2 ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計 3 修理の必要性、内容の妥当性を示す事実確認のため、施工前後の写真を撮影
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理 大規模・中規模半壊 半壊	1 災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理することができない者 2 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に半壊した者(大規模半壊)	—	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から3カ月以内に完了(国の災害対策本部が設置された際は6カ月以内に完了)	1 1世帯当たり平均ではなく各世帯毎の基準額 2 会社の寮や社宅、公営住宅等は対象外 3 修理前の被災状況の写真を全体4方向+破損個所毎に撮影
	準半壊	災害のため住家が半壊(焼)に準ずる程度の損傷(準半壊)を受け、自らの資力では応急修理することができない者	—	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 343,000円以内	—	1 住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害(=損害割合)が10%以上20%未満のもの 2 1世帯当たり平均ではなく各世帯毎の基準額 3 修理前の被災状況の写真を全体4方向+破損個所毎に撮影
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校・中学校・高等学校の生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	1 教科書及び正規の教材(学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑など) 2 文房具、通学用品	1 教科書及び正規の教材：実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童 1人4,800円以内 中学校生徒 1人5,100円以内 高等学校等生徒等 1人5,600円以内	災害発生の日から 1. 教科書及び教材 1ヵ月以内 2. 文房具及び通学用品 15日以内	1 見舞制度でないため一律配布等は不可 2 通学途中中等での被災時も支給可	
埋 葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺(附属品含む) 2 埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) 3 骨つぼ及び骨箱	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	被災市町村の火葬場が使用できない等、他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る	
死体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 消防、警察、自衛隊の搜索活動は対象外 2 人の搜索に限定 財産や動物は対象外	

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者に死体に対する処理(埋葬を除く)する	1 洗浄、縫合、消毒等の処置	1体当たり3,500円以内	災害発生の日から10日以内	1 通常死体発見から埋葬に移る過程で行われる 2 検案は、原則として救護班により行う。
		2 死体の一時保存	死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記施設が利用できない場合 1体当たり5,500円以内		
		3 検案	救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内		
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	1世帯あたり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	1 対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であればよい 2 「応急仮設住宅の供与」との併給不可 3 通行不可時の玄関回りも可 4 清掃・消毒等は対象外 3 除去前の被災状況の写真を撮影
災害が発生する恐れのある段階の避難所の供与	災害が発生する恐れのある場合において被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者	必要となる建物の使用謝金や光熱水費等	避難所： 1人1日当たり340円以内 福祉避難所： 避難所限度額に加えて通常の実費を加算	救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	短期間を想定しているため、季節に応じ、エアコンやストーブを設置するためには、内閣府と協議が必要
	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者	1 避難所へ輸送するためのバス借上等に係る費用 2 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員雇上費	地域の実情に応じた額(実費)		
輸送費及び賃金職員雇上費	1 災害が発生する恐れのある段階の要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等 2 被災者の避難のための輸送・賃金職員等 3 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等 4 医療及び助産のための輸送 5 被災者の救出のための輸送 6 飲料水の供給のための輸送・賃金職員等 7 被災者の救出のために必要な賃金職員等 8 死体の処理のための輸送・賃金職員等 9 医療及び助産のために必要な賃金職員等 10 救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等	—	当該地域における通常の実費	それぞれの救助の実施が認められている期間以内	

19 池田市防災条例

制 定 昭39.10.1 条例第 36 号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づく池田市防災会議（以下「会議」という。）の組織及び所掌事務、法第23条の2第8項の規定に基づく池田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項その他の防災に関する事項について定めるものとする。

(防災会議の所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 池田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の区域内に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会議の委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市長の部内の職員
- (2) 指定地方行政機関の職員
- (3) 大阪府の知事の部内の職員
- (4) 大阪府警察の職員
- (5) 市教育長、市消防長及び消防団長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び会議の会長が指名する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者

2 前項の委員の定数は市長が定める。

3 第1項各号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議の会長)

第5条 会議の会長は、市長がこれにあたる。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議の規程)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の議事、その他運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

(災害対策本部の組織)

第7条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属する職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。
- 4 部に部長及び部員をおき、災害対策本部長が指名する。
- 5 部長は、部の事務を掌理する。

(災害対策本部長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(災害に伴う応急措置の業務に従事したものに対する損害補償)

第9条 法第84条第1項の規定により、応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体若しくは精神に障害を有することとなったときは、池田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年池田市条例第18号）に規定する損害補償の例により、市長が定める。

(市長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56. 4. 1 条例5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

20 池田市防災会議委員構成員

職 名	職 名
1 会 長 ・池田市長	5 大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長
2 池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市病院事業管理者 ・池田市議会事務局長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活動部長 ・池田市福祉部長 ・池田市子ども・健康部長 ・池田市まちづくり環境部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長	6 市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長
3 指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大阪航空局大阪空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長	7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第36普通科連隊第3中隊長 ・新関西国際空港株式会社事業部長 ・日本郵便株式会社 池田郵便局長 ・NTT西日本株式会社 関西支店 設備部長 ・関西電力送配電株式会社大阪北本部 北摂配電営業所 課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 運輸部長 ・阪急バス株式会社 運輸部長 ・大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部設備保安チーム マネジャー ・株式会社ジェイコムウエスト 北大阪局長 ・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 ・池田エイフボランティアネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長 ・池田市友愛クラブ連合会会長
4 大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長	